

令和元年第2回 多気町議会定例会会議録（一般質問）

開 議 （1日目）令和元年6月13日 午前9時 （6名／9名中）

（2日目）令和元年6月14日 午前9時 （3名／9名中）

順番	質 問 者	通告方式	質 問 内 容
1	前川 勝	一問一答	①税金・料の徴収決済方法について （町長、担当課長） ②子どもの相対的貧困について（町長、担当課長）
2	松浦 慶子	一問一答	①子どもの自己肯定感を高める取組みについての 考えを問う （町長、教育町、担当課長）
3	志村 和浩	一問一答	①アクアイグニス、三重大学、食科学大学、スロー フードインターナショナルとの包括連携協定に ついて （町長、担当課長） ②たき児童館について （町長、担当課長）
4	田牧 正義	一問一答	①分権改革と地域デモクラシーの活性化について （町長、担当課長） ②クリスタルタウン工業ゾーン整備事業について （町長、担当課長） ③次の項目の進捗状況をお聞かせください。 （町長、担当課長）
5	山際 照男	一問一答	①空き家等の対策について （町長、担当課長）
6	坂井 信久	一問一答	①佐奈川河床における堆積土砂等の排除について （町長、建設課長、町民環境課長） ②クリスタル工業団地への誘致の状況と新たな対 策は （町長、企画調整課長）
7	森田 勉	一問一答	①第二次多気町都市計画マスタープランについて （町長、副町長、関係課長） ②多気中学校建設中の生徒の安全、授業環境対策に ついて （町長、教育長、担当課長）
8	木戸口 勉幸	一問一答	①クリスタル工業団地企業誘致について （町長及び担当課長） ②県道松阪度会線（野中、土羽、多気間県道バイパ ス）整備の進捗状況について （町長及び担当課長） ③ええまちづくり自治会懇談会について （町長及び担当課長）

9	松木 豊年	一問一答	①子育てに関わる2つの請願の採択について (町長) ②たき放課後児童クラブの32年度以降の人数予想 について (課長) ③保育の無償化について (課長) ④自衛官募集に関する個人情報の提供について (町長、課長) ⑤「非核平和の町」宣言について (町長、課長)
---	-------	------	--

(11番 前川 勝 議員)

○議長(吉田 勝) 1番目の質問者、前川勝君の質問に入ります。

11番、前川勝君。

○11番(前川 勝) 改めましておはようございます。

冒頭少しお話をちょっとお願いをというふうにするわけですが、今世間では園児を巻き込んだ事故、散歩中の事故とか、ネグレストとかあります。それから高齢者ドライバーの交通事故も多々、多発しております。関係される担当課の皆様の対応を是非宜しくお願いしたいと思っております。

それでは、質問に入らせていただきます。

私は一問一答で、2問の質問をさせていただきます。1問目は、税金・料の徴収決済方法について。2問目は、子どもの相対的貧困について、ということをお願い申し上げます。

1点目、税金・料の徴収決済方法について。

現在、県下半数ほどの15市町で公共料金支払いのキャッシュレス化決済が進められております。当町も水道・下水道使用料については、スマホ決済(納付書のバーコードを読み取り口座から引き落とす)が可能となっております。他の税・料についても、スマホ決済をふやすことで、町民の利便性の向上になり、より効率のよい徴税等が望められると考えるところであります。

国においても、キャッシュレス化を推進するとともに、全国約700の金融機関がスマホ決済によるキャッシュレス決済サービスを、今年10月より本格開

始をするというふうな報道もされております。

そこで①点目、伺います。

県下 15 市町、さまざまな税金・料、例えば町民税、保険料、保育料、使用料、手数料など、さまざまなスマホ決済が可能となっております。当町で実施されております水道・下水道使用料のスマホ決済導入への考え方はどうであったか。また効果はどうであるか、お伺いしたいと思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

上下水道課長、中出賢一君。

○上下水道課長（中出 賢一） おはようございます。

それでは前川議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず導入しました考え方につきましては、納付方法の多様化を図り、納付しやすい環境整備を整え、収納率の向上につなげていきたいと考えたためでございます。

現在、スマホ決済利用状況におきましては、5月末時点において2件となっております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

前川勝君。

○11番（前川 勝） 今の課長の多様化というか、払いやすいようなということを考えてしたが、5月末の時点で2件ということを目みるとですね、皆様に周知が行き届いているのかという点が気になるころではありますが、いかがですか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

上下水道課長、中出賢一君。

○上下水道課長（中出 賢一） このスマホ決済におきましては、現金支払いの方ということになりまして、この現金支払いの方におきましては、このスマホ決済、そしてコンビニ、そして金融機関等の窓口、または役場で支払ってもら

うという方法になります。その中で、納付書の中に支払方法ということで、スマホ決済の方法も掲示をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

前川勝君。

○11番（前川 勝） 今回、スマホ決済を推進してはどうかという立場で質問しております。その意味においては、現状としてまだ使われる件数が少ないってことは、非常に質問する者に当たっては、大変どうなの、と思わんわけではないんですが、是非ですね、今後、若い人たちが住みついてもらうためには、そういうことを是非もっともっとある意味こういうこともできますということとは、勧めていただきたいなというふうに思います。

②問目へ入ります。

②問目、税・料の徴収方法には、納付書により銀行・コンビニ・クレジットカード・スマホ支払い、口座振替、特別徴収ということで年金・給与から天引きによる支払いがあります。徴収方法により手数料の関係で、町が推進したい方法もあると思うところですが、町民が選択している支払ですね、方法はおおむねどのようになっているか、お伺いします。

それとですね、直接的に関係はしないわけですが、徴収方法と関係しないということですが、滞納問題がやはり、税・料もあると思うんです。収納に努力いただいていることは理解するところではありますが、詳細な分析が必要と考えるところではあります。経緯・経過状況はどのようになっているか、お伺いしたいとします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

税務課長、北出博人君。

○税務課長（北出 博人） ただいまの前川議員の②つ目の質問にお答えいたします。

町民の方が選択している納付方法ですが、まず町民税におきましては、特別

徴収・普通徴収がございます。町民税全体の特別徴収の割合は、84.29%で、普通徴収の割合は、15.71%となっております。議員が言われるのは、普通徴収であると思いますが、他の税金で固定資産税・軽自動車税合わせますと4万6360件となっております。

全体件数4万6360件のうち、口座振替が3万2612件で納付割合は70.35%で、コンビニでの納付は5,484件で納付割合は11.83%です。他の納付割合は、17.82%となっております金融機関、または役場会計課への直接納付であります。

国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険につきましては、全体で6万6537件で、年金特別徴収は4万2501件で納付割合は63.88%。口座振替は1万9334件で納付割合は29.06%、コンビニ収納は1,575件で納付割合は2.36%で、他の納付は3,127件で4.7%となっております、金融機関、または役場会計課への直接の納付であります。

クレジットカードやスマホ支払いによるものは現在実施しておりません。

それと、税・料の滞納問題の詳細な分析と経緯経過についてですが、未納者の方につきましては、預金などの財産調査を行ったりしていますが、やはり財産がなく、税料の納付までいかない方が大半でございます。滞納の処置といたしましては、催告書の送付、財産の差し押さえと、役場で対処が困難な場合は、三重県地方税管理回収機構へ委託をして回収をお願いしてるものでございませぬ。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

前川勝君。

○11番（前川 勝） それぞれにいろんな形で町民の方は税・料を納めてみえる。

その中でも基本的に、町として、納付書に基づいて払ってもらうに当たって、そういうお願いをしている。スマホ決済、キャッシュレス化を前面に出すのではなく、これまでの形のままでずっと進んでいっている。やはり時代も変わってくる部分も含めて、新たなやはり方法として、こういう形もありますという

ことをやはり広めていく。若い方たち、若い住民となられる方、なってみえる方は、今やっていることも、乗り換え、スマホ決済にしようと思われる方もあるかもわからん。その意味においては、町民の支払う窓口をふやす、払いやすいようにするということを是非考えていただきたいなというふうに思います。

それが1点。そのお考えですね。

それから滞納問題。これにつきましても、今おっしゃってもらった最終的には、県への手続きをもって、取ってもらおうというか、収納するようにはしていく差し押さえもするということですが、今29年度決算において5,000万、町民税ですね、5,000万くらいだったと思うんですけども、その今後そのやっただけで減らない状況を、どのような形で克服していけばいいかなって言うところになってくる。継続的に、同じ方は同じように、納税がされていかないという部分ですね。その部分において、やはりきちっと払っている方がある。なおかつ、払ってみえない方がある。やはり公平性はやはりきちっと担保していくのが行政の仕事されていく上で常用なことかなというふうに思うんですけども、その2点お願いいたします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

税務課長、北出博人君。

○税務課長（北出 博人） 一つ目の質問でございますが、今のところ、収納率は99とかそこら辺で推移してとるんですけども、将来的に納付がされる方が若い方っていうか、代が変わってくる場合に考えていきたいとします。

それと滞納者の納付している人との不公平感でございますが、それについては確かに滞納されとる方と納付されとる方の差は激しいと思います。ですが、その納税者の状況もありますので、そこを加味していろいろ調査をして、ええ方法を考えながらしていきたいとします。あくまでの回収機構への委託は、もう最終、本当に最終的な手段でございますが、それまでは職員のほうで何かの対策をしていきたいとしますので、よろしく申し上げます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

前川勝君。

○11 番（前川 勝） 若い方のそういう今後の対応は是非考えていただきたいなというふうに思います。現存している、皆も高齢化していくので、高齢の方もきちっとその辺の払いやすい方法も考えて、まあ現状でいいのかわかんないですけども、差し支えない払いやすい方法を考えていっていただければなというふうに、高齢者対応も是非十分考えていっていただきたいと思います。

それから滞納の今のおっしゃった部分は、もう本当にまさにそうだと思うんですけども、是非これも職員の方大変な作業が伴うわけですけども、町民皆の公平性を保つための努力を惜しまずやっていただきたいなというふうに思います。

③問目へ入ります。

当町、税・料の徴収方法につき、方法によっては町負担の収納手数料がかかることを説明し、理解を求めつつも、町民の利便性向上を図るスマホ決済を可能にし、収納率のさらなる向上を図ること、そして、これからのキャッシュレス社会への確立を目指し、今後対応をどのように考えられるか、お伺いいたします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

税務課長、北出博人君。

○税務課長（北出 博人） 前川議員の③つ目の質問でございますが、納付方法の仕方を広め、納付しやすいようにすることには、町民の利便性向上、キャッシュレス社会への対応からも必要であると考えております。

ただ、税・料の本年度の納付書は、既に発行しており、近隣市町の状況や必要経費等を検討しながら、来年度に向け考えていきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

前川勝君。

○11 番（前川 勝） 今年は当然あれだし、考えてくって言っても、来年即して

くださいっていう意味でもなくですね、やはり前向きないろんな対応をしていていただきたい。確かに、近隣、伊勢も松阪も14市町調べたんですけども、ずっと三重県下ずっとあるわけですけども、それによって、いつでも払える。

例えば、体育館の使用料、そこへ来て若い方がサッカー場借りるのに、スマホで幾らです、スマホでポンと決済できるというようなことになればですね、すごい利便性が上がる。この使用料等は非常に利便性が上がるのではないかなと。

それからいずれにしても、グラウンドにしてもテニスコートにしても、若い方たちの使用が多いわけですから、そういう方たちが来られてスマホでポコッとそこで決済できれば、それでもう収納の手間もいろんな、そこで手数料はかかりますけど、そこで済んでしまう。だから今後やっぱりそこは非常に大事なことなんではないかなと。あとで払うとか、納付書に基づいて払うのではなく、その場で決済を済ませる。これがキャッシュレス化、即できるということだなというふうに思うんですけども、今後、考えるとおっしゃったもので、それ以上こちらも言うことございませんので、是非、今後について、税・料の徴収方法をさらに考えて深めていていただきたいなというふうに思います。

以上、1点目終わるので、2点目へ入ります。

2点目ということで、子供の相対的貧困についてということで、伺います。

「令和最初のこどもの日」と新聞であったんですけども、この言葉の書き出しで子供の貧困問題が取り上げておりました。このことが教育格差を生み、全てではないにしても、その延長線上に賃金格差、所得格差の現状があると思われまます。

どこにも当然のように、所得格差があることに以前より懸念をしているところではあります。

そこで、①点目。小学生・中学生を対象に就学援助制度が設けられております。この制度の周知・説明が重要であるとともに、中でも毎年度申請が必要であることや、さらに個人情報の守秘も重要なことであると思っております。この就学

援助制度、現在どのような取り扱いをもって進められているか、お伺いいたします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

教育課長、上山善也君。

○教育課長（上山 善也） それでは、ただいまの前川議員の質問にお答えをさせていただきます。

就学援助制度の周知、取り扱いについては、毎年4月に町内小中学校から児童・生徒へ就学援助制度のお知らせのチラシを配布させていただいているところでございます。申請書その後提出していただきまして、その後、所得基準にて審査をし、結果を通知させていただいているところでございます。援助費については、年4回に分けて振り込みさせていただいております。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

前川勝君。

○11番（前川 勝） 年4回に分けて、4月に小中学校より募集を、募集というか、どうでしょうかということで、かけていると。このことを、その4回支給受けるわけですが、その4月5月に出したものが、皆さんがそれをきちっとわかってやってこられる、これまでの経緯ですね。

と言いますのは、条例の中に、申請がされない保護者で就学援助の対象と考えられる場合は、民生委員や学校長の意見を参考に申請書の提出を依頼することができるという条文が入るとるわけですが、その4月5月に申し込みをされる方は、全て課長のほうではされているというふうに思われるかですね、こういう文書があるということは、その申請をされない方、恥ずかしいとかですね、こういうことをやるのが申しわけないとかってというようなこともあるのではないかなというふうにも考えます。

と言いますのは、そのことで、今の就学援助を受けることによってですね、全部がうまくいけばいいわけなんですけども、その意味が、そのことが貧困の

格差のもとになっていくということを思うわけですので、申請された方がそれで全てだというふうに捉えるのでは、不足ではないかというふうに私は考えるんです。いかがでしょうか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

教育課長、上山善也君。

○教育課長（上山 善也） それでは、ただいまの質問にお答えさせていただきます。

申請のときにはですね、先ほど「お知らせの通知をさせていただいております」と言わせていただいたところですが、そのチラシの中にもですね、毎年申請をしている方も随時毎回申請をいただく必要がありますってということで、そういう漏れがないように、チラシの中では説明のほうを入れさせていただいております。

また、チラシの中では、基準額の目安っていうところもお示しをさせていただいておりますので、そういったところで申請が自分の世帯が申請して漏れないっていうか、そういったところを配慮しながら、通知をもってお示しをさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

前川勝君。

○11番（前川 勝） おっしゃっていただいたとおり、基準の目安っていうことで、これも一緒につけて回すという理解でいいのかっていうことと、4月に申し込み用紙ですね、これはつけないのかっていう、これは町が出されてる品物なんですけども、これをちゃんと出しておられるかっていうことですね、これはあるとその方たち皆がわかりやすいかなって思わんではないので、そのことを伺いたいと思います。

なぜこの就学援助っていうことで、伺うかっていうことは、このことがですね、ずっと将来へ、子供が大きくなって、大人になって、それでまた次の自分

の子供へ、こう移っていくことが非常に危惧される。この子供も大変だけど、将来、またその子供がこういうことで、援助を受けることだけでうまく救われればいいんですけども、それがまた、将来自分の次の世代へもどんどんこう波及していくってというような心配もしているということで、今回この質問をさせていただきたくはありますが、そのことが子供をつくれないうち、少子化にもつながっていく、大きな意味でそういうことも考えられるのかなということで、思います。

まずこの文書、「お知らせもして」という言葉もあったんですけども、是非これをつけてられたらどうかと思うんですけど、いかがですか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

教育課長、上山善也君。

○教育課長（上山 善也） 先ほどの質問にお答えさせていただきます。

このチラシにつきましては、毎年学校を通じて、児童・生徒のほうに配布をさせていただきまして、保護者のほうへ連絡がいくように周知のほうさせていただいているところでございますし、町のホームページにほうでもですね、お知らせの通知をあげてございますので、そういったところで、漏れないように、ってということで、配慮させていただきたくはありますが、

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

前川勝君。

○11番（前川 勝） きちっと保護者の皆さんのところ、お手元に届いているってということで、理解させていただきました。

次の質問へ入らせていただきます。

②番、平成30年度小学校で108人、全体の13%、中学校で84人、16.3%が町内で就学援助を受けておられます。過去5年を見るとふえたり減ったりではありますが、若干ふえている傾向が見受けられます。

援助費により学校生活は守られていると思いますが、習い事であったり塾等

の援助費用はなく、ここに格差が生まれるのではないかと考えるところです。

格差の発生を押さえるためにも、国の支援を受け自治体が設置する無料塾「学習支援室」を設けることができますので、当町でも研究され取り組まれてはどうでしょうか、お考えを伺います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

教育課長、上山善也君。

○教育課長（上山 善也） それでは、②つ目の質問にお答えさせていただきます。

ご家庭の経済状況等により、習い事や塾等に行けない生徒・児童は実際にみえるのかなと私も思っているところでございます。

議員が言われるように、それが全てではないと思いますが、教育の支援につきましては、まず学ぶ意欲と能力のある全ての児童・生徒に質の高い教育を学校現場において提供し、児童・生徒の学習習慣の定着や学習状況及び生活習慣の把握・分析しながら、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童・生徒への教育指導の充実を図りながら、学力の向上につなげていくことが大切であると思っております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

前川勝君。

○11番（前川 勝） 全く課長のおっしゃるとおりですね、学校できちっと教えてもらって、100人が100人それについていければ、それはもう何ら問題ないことではないのかなっていうふうに思います。

ただ、それでももう少し底上げというか、一生懸命他の部分で行うことがそういう、受けようと思ってても受けられない人ですね、は救われるのではないかなというふうに思います。

これ、御存じのことですけど、生活困窮者自立支援制度っていうことで、国が出してるこの制度で、2分の1の国庫補助があつて、こういう無料塾を設け

ることができるということで、近隣も調査されたと思うんですけども、明和町のちょっと話を伺わせていただいたので、よその町はよその町でいいわけですけども、いいことは十分真似していただければ、それはそれでいいのではないかなというふうに思いますので。

明和町は3つの方式でこれを立ち上げとるんですわ。3つの方法で勉強を補充しているということをされてきました。直接教育総務課でしたかね、担当の方とお話させていただいて、伺ったところですね、この2年前に立ち上げた。けどその準備期間が2年ありましたと。4年前から動いて、2年間でいろいろ勉強して、今2年間経ちましたと、いうことをおっしゃってみえました。ちょうどその方が立ち上げられた方なので、もう意を得たというか、すごいいろいろなお話をいただいたんですけども、今行っているこれは、中学校だけです。中学校、明和町は600人弱でこれをその生活困窮者ではなく、全員に募集をかけた。この方は全員にかけて、それで今58人の生徒がいらっしやると、いうことを話されました。そこで、その方のおっしゃるには、その募集の仕方が、「この生活困窮者に限る募集の仕方なんて、私はよう考えませんわ」っていう、「全くそうですね」っていうようなこともお話ししたんですけども、またくいいことをされてるなと思って、これが1つ。

それから2つ目はですね、夏休みだけなんですけども、地域サポーター、学生サポーターによる、社協の会館で、夏休みだけの授業というか、をやっている。これはまあ大学生、学生っていうのは皇学館大学、三重大大学の生徒さんが、その指導というか、に当たってくれているようです。

もう1つは、学校でやってる。学校が対応しているスクールで、各学校で行っていると。それはその学校で行われているので詳細までちょっと伺えなかったんですけども。

だからこの3段階で、そういういろんな子供たちに対する勉強に対する補充を行っておられる。というような話をしてらっしゃいました。ただ、そこで話されたのが、その方が言われたのは、勉強を、今課長もちょっと言われた、教

えるのではなく、そこに来る居場所をつくること。そこに来ることで、「ああ私の居場所はここにあるんだな」ということや、勉強をする習慣づけ、来ることによって勉強する習慣づけの場と考えていますっていう、その方はおっしゃってみえました。

それがまあ勉強のあれを上げるんだなというふうには思うわけですけど、こういうことを近隣、明和町はされているという現状があります。

そこで今の学校での対応をきちっとしていくということですけども、それを私お話させていただいた上で、課長どのようにお考えになりますか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

教育課長、上山善也君。

○教育課長（上山 善也） 先ほどの前川議員の質問にお答えさせていただきます。

本庁におきましても、夏休みにおいては、小学校・中学校におきまして、小学校では担任の先生、中学校では先生または先生のOBの方に来ていただきまして、補充授業というような形で実施をさせていただきまして、生徒・児童の学習支援をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

前川勝君。

○11番（前川 勝） 町でもそういうことでやっていただいとる。生活困窮者っていうか、そういうことにかかわらずいろんな形で、それはたぶん勉強のもうちょっと教えてあげたほうがいいよねっていう子供たちへの対応かと思うんですけども、それは当然一番大事なことです。その辺多気町においても、是非厚くですね、その子供の大事に教育してあげてほしいなというふうに思います。

③番目へ入ります。

③番目といたしまして、多気中学校は松阪市と組合立であり、基準に、基準

と申しますのは、先ほどのこの収入に対する基準ですね、が差異があり同一にはならないわけですが、援助費に差異が発生しているのか、またどのように調整をしているのかお伺いいたします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

教育課長、上山善也君。

○教育課長（上山 善也） それでは前川議員の3つ目の質問にお答えさせていただきます。

多気中学校におきましては、松阪市在住の生徒がみえます。議員の言われるとおり、審査時の所得基準額には差異がありますが、援助費については差異はございません。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

前川勝君。

○11番（前川 勝） この松阪市については、多気町よりこの基準は少し高いわけですが、それでもその基準に沿って援助を受ける松阪市の子供たちも多気町と一緒に援助費を受けておられるという答弁。これはもう松阪市のひとであれ、多気町の人であれ、一緒に子供たちが受けるということで、やっていただいとるということで、ご理解させていただきました。

これで終わります。ありがとうございます。

○議長（吉田 勝） 以上で、前川勝君の一般質問を終わります。

（2番 松浦 慶子 議員）

○議長（吉田 勝） 2番目の質問者、松浦慶子君の質問に入ります。

2番、松浦慶子君。

○2番（松浦 慶子） 2番、松浦慶子、一般質問をさせていただきます。

私の質問は、1項目「子供の自己肯定感を高める取り組みについての考えを問う」です。質問方式は、一問一答で行わせていただきます。

近年、色々な調査において、日本は諸先進国に比べ、子供の自己肯定感が低いというような調査結果が示されております。

例えば、「自分自身が自分自身に満足している」との問いに対して「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えた割合が諸外国では70%を超えております。日本では約45%といったデータがあります。こうした背景を踏まえ国は、子供たちの自己肯定感を高め、自ら課題を見つけ、自ら学び考え、自ら判断して行動する。それぞれのより良い社会や人生を切り開いていく力「生きる力」を育むために、学習指導要領が約10年ぶりに改訂され、来年2020年度より小学校から順に新しい学習指導が実施されることになっております。

これに先がけて、今年度からは、幼稚園、保育所、認定こども園においても教育要領や保育指針等が改定され施行されております。

これを踏まえて①点目の質問に入ります。

町内には町立の津田認定こども園、4つの保育園、そして私立の多気の杜ゆたか園がございます。今年度から改定された教育要領や保育指針がそれぞれの園でどのように変わったのかお伺いいたします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

健康福祉課長、森本直美君。

○健康福祉課長（森本 直美） 松浦議員の①つめの質問にお答えいたします。

今回の指針の改定においては、保育園が日本の幼児教育施設として位置づけられ、保育園、幼稚園、子ども園のいずれにおきましても、共通して日本の幼児教育のあり方が明確化されました。また、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を共通して示しております。

当町においては、昨年からは保育士が、県の保育士会の研修、町の保育士会の研修におきまして、この改正について学習し、保育士が各園において作成する年間指導計画、月間指導計画、週間指導計画に反映できるように取り組んでおります。年間指導計画については、町内の公立においては、共通としております。内容としては同じであり、園の特色としてはありませんので、全体的な取

り組みについてご紹介をさせていただきます。

10年ぶりに改定されておりますが、保育の基本は変わっておりません。今回の改正は未満児保育の利用増加が背景にあります。当町の保育においては、未満児保育の充実、幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿を目標に保育を進めております。

新しい保育指針で重要とされている養護面、いわゆる命を守り情緒の安定をはかることとなりますが、これを大切にしながら取り組みを計画しています。特に0歳～2歳は健康で安全、生理的欲求が満たされて保護することが目的となります。きちんと養護していることで、子供が自分の気持ちを安心して表し、自分を肯定して初めて学びが成り立ちます。

ポイントとしては、未満児保育におきましては、食事、睡眠、排泄のケアとともに非認知能力が育ち始める時期であり、安定と安全に配慮して一人一人にあった計画を立てております。

どの年齢においても、園での生活は全て学びとつながり、基本的信頼感を形成するために保育士とのアタッチメント、いわゆる愛着が重要であり、個々への対応を細やかにできるように計画に載せるようにしております。情緒が安定できるような保育のかかわりが求められます。

また発達過程の表記が今回改められまして、以前は、「おおむね6か月未満」「おおむね6か月から1歳3か月」「おおむね1歳3か月から2歳」等々、6歳までの発達過程を8つに分けて示してきましたが、今回の改定では、乳児、1歳以上3歳未満、3歳以上と大きく3つに分かれています。これらのことは、子供の発達是个々に異なるため、一人一人の発達の姿を大切にすることを強調しております。

年齢に比べ、発達が早い遅いではなく、一人一人の発達特性を把握し、個人差を重視し、学びや工作作成等について達成感を感じることができるよう保育をしております。

多気の杜ゆたか園におきましても、同様の内容でした。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松浦慶子君。

○2番（松浦 慶子） ありがとうございます。

今課長がおっしゃったように、自己肯定感を高める基本と、育む基本のベースになるのは、やはり乳幼児期の愛着形成、ここに尽きると私は思っております。

愛着形成といいますと、やはり家族や核家族になったり、社会環境が変わったり、社会全体が変化しておるこの世の中でございます。そこで、よく私がSNS等でニュース等で目にするのは、産後鬱、妊婦さんの産後鬱、これがかなり大きな問題になっております。やはり産後鬱になりますと、子育てに対する、拒否するっていうか、そういったなかなかその子供を養育する力が低下してまいります。そこをこの行政のほうで、福祉のほうで、やっぱりしっかり支えていただきたいなという、子育ての大切さっていうのをわかっていただきたいなと思っております。

多気町のホームページを調べますと、「母と子の健康」ということで、「お子さんが産まれてから」といういろんな事業がなされてることを目にいたしました。乳児家庭を全戸回っていただいております訪問してくださっている赤ちゃん訪問であるとか、産前産後のおしゃべり会だったりとかですね、勢和図書館のほうではブックスタートなんかもしてござっております。

一番、あれですけども、乳幼児相談ですね、これは月に2回ペースでたぶんなされているっていうふうな計画も書いておりましたので、ここをたぶんその妊婦さんになられて、母子手帳を交付に来られた方々に対してはこういうことが目にする機会もたぶん多いと思うんですが、それ以外の地域の方たちっていうのは、やはり目に見えない施策でござimasので、そこは是非情報発信であったり、周知していただくということによって、地域の方が、地域の近所の子供たちに対して、どういう目を向けるのかっていうところにもつながって

ると思いますので、是非この事業を進めていっていただきたいというのと、情報発信をしっかりしていただきたいなっていうのがあります。

今おっしゃってくださったもう1つは、職員の研修等のことも、しっかり職場の環境づくりっていうこともしっかりしてくださってるので、一番そこはありがたいなと思っております。

あと一つ、この改定ですとね、この年長さんになって次小学校に行くところのベースとなる養護と教育の一体化っていうところがたぶん重要になってくるのではないかなと思っております。そこで町内の保育園であったり子ども園、4つの保育園、ゆたか園さんの保育士さんだったりとか、それプラス、各小学校の先生方との共有できる場っていうのが、一人一人の発達段階に応じてですね、その子たちを見ていくというそういった話せる場っていうのはあるのでしょうか。そこ1つちょっと教えていただきたいなと思っております。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

健康福祉課長、森本直美君。

○健康福祉課長（森本 直美） 先ほどのご質問にお答えさせていただきます。

現在、学校の教員様と保育士で、皆さんで話し合うっていうところはございませんが、子育て総合支援室のほうでは、発達の気になるお子様等に関しましては、学校のほうに出向き様子を見させていただいたり、っていうようなことは実施しております。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松浦慶子君。

○2番（松浦 慶子） ありがとうございます。

是非ですね、一人一人の各小学校の子たち、保育園から小学校のほうに上がっていくわけですから、そこでそういう場をもってですね、一人一人の個性だったりとか能力資質だったりっていうのを丁寧にですね、つなげていってくださるのが、またこれが学力向上だだりこのほうにつながっていくと思いますので、そこは教育課と健康福祉課の連携ということで、お願いしたいなと思っ

おります。

それでは①点目の質問を終わり、②点目の質問に入ります。

2020年度から実施される小学校の新学習指導要領での育成によって目指すところは、学んだことを人生や社会で生かそうとする学びに向かう力や人間性、そして実際の社会や生活で生きていく知識や技能など、資質や能力をバランスよく育むことだとされております。

また道徳教育や伝統文化に関する教育、体験活動、防災・安全教育などの充実が図られるとのことでした。

これらのことから考えられる重要なことは、地域社会に開かれた学校づくりと、学校や家庭、保護者だけではなく地域が一緒になって子供を育む、育てていくことだと考えております。

町の基本構想である“ええまち”づくりプランの5番目には、まさしく「心豊かな人を育むまち」が掲げられております。そこには「学校、地域、企業が連携を図りながら特色ある教育を進め、個性と人権を尊重し、豊かな心を持った人間が育つ教育を進める」とあります。

これらの考えと主要施策や主な事業も含めて、どのように関連づけておられるのかを踏まえて町長にお伺いいたします。

町の子供たちがどのように育ってほしいとお考えでしょうか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） 松浦議員のご質問にお答えをさせていただきます。

ご質問の中にありました、この教育や体験活動や伝統文化、こうしたことの充実を図るといふ、こういう中で、我々行政でかかわるやつ全ての事業で、子供たちの教育に関連はあると思います。

学校で義務教育で勉強する期間っていうのは限られておりますし、その中で勉強以外に地域の人たちやそんな方たちと学びを広げていくっていうことが大切であると、自分はそう思っております。

言い方悪いかもしれませんが、勉強ばっかではないんやと。いろんなことを広めやんと、偏った人間になってしまうのではないかなと、私は個人的にそう思います。

今、ちょっとはじめに申し上げましたように、どうかかわりをしていくかっていうのは、先ほどの言いましたように、全ての町の中で行っているそれぞれの課の事業にかかわっていると思います。

教育委員会はもちろんですけども、例えば環境であれば、地域の人たちと環境を勉強する。それから農林業であれば、農林商工であれば、いろんな行事もありますし、祭りもあります。それにかかわる。福祉であれば、ボランティアの関係にかかわる。いろんなことを子供たちは勉強をして、知識を広める。このことがいいかなと思います。

私個人的に、そういうことで個々には申し上げられませんが、個人的に思いますと、学校教育もちろんでありますが、特に1つは家庭環境かなと。昔からよく言われる、狭いながらも楽しい我が家。やはり、中には不幸でお父さん、またはお母さんがいない家庭もあるかわかりませんが、それでもやはり楽しい家庭で育った子供ってというのは、僕はいいかなと思います。それから、あとお父さん、お母さんを大切にする気持ち、それから、兄弟仲良くする。また、先生はじめ、目上の人を敬うっていうか尊敬する。そして全ての人に感謝とありがたいの気持ちを持った子供。こういう子供が多気町にいてくれれば、勉強も大切ですけども、僕はそういう子供が1人でも多く、できれば全員がそんな子供になって欲しいと思います。

学校で勉強したことをしっかりやれば、有名な国立大学へも行けるし、また違う分野で企業行ってもそのままものすごくよく頑張ってくれる社員、また職員にもなる。こう思ってますので、私は今申し上げましたように、人を思う気持ち、こういうことが大切であると思っております。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松浦慶子君。

○2番（松浦 慶子） ありがとうございます。

本当に町長のおっしゃることはよくわかるところでございます。

全ての事業っておっしゃったんですけれども、それを目に見えた形でそこにどういった予算化するのかとか、どういう事業にお金を付けていくのか、っていうようなところを、こうしっかり精査していただくような形でっていうか、住民の方が目に見えるところにっていうことが大事かなって思っとるんです。

もう1つは、例えば、その勉強以外でっていうことで、地域の方たちとのかわり。直接子供たちと実際触れ合って、保護者以外の地域の方で、触れ合って、それが長い時間そこに触れ合う時間が長いこと共有できる地域の方たちって、どういう取り組みをされている方かなっていうのを私も考えました。

ちょっと私の知識の中では、少ないかもしれませんがけれども、個人的なことで申しわけないですけれども、私の子供、息子がですね、スポーツ少年団っていうソフトボールだったり、佐奈地区でございますけれども、そういうところで地域の活動の中で監督してくださる大人の地域の方。やっぱり保護者、家庭以外の大人の方たちと触れ合うっていうのは、子供にとって、すごい大きな財産になると思ってるんです。

と言いますのは、家庭、町長もおっしゃいましたように、家庭環境がかなり変化していくこの世の中でございますので、そこで自分の愛着形成ができなかった子供たちは、地域の大人の方たちが触れ合ったときにですね、「ありがとう」一言だったり、「よくやってくれるね」っていうような子供に対する一人の人間としてみる言葉をかけ続けるっていうことですね。1回かけただけではあれかもしれません。1回でも大事。それをかけ続けていくっていうことによって、自分子供は自己肯定感で自分を大切にすることが湧くというふうに言われております。そうすることによって、自分を好きな子はですね、何かに、何でもチャレンジする気持ちが芽生える。そしてチャレンジする気持ちが芽生えたら、好きなことは何だろうか、なんていうところに基づいて学力も、何か勉強したら自分のやりたいことに結びつくんじゃないかなっていうところに

において、学ぶ意味を意識し始めるというような、ことが言われておりますので、その地域の方たちと触れ合う、その団体だったり活動をされてるボランティアさんだったり、そういう方たちってというのは、どのくらい御存じなのか、行政のほうで把握されているのかなって思うところなんです、それをちょっと教えていただきたいなと思っております。いかがですか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） 私の中で把握してますのは、例えば、兄国のほうで子供たちと田植えの体験をやったり、また津田のほうでは餅つきにかかわるもち米の収穫にかかわったりとか、また勢和地域においては、立梅用水さんの関係であったりとか、こういう部分もありますし、また福祉関係では、もうじき始まりますけども、社会を明るくする運動で、中学生たちがボランティアとしてかかわってくれたりとか。

いろんなかかわり方があると思うんですけども、そういう全ての子供たちが、というわけにはいかんと思いますけども、自分の考えている中では、多気町の大半の子供たちはそういう気持ちを持って、全部参加するわけにはいきませんので、何百人ってなりますので、その中から、俺たちは今度はこんなん行く、とかそんなんかかわってくれると思います。もちろん佐奈川の関係でも、佐奈川清掃やそんなんでも参加をしてくれたり、いろんなどころで多気町の子供たちは参加をしてくれています。

ここに上げるとまだほかに福祉関係も教育関係もあると思うんですけども、私の頭の中にポッと浮かんだ段階では、今そんなどころにも参加してくれてますので、そういった子供たちも含めて、1人でも多くの子供たちがそういった町の行政にかかわる仕事にかかわってくれる、そのことがこれからの子供たちの心を開けてくんなかなって思ってます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松浦慶子君。

○2番（松浦 慶子） ありがとうございます。

今おっしゃった田植えの体験だったりっていうのは、学校の中の総合学習ですか、そういった以外のところ、学校を通してもいいんですけど、学校を通さずに子供が地域の方と触れ合う場所っていうのって、あるんでしょうか。

それ以外でもし御存じの方あればと思うんですけども。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） 教育委員会、または福祉のほうで掴んでくれてるかもわかりませんが、学校を通してのものなんか、また地域のそういう団体を通してのものなんかはわかりませんが、別にそれにこだわらずに、どちらでも僕はいいかなと思います。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松浦慶子君。

○2番（松浦 慶子） それはどうして質問したかと言いますと、やっぱりその学校を通してだと、コミュニティスクールだったりするところには予算が付きませんが、ボランティア活動っていうのは、やっぱり先ほど前川議員のお話の中にもありました、大学生がですね、無償ボランティアじゃなくて、有料ボランティアっていうのが主流になってまいっておりますので、長続きしませんですよ、無償ボランティアっていうのは。なので、そこをしっかりと予算化していただく。事業に入れていただく。きちっと子供を豊かに、心豊かな子供たちを育てるっていうふうに紐づけされる事業をしっかりと確立していただきたいなっていうふうに思っております。

いつもこれを、毎回これを見せてもらうわけですけども。まちづくりの理念のところですね。そこから紐づいて主要施策、主な事業っていうふうに行くわけですけども、そこに結びつくっていうか、主要施策だからこの事業なんだという、その理念と施策と事業がこう結びついてないような気がいたしております。

理念っていうのは、やっぱり会社でも経営理念っていうのがあります。それをもとにして、ビジョンだったり戦略だったり戦術をこう細かく細分化、具体的なものを決めていくわけでございますけれども、そこがなかなか、このまちづくり施策の体系のなかで見えてこない。もちろんすばらしいことは書かれておるんです。これだからこの施策、この事業をするんだっていうようなところをしっかりと資料を出していただいでですね、考えていただきたいなっていうふうに思っておるところでございます。

小学校の統合の検討委員会も立ち上げられましたけれども、建築っていうそういうハードな部分と、ソフト、この心を豊かにする、自己肯定感だとかそういうソフトな部分に対して、しっかりこの予算化をしていただきたい。

先だっの全協の中でも自殺の防止計画すばらしいものでございました。これをしっかりせつかくいい計画書ができあがってるんだから、これを絵に描いた餅にならないようなものにするためには、やっぱりしっかりここを予算を獲得していただくっていうところを福祉課の課長にもお願いするんですけど、これは子供の教育っていうのは、この短期間では難しいんですね、この自己肯定感を育むっていうことは。かなり長い期間で考えていかないといけないこの事業なんです。でもこれは、未来への投資というふうに考えてですね、町長のお考えを少しでもそこに持って行っていただきたいなっていう。今やってくださっていることはすばらしいことなんですけれども、その長い目で見たとところの細かい具体的な事業をしっかりとやっていただきたいなっていうのが、私の思いでございます。

それに対して、町長お考えがございましたら、お願いします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） しっかりした予算をとということでもあります。

ちなみにちょっと話ずれるかわかりませんが、多気町全体で約 70 億をちょっと超えます。その中で、これは民生費っていうのは、いわゆる社会保障

費っていうのは、たくさんかかっておりまして、全体の中の約 30%近くは民生費です。22 億ぐらいあります。その次に何が多いかっていうと教育費です。これ 12 億、約十何%あるんです。あとは皆一桁です。予算としてはこれくらいそれぞれ見ておりまして、お金ばっかではないと思いますので、先ほどちょっと言うたような、できるだけボランティアの部分もあると思いますので、また事業の中でこういったことには多くの皆さん参加してくれと。その中でどうしても議員おっしゃられたように、経費的にかかる部分があるっていうのであれば、これはまた一緒に皆さんと協議をして、取り組んでいきたいと思いますが、お金を付けてやってこか、ばっかでもないと思いますので、それは今言いましたように、中身を見て、これは経費的にもう少し予算を投入せなあかなっていう部分になれば、またこれは考えていきたいと思いますが、今全体としては、そんだけの限られた感がありますので、ご理解もいただきたいと思います。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松浦慶子君。

○2番（松浦 慶子） 今町長予算のこと出されたので、私も予算のことも調べましたけれども、もちろんおっしゃるとおり 2 番目です。教育費っていうのは。でも 17%の中のほとんどは給与やそういったものになると。それ以外のそれを省いた残した予算、事業に使われてる予算っていうのは、本当に形質的予算であったりとかですね、そういったことをしっかり明確に、その部分はホームページ見ましたけれども、多気町のホームページの中にはそういったこと、ドンと教育費はこれだけ、っていうぐらいしかなくて、その中の事業はこれだけ、これだけ、っていうことを明確に示していただきたいなというふうに思っているわけでございます。

以上で②点目の質問を終わり、③点目の質問に入ります。

平成 30 年度全国学力学習状況調査の結果についての報告で記載されております、今後の取り組み・改善方策についてお伺いたします。

道徳教育、人権教育及び体験活動等を通じて、児童生徒の自己肯定感、自己有用感を醸成するとありますが、具体的にどのような取り組みをされているのでしょうか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

教育長、橋本弘司君。

○教育長（橋本 弘司） 松浦議員の③点目のご質問にお答えさせていただきます。

まず、多気町の子供の実態として、昨年度の全国学力学習状況調査の児童・生徒の自己肯定感についての質問紙の1番目に、「自分にはよいところがある」と思うかを問う質問に対しまして、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えた当時の小学校6年生の、多気町の平均は83.6%でした。三重県平均は83.4%、全国平均は84.0%でした。

その結果を受け、平成30年度10月に「自己肯定感や自己有用感を醸成する取り組みについて」、各校へ調査を行いましたところ、「日々の学校生活や仲間づくり」、「異学年間交流」、「特別の教科道徳や人権学習」、「学校行事や各種体験活動」、「クラブ活動や委員会活動」などの学校生活全般を通して、それぞれの目標や場面を設定し、取り組みを行っているとの回答を得ました。

具体的に言いますと、「できた・わかった」という成功体験の場をふやしたり、帰りの会などでその日友達のがんばったところや優しくうれしかったところを発表したり、人権集会や縦割り班などでの仲間の皆に認められる機会をふやすなど等の報告がございました。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松浦慶子君。

○2番（松浦 慶子） ありがとうございます。

小学校6年生ですか、83.6%というのはかなり高い数字ではないかなというふうに思っておりますので、安心したところでございます。

それでは③点目の質問を終わり、④点目の質問に入ります。

④点目も引き続き、全国学力学習状況調査の結果報告について、今後の取り組み・改善方策についてお伺いたします。

小学校段階から児童・生徒の家庭、地域、社会とのかかわりを強化するとありますが、これも具体的にどのような方法で強化されておられるのでしょうか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

教育長、橋本弘司君。

○教育長（橋本 弘司） ④点目のご質問にお答えさせていただきたいと思えます。

これも、平成30年度10月の聞き取りからでございます。自分の住んでいる地域を知る学習、地域人材・地域資源・地域ボランティアの活用した学習、小中学校アウトメディアの取り組み、コミュニティスクールの取り組み、地域応援隊などを活用した取り組みを通して、それぞれの地域の方の協力を得て展開をしております。具体的な活動といたしまして、田植え、タケノコ掘り、伊勢いも・イチゴづくり、地域マップづくりや高校や保育園交流など、今後も引き続き各地域の状況に合わせた、地域の人材や地域の団体等を活用した取り組みの推進を図るとともに、これらの取り組みをコミュニティスクールの設置へとつなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松浦慶子君。

○2番（松浦 慶子） ありがとうございます。

今、教育長がおっしゃったように、家庭と学校、そして地域のこの役割分担が一番大切になってくるのではないかなというふうに思っておるところでございます。

多気町のデータがなかったもので、三重県のほうの「みえの子ども白書 2019年版」っていうのがホームページから出てまいりましたので、それによります

とですね、やはり小学校ではかなり自己肯定感、「好き」だったり「どちらか」というと自分のことが好き」だっというところの答えが、今小学校5年生で69.3%、平成30年のですけど。それが中学生、次高校生になるごとにですね、やっぱりだんだんこう自己肯定感っていうのは、成長の過程でいろんな小1の問題だったりとかですね、ギャングエイジ9歳の壁だったりとか、そういう高学年になっていったり、中学校になると思春期に入ります。そうするとだんだんだんだん自分のことと他人のお友達と比較したり、そういったところがふえてくるのではないかなっていう、成長の過程では、これは仕方ないことなのかなっていうふうに思っているところがございますけれども。

そこで1番考えていただきたいのは、先ほども申しましたように、切れ目のないっていうんですか、中学校、高校のところは町ではかなりその対策不足になりがちの部分だと思うんですけども、やっぱりそういう、中学校卒業するときにですね、そういう子たち、そういう中学校3年生の子たちが高校生活を送る中で、そこでの何か、1歩進んだですね、取り組みがないのかな、何かできればいいのかっていうふうに今私も一生懸命考えているところなんですけれども、なんせその皆さん地域の方もそうでしょうけども、自分の子育てが離れたですね、やっぱり学校、小学校や中学校に出入りする機会っていうのが本当に少なくなっていまして、関心もたぶん薄れてくるんじゃないかなっていうふうに思うわけです。自分の子育てが終わりましたらね。だからそこをどうした地域の人たちがそこに興味を持ってかかわってくださるのかなっていうところが、今日の私のこのテーマでございますけれども、それを一生懸命みんな考えていきたいなっていうところでございます。

その思春期になってきたときに、小学校高学年の子たち、家庭環境だったり、社会環境が変わってきたときに、何か悩みごとであったりとか、困ったこと、おうちでは言えないこと、それをどうしたら地域の方たちに、近所の方に話できる、それこそ居場所づくり、場づくり、っていうところをやっぱり真剣に考えていかないといけないかなっていう。家では話せないことだったぶん、そ

こがいろんな社会問題につながっていくのではないかなっていうふうに私自身感じておりますので、そういった対策ですね、そこを教育課のほうとしては、たぶんこれが福祉課のほうの話になるかもしれませんが、教育課として、どういうふうにお考えなのかっていうところをおひとつ伺いたいなと思っております。

学校を出たところですね。子供一人一人の考えに重きを置いての質問です。よろしくをお願いします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

教育長、橋本弘司君。

○教育長（橋本 弘司） 松浦議員が言われました、小学校、中学校、高校へ上がるにつれ、自己肯定感が低くなるという状況は、全国的な形で、いろんな機会に発表をされてます。私もそのことは掴まさせていただいております。

ただ、この多気町の子供たちにつきましては、実は反対の状況がございます。先ほど小学校のパーセント言わせていただきました。中学校の様子は、同じ期になりますけれども、昨年度の3年生ということになりますけれども、多気町の子供たちは「自分によいところがあると思うか」という質問に対し、「思う」「そう思う」の数でございます。88.4%でございます。小学校と比べましても上がっております。

それでは三重県の平均はどうかといいますと、79.9%でございます。全国の平均はどうかというと、78.8%でございます。小学校から中学校にかけて三重県、全国は落ちているにもかかわらず、多気町はこっだけ高いというのは、それぞれ中学校の取り組みもさることながら、小学校での、先ほど言わせていただいたようなさまざまな体験活動であったり、地域の方のかかわりであったり、先ほどスポ少の話もしていただきました。そういう取り組みがもとになって、そして中学校になってはさらに子供たちが外に出て行って地域の方とかかわる機会ってというのが、かなり多くございます。勢和中学校におきましては、コミュニティスクールという形で、先日行われましたあじさい祭りでもボランテ

ィア活動させていただいてます。それでは多気中学校の子はといいますと、実は、吹奏楽もそうですけれども、ちいちゃなボランティア活動っていうので「かえっこバザール」、美術部の子がそちらへ参加させていただいたり、さまざまな機会を捉えて、地域でのボランティア活動、あるいは企業、特にシャープさんですけれども、花植えの活動をしたり、佐奈川の清掃活動をしたりという、そういう活動がしっかりとこう事業の中でも組み込まれているというふうな状況がございます。

そういうことにおきまして、子供たちはこういう高いパーセント示しとるのではないかなっていうふうに考えると同時に、先ほどご質問にありました卒業してから、中高とのその連携っていう部分でも大事になると思います。

これは県教育委員会からこちら教育委員会への連絡の中にも、中高の連携っていうのは大事であると。その中で中学校から高校へ進学する子の中に、やっぱり高校退学してしまったり、なじめなかったりっていう子がございます。その子供たちの様子について、交流っていいですか、3月卒業する前にですね、高校との連絡という会議を持たさせていただいてます。全ての生徒ではないんですけれども、特にこの子高校へ行ったときに、この部分についてサポートしてあげて欲しいというふうな中身につきまして、そういう話し合いをする場がございます。これは本当に最近できたばかりでございますけれども、それが順調に進んでいるという状況があります。

それから、あと、さまざまな機会にサポート活動といいますと、学校の中にはスクールカウンセラーがございますので、そこと関係を持っていただいた保護者の方は、たまにはでございますけれども、学校のほうに連絡をいただいて、そこで相談に乗っていただけるというふうな機会もつけさせていただいておりますので、今、現在考えられる学校としての取り組みはそういうことかなと思います。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松浦慶子君。

○2番（松浦 慶子） ありがとうございます。

中学校のほうでも、自己肯定感のパーセンテージが高いということで、安心したところでございますけれども、やっぱり次の課題としては、その高校に入ったときの、中学生で300人くらいですかしら、300人の今度高校に、多気町からたぶん通ってる方はほとんど通ってみえると思うので、多気町内にいます高校生の方たちと、どうかかわっていくかっていうのが、たぶん今後の課題になっていくんじゃないかなって、こういった高校生の声っていうのはなかなか届きにくいし、姿が見えない部分っていうのがありますので、是非そこに焦点を当てていただきたいなというふうに思っております。

それでは、④点目の質問を終わり、⑤点目の質問に入ります。

④点目の質問に関連しますが、家庭の経済的事情や虐待、引きこもりなど家庭内のさまざまな問題と、子供の自己肯定感の低さとの関係が指摘されております。この課題を1歩でも前進させるために行政として、福祉課と教育課の密接な連携がとても重要になってくるかと思っております。これまでに連携された事例はあるのかどうか、また今後の連携についてどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

教育課長、上山善也君。

○教育課長（上山 善也） それでは、⑤点目の松浦議員の質問にお答えさせていただきます。

自己肯定感を高める取り組みにつきましては、健康福祉課と連携しながら思春期保健講座及び赤ちゃん触れ合い体験事業を通じて、命の大切さ、尊さを理解し、自らの人生や家族の大切さについて、深く考えられる取り組みを実施しています。

また、学校教育現場におきましても自己肯定感を高める取り組みを行っております。全国学力学習状況調査の生活状況調査においては、ほとんどの項目で、

全国平均を上回っており、児童・生徒に自己肯定感等が育っていると考えております。今後も学校教育現場におきまして、健康福祉課と連携をしながら児童・生徒の自己肯定感を高めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松浦慶子君。

○2番（松浦 慶子） ありがとうございます。

今後も引き続きですね、連携をお願いしたいと思います。

それでは⑤点目の質問も終わり、⑥点目の質問に入ります。

保護者や地域で子供にかかわる大人たち自身の自己肯定感、そしてこれに対する認識や理解がまだまだされていない現状も考えられます。「自己肯定感」という言葉は知っているけれども、子供にどんな影響があるのか、どのように育んでいけばよいのかなどの課題もあると思います。この課題についてのお考えをお伺いいたします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

教育長、橋本弘司君。

○教育長（橋本 弘司） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

「自己肯定感」といいますのは、何回もここで言葉が出てきておりますけれども、子供たち、あるいは先ほどは大人ということですが、ありのままの姿、自分そのものを受けとめて、「自分は大切な存在だ」と心から思える状態を指すことだと、さまざまな書物にも書かれておるわけですが、また、「自己有用感」、この違いも少しありまして、自分の存在が周りの人に役立っている、あるいは貢献していると認識できるときに、感じる感覚を指すということでございます。

特に自己肯定感を高める要素として具体的なものに、次のようなものがございます。子供でしたら、「学校での成績が上がった子や勉強が好きになった子」やったり、「将来の目標が明確になった子」「自分のクラスに愛着を感じるよう

になった子」「勉強やスポーツ等を通じた競い合いなど自らの力の向上に向けて努力することで得られる達成感などを得た子」などがあります。

具体的な取り組み、そしてまた育み方として、学校におきましては、クラスや友達関係が重要な役割になると思います。そういうことで「クラスづくり」が学校としては重要な取り組みになってくるというふうに考えております。各学校が改訂学習指導要領の前文で示された理念を踏まえ、子供たちの自己肯定感を育むことを目標としてあげ、日々の教育活動を行っていくことがとても大切となります。

それでは、保護者や地域の大人の方に関しましてはどうかといいますと、子供が自分を肯定的に受け入れるためには、周囲の人間関係がやはり重要となってきます。動機づけ、それから働きかけ、経験の場などをつくる、そういうことが有効となってきます。家庭の役割として、特に保護者の方のかかわりっていうのはとても重要なことというふうに思います。家庭の中での体験活動を子供たちに与えたり、自然体験をさせたり、お手伝いをさせたり、こういうことが多いほど、肯定感が育つというふうに、聞いております。

また、地域や保護者の方のかかわりで、子供に影響を与えるというのはどういふところがあるかっていうと、大人が子供のよいところを褒める、認める。ただ、しかるべき時はしっかりしかるということも大事。ただ、その中には愛情があるかどうかというところが大事なことだというふうに、こう考えております。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松浦慶子君。

○2番（松浦 慶子） ありがとうございます。

教育長のおっしゃるとおりの、理想というか、それが本当のことなんだろうなというふうには思うわけですが、それをどう行政としてそれを実現させていくのかっていうところに大きな問題がありますですね。

同じ「みえの子ども白書」の中ではですね、その地域の方たちですね、保護者の方と地域の方っていう統計も取られてるんですけども、保護者側のほうから見るとですね、子育てに関して、地域や近所の支えが重要だと思うんというふうに答えた方が90%ぐらいおられるんですね。しかし、実際関係があるなっていう地域の方たちと実際保護者側が関係が強いなって思われるふうに答えた保護者は50%しか、半分になると。逆にですね、地域の方たちからの統計では、子育てに関する活動に参加したいなって思ってる方が30%おられるんですね。一定の方は、そういった気持ちをお持ちだということなんですね、地域の方もかかわりたいなという。しかしながら、どこでどういうふうな活動をされてるんだとかですね。情報がないために、何を自分はしたらいいのか、っていうふうなところがたぶん大きいのではないかなっていうふうに思うんです。もちろん皆様のお仕事されてる方だったら、仕事されてるから時間がないとか、そういった個人の問題はあるかもしれませんが、30%という一定の割合の方が何かできたらお手伝いしたいなという思いになってくださっている。多気町で統計を取られてるかどうか、アンケートとられてるかどうか、わかりませんが、是非アンケート取っていただいて、多気町の場合だったらもっと高いんじゃないかなっていうふうに私は感じておるわけですね。子供の自己肯定感、これだけ高い町ですから。たぶん、町の方たち、地域の方たちは、何かしたいなっていう思いのある方は多いと思うんです。そういった方たちをどういう情報で持って、どういうふうにもその方たちを活躍していただけるかっていうところに、行政ができるところ、事業として何か考えていただく取り組みの1つのキーワードというか、ヒントになるのがないか、その仕掛けづくりを考えていただく。そこがテーマになるんじゃないかなって、これからの課題だなっていうふうに私は思っております。

その辺のことについて、町長、いかがですかね。そういうふうな考えを私は持っているんですけども、是非、地域の方たちにそういう活動に参加していただく。することによって、その方たちもたぶん自分の肯定感も高まって、幸せ

な気持ちにつながるんじゃないかなっていうふうに感じておりますが、いかがでしょうか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） 私のほうからっていうことで、先ほどもちょっと申させていただいたように、さまざまな形で多気町の町民の方々、地域の方々には子供たちとかかわってくれていると思います。また子供たちも同じように、かかわってくれてると思います。

今町のほうでは、どれぐらいの方々がそのボランティア、有償も無償も含めてですけども、地域の方々以外にかかわってくれとる人も、去年からずっと数字を拾って、これは福祉の関係、教育の関係、出していただきまして、町もその方たちにどういう形でお答えしてくかも含めて、今そんな取り組みをこれからしていかなと、思ってます。

今 300 ぐらいかな、約 300 近くの方たちが、かかわってくれてますので、こういう方たちには、今この場で本当に感謝とお礼も申し上げたいし、かかわっていただいている地域の方々にもお礼も申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松浦慶子君。

○2番（松浦 慶子） ありがとうございます。

是非ですね、そういったことを把握していただいて、地域、家庭、そして学校、この連携、皆の学校っていうのをつくっていきたいなっていう、よりもっと子供たちをしっかりと育てていきたいと思いますという思いを込めて、私の一般質問を終わりにさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（吉田 勝） 以上で、松浦慶子君の一般質問は終わります。

(6 番 志村 和浩 議員)

○議長 (吉田 勝) 再開します。

3 番目の質問者、志村和浩君の質問に入ります。

6 番、志村和浩君。

○6 番 (志村 和浩) それでは、質問させていただきます。

私は、一問一答方式、質問事項は、2 点になります。1 点目は、「アクアイグニス、三重大学、食科学大学、スローフードインターナショナルとの包括連携協定について」、2 つ目は「たき児童館について」。この 2 点についてご質問させていただきます。

まず 1 点目です。

昨年 12 月議会におきまして、株式会社アクアイグニス、三重大学地域戦略センター、そしてイタリアの食科学大学、スローフードインターナショナルとの食に関する教育機関設立に向けた包括連携協定について一般質問を行いました。

当局からの答弁によりますと、イタリア食科学大学の分校については大学設立の許認可を必要としないサテライト校の誘致を目指すということ、また事務レベルではありますが食科学大学と相可高校の研修旅行における交流や、海外 160 カ国に及ぶスローフード会員の研修受け入れ、そしてスローフード関連のイベントを多気町内で開催するなどの、それが合意に達しているということでした。しかしながら、細部についてはこれから検討を進めるとのことでありました。

ここであらためて包括連携協定の意義について考えてみますと、本来、包括連携協定とは地域の抱える課題に対して、双方の強みを生かした、そして協力しながら解決を図ることとあります。つまり今回の場合で言えば、覚書の目的にありまように、多気町の食材と食文化の認知度向上が地域課題であり、このことを解決するべく相互に協力することについて合意されたとあります。アクアイグニス多気の集客力や、そして売上を向上させるための協定ではないとい

うことを再度、肝に銘じていただきたいと思います。このことはイタリアのスローフード協会もはっきりと明言をされています。

したがいまして、食科学大学のサテライト校誘致はもちろん、既に事務レベルで合意したと言われた幾つかの取り組みや今後の連携事業が、多気町の施策と常に連動したものであることが絶対条件でありますし、また町内の関係者の皆さんにとって意義のある取り組みとなるよう、当局が調整機能を発揮していただくことが大変重要であると思います。おそらくスローフード協会もイタリアの食科学大学もそうした役割を多気町に期待しておられるはずです。

そこで、今回4つの質問をさせていただきます。

まず①つ目ですが、現時点におきまして、当局は今回の包括連携協定をどのように考えていますか。改めてお聞かせください。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

企画調整課長、筒井尚之君。

○企画調整課長（筒井 尚之） それでは、①点目のご質問にお答えしたいと思います。

前回の一般質問時にも答弁させていただきましたが、アクアイグニス多気のコンセプトが、この食科学大学とのかかわりが必要不可欠なものとして、まずこの事業者と食科学大学、そしてスローフード協会にて関係が始まっていたことは事実でございます。そしてここに、地元の三重大学、そして当町も参画した形で、産学官連携で多気町を舞台とした地域食材や食文化の認知度向上や地域振興を協働で進めていくという目的で、当時に覚書を締結したということが実態でございます。

きっかけは

あくまでもアクアイグニス多気の誘致から始まってはおりますが、当町がこの覚書の主旨に基づきまして、アクアイグニス多気の事業者側と当然連携調整しながら、この施設開業をキーといたしまして、食科学大学の理念やスローフード協会の考え方、そういったものと当町のまちづくりや地域振興をどう絡め

ていくかが非常に重要と、そういう認識を持っております。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

志村君。

○6番（志村 和浩） 先ほども少し申し上げましたが、この包括連携協定は、アクアイグニス多気の集客力や魅力の向上が本来の目的ではないという認識については、間違いがありませんでしょうか。

○議長（吉田 勝） 答弁を求めます。

企画調整課長、筒井尚之君。

○企画調整課長（筒井 尚之） もちろん、アクアイグニス多気の繁栄っていうのは大きな話ではございますけども、この食科学大学との連携っていうのは、多気町はまた違う意味で大きく発展させていくということで、それも合わせて大事な要素だと考えております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

志村和浩君。

○6番（志村 和浩） 今回の包括連携協定ですが、事業者さんの方から一方的に具体的な事業の提案がなされて、それに答える形で進めるような、個別の協定ではなくて、あえて、包括連携協定という形で締結したものでございます。ですので、スローフードインターナショナル、そして、科学大学、三重大学、このアクアイグニス、それぞれがですね、多気町のこの食材や食文化の向上に向けて幅広い分野で協働するということが合意できたというふうに言えるわけでございます。

つまり、多気町に必要なことは何かを考える、あるいは考え続ける、そういった専門のチームが立ち上がったというようなことで、認識を私は抱いております。

このことは、多気町の政策運営について大変心強いものであるというふうに

考えておりますが、そういうところについて認識はございますでしょうか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

企画調整課長、筒井尚之君。

○企画調整課長（筒井 尚之） 今年に入りましてからですね、チームと言いますか、そのようなメンバーを構成いたしまして、役場の中でも関係課等々も交えてですね、先ほどおっしゃいましたように、多気町の地域の課題、例えば地域の食材で、不要とは言いませんけど、使いきれていない食材であったりとかですね、例えば廃棄物につきましても、食品廃棄ですね、そういったものについても、何らかうまく食科学大学側のほうの知恵を拝借できないかとかですね、そういうことも含めた、実際に協議も重ねておりまして、私どもとしては、確かにおっしゃいましたように、地域課題を別な意味で解決してくってということで、非常に重要な会議というふうに認識しております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

志村和浩君。

○6番（志村 和浩） 今のご答弁の中で、関係機関交えて議論進めてらっしゃると、そんな答弁を伺いましたので、安心はしておるんですが、だとしても包括連携協定の締結は、公式的に多気町が交わされたものですね。やっぱり関係部署以外につきましても、多少協働に対する理解の温度差があるだろうなと思っておりますので、そういった横断的な取り組みにこれから進めていくようなそんなですね、対策を是非講じていただきたいなと思っておりますので、今答弁いただいたですね、関係部局も交えて、議論・協議さらに一層進めていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひします。

では②点目に入ります。

既に包括連携協定の締結から1年半が経過しているわけですが、その後の具体的な進展についてお伺ひします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

企画調整課長、筒井尚之君。

○企画調整課長（筒井 尚之） 今年に入りまして、1月だったんですけども、スローフード協会、そしてアクアイグニス、そして当町の三者におきまして、この協定事項の再確認といいますか、すり合わせ等を行いました。その後ももちろん続けてはおります。その中で特に重要視されましたことは、今度アクアイグニス多気の方向性、それとその施設にかかわる食関連の協力企業、との連携をどうしていくか、っていうことが1点。

それと、このスローフード協会、食科学大学と、あと多気町の動き方をどのように進めていくか、ということが交わされました。

その中で、スローフード協会とアクアイグニス多気の協力企業につきましては、あの事業のコンセプトにしてます「本草学」。これを生かしたコンセプトに基づいて、薬草を生かしたいろいろプログラムメニューとか、そういうことを進めていこうという話であったようにおもいます。

一方で、当町が取り組んでおります施策ですね、それとスローフードの考え方や取り組み方をどうマッチングさせていくか、それが課題ということが浮き彫りにされたというふうに考えております。

では、どういうことができるのだということも、そのときいろいろ議論いたしまして、1つの例としまして、これは多気町側の施策の話なんですけど、薬草を利用した例えばマルシェであるとか、レストラン、そして研修旅行などの取り組みなどでありまして、こういったことを利用して、町の施策や事業、例えば事業でしたら、例えば観光であるとか、農林事業であるとか、あと教育環境、そういったものと連携させていくことが必要というふうな話し合いを持ちました。

そういったことを通じて、その後、この協議以降、スローフード協会側とアクアイグニス多気の協力企業は、民間レベルで協議を重ねられております。

一方では、私ども当町側でも実際にまた来ていただいて、勉強会を重ねてですね、要はスローフードとは何かと、そういうところからまず勉強も始めまし

て、そして、当町の施策の情報共有であるとか、あと問題の提供であるとかです
すね、あとそういったことの連携を探る協議を重ねておりまして、年内中に、
何らかのイベント等をですね、共同で開催できないかということは今現在検討
しておる、そういうところでございます。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

志村和浩君。

○6番（志村 和浩） 多気町の施策との連携というお話が今ありました。実際
には、今年の1月の会議ということでしたものですから、既に令和元年度新し
い年度がスタートしてる今におきまして、実際に今年度、事業として今のとこ
ろ一般予算には、特に計上がなされてないような気がしますが、一緒に連携し
ていこうという事業に関しては、一般予算を計上せずにはほかの財源でこの事業
を推進する、そんなことで理解でよろしいでしょうか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

企画調整課長、筒井尚之君。

○企画調整課長（筒井 尚之） まだ具体的にですね、これをやるとかですね、
そういったことはまだはっきりはしておりません段階でございます。

また、私どもとしましては、例えば場所の提供であるとかですね、いろん
なご案内をするとか、あと、地元さんをつなぐとかですね、そういったことの
いろいろ汗をかくことはさせていただきたいと思っておりますけど、今の段階
ではですね、町としてお金をかけると、そういうことは私のレベルとしては考
えておりません。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

志村和浩君。

○6番（志村 和浩） 具体的なことについては今後というお話ですが、今後そ
ういったことを計画するに当たりまして、恐らくその食ですとか、農業ですと

か、教育ですとか、いろいろな分野で一緒にできることがないだろうかということを選択されていくのだと思いますが、これから協働においてですね、お互いにwin-winの関係になるためには、多気町は多気町としての、そして事業者さんは事業者さんとしての双方のニーズをお互いに満たす、そんな取り組みが必要になるだろうなと思います。そのためには、やはりお互い情報を交換し合ったりですね、やはり多気町ならではの課題ですとか、施策の目的なんかをですね、きちんと事業者さんにも包括連携協定のほかの方々にしっかりとお伝えをして、そして意見交換、情報交換をされることが非常に大切だというふうに思うわけですが、そういった予定、あるいはそういったところについては今の時点でいかがでしょうか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

企画調整課長、筒井尚之君。

○企画調整課長（筒井 尚之） 常に舞台となります、もちろん多気町もですけども、アクアイグニス多気側の事業者ともですね、こういったことは連携を常にやっております。今の段階ではですね、うちの勝手な個人的な考え方ですけど、そういったことに関してのコスト面では事業者側にお願いしていくと。例えば、イベントにつきましてはですね、例えば、パティシエなんか入っていただくことになるかわかりません。そういうときも、例えば事業者からお願いし出していただくとかですね、そういうことはやりながらでも、私どもはそういったことの調整なり、そういったことでいろいろ汗をかかせていただきたいというふうに考えております。と言いますのは、一応きちっとそういったことは三者ですね、三重大も入れて四者になりますけど、調整しながらやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

志村和浩君。

○6番（志村 和浩） 今例えばということでお話いただきましたけども、是

非調整ということではなくですね、先ほども申し上げたとおり、今回の協定は多気町の施策面について、大変重要であるという認識でご答弁もいただいたわけですから、調整役という黒子役に徹するだけではなくてですね、是非先人切って、多気町のこの課題解決に向けて、我々はこうしていきたいんだということを是非主張していただきながら、そういったイベント・企画についてもですね、是非前向きにご検討いただきたいなというふうに思いますので、引き続き、お願いをさせていただきたいと思います。

では③つ目に入らせていただきます。

昨年 11 月の時点で、食科学大学の学生や世界 160 カ国 100 万人に及ぶスローフード協会の会員による研修旅行の受け入れを目指すことについて、事務レベルで合意されたという答弁がございました。多気町としては、このことをどのように捉えておられますか。アクアイグニス多気との関係もあわせて今後の見解について伺います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

企画調整課長、筒井尚之君。

○企画調整課長（筒井 尚之） 先月下旬だったと思いますけど、また打ち合わせ行いまして、協会側からですね、初めてお聞きした話なんですけど、食科学大学の修学旅行が今年の 11 月下旬～12 月上旬に日本に来られると、その中で多気町や伊勢志摩方面を回られる予定と。1 日間なんか 2 日間なんか細部はわかりません。こういったことですね、またこれから日時、内容も調整していくことになるかと思いますが、当町として、これからこれとどう連携していくのか、ということを検討していく予定でございます。

1 つは、当町もですね、例えば国内でも、例えば多気町へ移住したい、そういったことの移住交流体験なども既にやっております。ですので、そういった経験を生かしてですね、例えば、食科学大学生と地域の生産者をつないで、生産者との意見交換であるとか、これ実際やっておる話なんですけど、こういったことであるとか、地域食材、ちょうど時期的に秋になりますので、例えば伊

勢いもとか次郎柿の収穫体験、これも実際やってもらったこともあります。国内ですけど、こういうことであるとか、初めにも話ありましたが、相可高校の食物調理科との交流とかですね、そういったことが取り組めるのではないかなということは、事務レベルでは話はしておるところでございます。

そういうわけで、こういうようなことをですね、もちろんアクアイグニス側の事業者とも連携しながら、進めていきたいと。まだ聞いたばかりの話でございますので、これからこういったことを1つ進めていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） 私のほうから、ちょっと課長がいろいろ答えております。

志村議員おっしゃられるように、本当に私も何としてもこの食科学大学、アクアイグニスも含めて、連携してやっていきたい。今までご質問いただいた内容で、本当に感謝もしておりますけども、1つだけ、議員こう先人切っていろいろ取り組んでいただいておりますのは本当にありがたいんですけども、ただ、中のほうで、これ議員の皆さんも全てそうやと思うんですけども、ほとんどの方が状況わからんと思うんです。私どものほうも、中でのまだ協議が事務レベルでやっとならなくて、町三役含めて、中身でまだ細かい話してないんです。ですから課長答えてますけども、ちょっと中の整理ができておりません。ですからこの④番目の質問につきましても、もう少し中身を整理をして、議会の皆さんにも、今こんな状況なんですよとお示ししてからやないと、たぶん議員の一部の方は知ってみえるかわかりませんが、ほとんどの方は何言っとなんという話しになる部分もあると思いますので、ちょっとその辺でご理解をいただきたいと思います。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

志村和浩君。

○6番（志村 和浩） 具体的な中身については、町長おっしゃるように、これから内部でも調整が必要ですし、我々議員にとってもまだまだ知らないことがたくさんあるという認識を持っています。ですので、今日の一般質問につきましては、皆さんの包括連携協定に向ける立ち位置ですとか、思いですとか、その辺のことを中心に今お尋ねしているわけでございます。

今、③番目の質問について、町長からもお答えをいただきましたけれども、具体的な取り組みについては、ちょっと横に置きましてですね、この世界各国のから、お客様を多気町にお迎えする。学生だったり、スローフードの会員だったりということの場合ですね、これを地域で受け入れようとする、やはりこれは時間がかかることだと思うんですね。例えば、体験や文化の説明を英語で表示する、そういったすぐに取り組めることもありますが、あるいは、観光施設や交流施設に、Free Wi-Fiを設置する。そういったこともすぐできるものもありますが、やはり僕個人的に大切だと、一番難しいだろうと思いますのが、やっぱり地域がそうした方々を受け入れようとする機運を、やっぱりどうやったら醸成できるのかということが、これ非常に大事なことだと思います。

決して相手さんが来たからやってやろうやないか、と言ってもこれなかなか長続きするものでもありませんし、もっといえば、そういった方々を多気町にお招きすることで、これ行政が取り組むことですから、こういった公益、公的な利益がですね、たくさんの方にこういったものが得ることができるだろうかということ、きちんと説明をしなければならぬだろうなと思います。それについて、中身について、あるいは日程についてはさておきですね、こういったことを進めようと思われる中でですね、こういった必要性については、担当課の課長のほうにお伺いしますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） 課長って言われたんですが、私のほうから。

もう全く私も同じで、機運を高めていかなければならんし、今志村議員おっしゃっていただいたように、何としてもこれは連携協定の中で進んでいかなければ。機運を高める中で、やっぱり議員の皆さんも含めて、役場の中も含めて、正直言いまして、これからまた、向こうから来ていただくことも含めてですけども、やはり中身もうちょっと、整理をしておかないと、この予定では 11 月ぐらいにイタリアの食科学大学を含めて、スペインのサンセバスチャンも含めてそうですけども、知事と一緒に向こうへ行こうとしております。それまでには、議会の皆さんにも「こういうことで向こうへ行きます」と、「こういうことで多気町へ受け入れる、これから来ていただくことには、これからこんなことやっていきたい」というのをやっぱり整理してからでないと、今課長が答えてしまいますと、私が答えたと同じことになりますので、この辺で整理をさせてもらってから、またできたらご質問もいただいて、進めていければと思っております。でないと、我々も町議会側も、それから町民の皆さんにも、これからこんなことやりますのでもっと PR やらんといかんと思っておりますので、ちょっと私のほうが先走って議員に話をさせていただきました。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

志村和浩君。

○6番（志村 和浩） いろいろ諸事情がおありだということは十分今の町長のお話でわかりました。

ただですね、もう提携してからは早 1 年半経過してるわけです。来年にはもうアクアイグニス多気が 11 月ごろにはですね、オープンする予定です。はじめの去年の 12 月の質問にもさせてもらいましたけども、これは一応時間が取り決めがありまして、その間に取り組んでいこうというような覚書ですので、時間にも限りがあることですから、是非ですね、早めに皆さんのほうから情報をですね、発していただいて、早め早めの実行をお願いしたいと思っております。

ですので、④番目のですね、この質問におきましてもですね、実は、既に一般会計予算にそういった目的で予算が計上されてますので、中身をこれから議論しますっていうことは、果たしてこれが通常のことなのか、ちょっと僕はいま懸念をしておりますので、やっぱり計上したからには、目的があって、実行する見込みがあって、その予算が計上されているというふうに思っておりますので、またそれについてですね、説明がですね、しっかりとできるようにいただきたいなと思っております。

それでは、2項目目の質問に入りたいと思います。たき児童館についてです。

たき児童館は昨年の4月から子育て支援センターのびのびがなくなり、全ての教室、確か4部屋だったと思いますが、放課後児童クラブが運営されております。

このことは、当局の想定以上に放課後児童クラブの利用者が増加していることが要因ではありますが、そのことにより児童館として利用できる部屋が全くない状態であり、児童館としての機能が果たせていないのではないかと懸念をしております。

そこで以下について伺います。

まず①つ目ですが、たき児童館は、私が知る限りではありますが、現在も児童館としては運営をされているはずですが、ガイドラインで定義されてますように児童館は18歳未満の子供が自由に使えると、そういった部屋は現在どこになりますでしょうか。お答えください。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

健康福祉課長、森本直美君。

○健康福祉課長（森本 直美） 先ほどのご質問にお答えさせていただきます。

たき児童館は児童館として運営しております。使える部屋としましては、現在、放課後児童クラブに4部屋使用しているため、相談室のみとなります。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

志村和浩君。

○6番（志村 和浩） 私も相談室という部屋の状況がちょっといまいちイメージできないんですが、相談室というものは、子供が自由に出入りできる、そんな部屋なんですか。

○議長（吉田 勝） 答弁を求めます。

健康福祉課長、森本直美君。

○健康福祉課長（森本 直美） 相談室は、主に相談のために利用する部屋になっております。お名前が「相談室」ということで、設置されております。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

志村和浩君。

○6番（志村 和浩） 今現在であります、多気町のホームページで児童館の項目を開いてみますと、そこには「校庭が解放されています。皆さん自由にお越しください。」というような文言が書かれています。そういった意味合いでは今現状では、ないということではなかったですか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

健康福祉課長、森本直美君。

○健康福祉課長（森本 直美） 現在、放課後児童クラブ4部屋が主に使用しております。その中で、一般のお子様がみえたときは一緒に入っていただくことはできます。ただ、その場合、放課後児童クラブのお子様と区別をさせていただくために、お名前等は聞かせていただくことはあります。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

志村和浩君。

○6番（志村 和浩） それでは、認識の話だと思いますが、たき児童館は今でも一般開放はしていますという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（吉田 勝） 答弁を求めます。

健康福祉課長、森本直美君。

○健康福祉課長（森本 直美） 今のところ、一般の方も入れるような状況ではあります。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

志村和浩君。

○6番（志村 和浩） ありがとうございます。

一般には解放しているけれども、自由に入りができる部屋は放課後児童クラブの子供さんが使われているので、その場合には、きちっと保護者が一緒になって、申し込みする。まあ主に午後からが、平日ですと放課後児童クラブの子供たちが帰ってくる時間ですので、午前中であれば使えるのかなというふうに思いますが、そんな状態であるということの答弁で、理解はしましたので、次の質問に移ります。

②番目ですが、児童館の設置運営要綱によりますと、小型児童館の設備については「集会室、遊戯室、図書室及び事務執行に必要な設備のほか、必要に応じ、相談室、創作活動室、静養室及び児童クラブ室等を設けること。ただし他の社会福祉施設等を併設する場合で、施設の効率的な運営を期待することができ、かつ、利用する児童の処遇に支障がない場合には、原則として、遊戯室、図書室及び児童クラブ室以外の設備について、他の社会福祉施設等の設備と共用することができる。」とあります。

つまり、たき児童館の現状に当てはめますと、児童館の全ての設備、今いいますと、4つの教室が、全て放課後児童クラブの設備と共用することはできないのではないかと考えますが、それについての見解をお聞かせください。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

健康福祉課長、森本直美君。

○健康福祉課長（森本 直美） 平成24年に児童館を開設した当時は、多目的室が3部屋ありましたが、放課後児童クラブの利用申し込みの増加により、現在、児童館としての設備が整っていないのが現状です。

できないのかできるかの判断としましては、放課後児童クラブ以外の児童が来て遊ぶ等の居場所がなかなかないのが現状です。

一般児童が来所されたときは、先ほども申しましたが相談室やロビー、また

放課後児童クラブのお部屋になります。放課後児童クラブの利用のない平日の8時30分～2時頃までは、4部屋の利用はできますが、この時間帯の利用は、現実的でないように思います。しかし、来所された場合は、利用はできます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

志村和浩君。

○6番（志村 和浩） 今のご答弁によりますと、児童館専用の部屋というものがどこにもないというように、今聞こえるわけですが、先ほども申したように、児童館とその他の施設を共用できる部屋には限りがあるというような設置の運営要綱によります。ですので、児童館専用の部屋がなければならないということだと思っておりますが、その辺について、県や国の理解は得ているのでしょうか。教えてください。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

健康福祉課長、森本直美君。

○健康福祉課長（森本 直美） 現実問題として、規定されている設備が一時的にない状況です。しかし児童施設の役割としての相談等は実施しております。

当町の児童館は、児童福祉の側面から課題に対応し、子供たちのソーシャルワークができます。

また子供たちの多様化する問題に対応できる可能性を持っています。全国的に児童館は各市町に必ずあるものではなく、また現在、放課後児童クラブ等の開設等を理由に廃館・休館する市町もあるようですが、当町においては、たき相談サポートを実施している子育て支援室を児童館に設置しており、また児童館を拠点にファミリーサポート、養育訪問、赤ちゃん訪問等も実施しています。設立以来、8年間が経過し、住民にも定着しており、この機能を残していきたいと考えます。

今回ご質問いただき、県と、県から厚生労働省に確認いたしましたところ、町の裁量でよいというようなお返事をいただいております。

今の児童館に一般児童が自由に遊べる場が少ないのは残念ですが、町内には、

図書館や交流会館、公園などがあります。児童館以外の施設も、子供たちが活用しながら、育てていただくことを望みたいと考えます。また今後の教育施設、保育施設のあり方の移行とともに、考えていきたいと思えます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

志村和浩君。

○6番（志村 和浩） 今のご答弁ですと、町の裁量でよいというようなことで、逆に言えば、多気町としてどのようにかんがえるか、ということになったということなんですが、そもそも厚生省の児童館のガイドラインをみますと、児童館は、18歳未満の全ての子供を対象とし、そして地域における遊び及び生活の援助と子育て支援を行い、子供の心身を育成し、情操豊かにすることを目的とする施設であると定義をされています。さらに、施設の基本特性として、児童館は、子供がその置かれている環境や状況にかかわらず、自由に来館して過ごすことができる児童福祉施設であるとしています。

児童館の利用を放課後児童クラブの会員のみ限定していることは、こういったことに対して反している状況であることは、私から言えば、当然かなと、そのとおりかなと思っています。

ここであえて厳しい言い方をさせていただくと、多気町の子供たちから、児童館を使う権利を奪ってしまったというようなことも、ひとつ言えるのではないかなと思っています。

こうした大変重要な決断を当局はどのように下したのだろうかということをご心配をここで思うわけでございます。

放課後児童クラブの教室を拡充をしなければならないという状況の中で、児童館としての大切な機能を失う、そういったことについて、児童館の館長や児童厚生員、主任児童委員、そういった児童福祉について知識や経験を持つ方々との協議は行われたのでしょうか。そのあたりについて、教えてください。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） 私のほうからお答えをさせていただきます。

平成 24 年に児童館を開設いたしました。なぜこれを開設したかと言いますと、当時は放課後児童クラブが多気町で動いてないところもありましたので、相可小学校の子供たち、それから佐奈小学校、津田小学校、それから勢和。」こんだけの地域の子供たちは学校の近くで、ただ、勢和は公民館でやっておりました。このときが 10 人ぐらいでありました。当初は、丹生の保育所が廃園になりましたので、そこでやると。私町長になったすぐのときですけども、そんな話があって、これ以前にも議会にも話したと思うんですけども、旧勢和の保育園を改修するのに、数千万かかるという話しでありましたので、そんなことはするなと。もう多気町で 1 つにしようということで、児童館を当時つくりました。

ですから、主目的は、放課後児童クラブを対象にやろうと。あと、相談サポート事業と、子育て支援センター。子育て支援センターも社会福祉協議会の御存じかわかりませんが、入ったすぐ左側の本当に小さな部屋でやっておったんです。これではいかんっていうことで、児童館へ持ってきた。大きな事業としては、この 3 つ。これで県の補助金も、認可も受けました。ですから、いろいろなものを併設しなければならない中で、主はそんだけ。あと、細かい相談事業がありました。

そのときには、明日ですか、松木議員の質問の中にも重なる部分もありますけども、その 3 つをやったときに、なぜそれをやったか、もう 1 つの理由は、当時県のほうは、10 人未満の放課後児童クラブについては補助金は出さないということが出ましたので、それなら 1 つにしようということで、送迎をするようにしました。本来は小学校区にあるのが一番いいんですけども、1 つにすることによって、これはもう町で、行政でやると。公設公営でやろうということにしました。だからいろんな要因っていうか、そんなんが重なって、児童館をやりましたので、今志村議員おっしゃったように、国のガイドラインとかそんなんには若干入ってない部分もあると思うんですけども、多気町としては、こ

れでやりますということで、県・国の認可ももらいました。

ですから、今おっしゃった部分の中で、これはだめじゃないかっていう部分はあるかと思うんですけども、当時はそうやってやりました。結果的には、今は放課後児童クラブ、言いましたようにそんなことを中心にやりましたので、満杯状態になりました。明日もまたお答えをさせていただかなければなりませんけども、その中では、何とかこれは打開しなければならんなどは思っておりますけども、今具体的にこうやってやるというのはちょっと示せません。

なぜかという、これからの子供のことや、それからこれからの利用者のことや、それからあとはもし施設をつくったら、その利用が今度どうなるかっていうのもこれから考えならんので、現在は今の児童館という形でいきます。

つくった当時は、放課後児童クラブが大きな部屋2部屋。それから多目的室がありました。子育て支援センターも、入って真正面のところがかなり大きな部屋がある。相談室はちっちゃな部屋です。あと事務室。こんだけの部分でやりました。全部の機能を果たせるような施設にはなっておりません。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

志村和浩君。

○6番（志村 和浩） 町長自ら丁寧な答弁ありがとうございます。

ただ、質問した内容はですね、そういった決断を下す中で、今回は児童館の全ての教室を放課後児童クラブとして使うと。重大な決断を下すときに、やっぱり児童福祉の観点で、そういった方々から、意見交換や協議は行われたんですかという、そういったことを先ほど質問させていただいたんですが、その点について、ちょっとお答えがなかったように思うんですが、いかがですか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

健康福祉課長、森本直美君。

○健康福祉課長（森本 直美） 昨年のことになると思いますが、考えてく中で、すいません、私今年度からの着任で、はっきりしたことは聞いてないので、すいません、ここでお答えさせていただくことは差し控えさせていただきたいと

思います。

○議長（吉田 勝） 税務課長、北出博人君。

○税務課長（北出 博人） 前任者なんですけども、当初、あそこの中で相談業務と放課後児童クラブと子育て支援センターを1室解放しておりました。放課後児童クラブは前年度に希望者を募って、人数を把握しておる状態です。

秋口ぐらいですか、だいたい人数がわかります。そのときにその人数では3部屋で運営しとったんですけど、放課後児童クラブが。それがとてもやないけどもう3部屋では無理っていうことで、どうしようかということで、それでもう支援センターを津田認定こども園のほうで利用してもらって、っていうことで、それを年度初めですか、年明けてですか、年明けて事務所のほうへ張り紙をさせていただきまして、子育て支援センターの方は津田認定こども園へお願いしますということで、張り紙をして、それでその職員にも問い合わせがあったらそこで言うようにっていうことは指導しておりました。それで、その中で、もう知ってみえると思うんですけども、支援センターを利用してみえる方にかなりのお叱りを受けました。確かに、児童館のほうはもうそのままいったんですけども、その中で、いろいろお叱りを受けて、それで津田認定こども園では毎日天啓のほうでは利用できたものが、保育所との併設になりますので、利用はできない、ということで、何とかならんか、ということで、勢和の支援センターのほうも保育所の横にありますので、そこでも利用していただけないかっていうことでお願いしたんですけども、車で10分ぐらいのそこなんですけども、それも遠いと。それで、そこでもなかなか理解も得られんだのが事実です。

そこで、津田認定こども園のほうの開設を少し、月水金かな、拡充させていただきました。拡充させていただいたんですけども、やっぱりそれでも子育てしてみえるお母さん方にはいろいろな事情があって、利用する時間帯やなんかいろいろあるということで、今年予算にも盛り込みましたんですが、津田認定こども園で子育て支援ができる最適の部屋が1カ所あるんです。出入り口も別ならトイレもその部屋にあって、っていうことで、そこで何とかならんかって

ということで、そこは3歳児の子らの部屋なんですけども、3歳児の子が何人か津田認定こども園でもみえますんですけども、その今利用しておる方は今度は4歳になりますので、普通の保育所のほうへ入られるということで、そやで1年だけなんです。そやもんで、今度の秋に募集するときに、3歳児の親の方で応募してみえる方に、秋にあるんですけども、説明をして、違う保育所でお願いできんかっていうことを説明しようかということで、いま進んでおる状態でございます。

結局言われるとおり、その子育て支援センターを利用している親御さんに対しては、そういうふうに窓口のほうで説明をさせていただくようにしとったんですけども、やはりちょっと理解ができないとお叱りを受けたっていうのは事実でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

志村和浩君。

○6番（志村 和浩） 今回、子育て支援センターのあり方ってちょっと話がまたふくらし過ぎるんですが、先ほどから申し上げているのは、そういった今までの経緯や実情もお母さん方からも話を伺って、わかっているところもありますが、今お聞きしたいのは、その児童館の部屋を今に至るまでですね、放課後児童クラブのために、児童館っていう機能が一部失われてしまうことは、これは確実なわけですね。そのことによって、今の子供たちにどのような影響があるか。あるいは多気町の子育て政策にどのような影響があるかっていうことをきちんと児童福祉にかかわってらっしゃる方々のお声をいただいたんですか、っていう質問なんです。先ほどから繰り返してますが。

ちょっとその辺についてお願いします。

○議長（吉田 勝） 質問について、的確に答えてください。

税務課長、北出博人君。

○税務課長（北出 博人） 指導員、携わつとる者とはしっかり相談はさせていただきました。それで、実際にもう応募して150人から超えてくる前の応募の

ときでも、もう狭くて困るっていう苦情も携わつとる職員からは聞いておりました。それで、応募したら 150 人超えてきたと。もうこれはいよいよ無理っていうことで、こういうふうにさせてもらうっていうことで話をさせてもろて、指導員も応募してふやさせていただいて、それでそういうふうなスタッフで、当たっております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

志村和浩君。

○6番（志村 和浩） 正直ちょっとわからないようなわかったような、そんな感じがしますが、今の現状がそういった方々の子育てであるは児童福祉の観点から見て適切だということと今の子童館のあり方があるんではいいんですが、放課後児童クラブの要員が想定より多いがゆえに、そういったことをさておきですね、とりあえずやっていこうということがこれからも続くのであれば、非常に危険だろうと思いますので、ちょっとその辺はですね、今前任の課長のほうからお答えいただきましたけども、是非ですね、引き続き考えて、あるいはこれ時間がない問題です。子供たちにとってはあっという間に1年が終わってしまう問題ですので、是非とも早急にそういった観点から物事考えていただきたい。

ちょっと時間もありませんので、次の質問にさせていただきます。

児童館の運営規程においては、児童館には館長及び児童の遊びを指導する者として「児童厚生員」の資格を有する者を2人以上置くこととあります。

現在、子供たち、これは児童館に通う子供たちの意味ですが、自由に遊べる場所がないと思われる「たき児童館」において、こうした児童館職員の方々はどうのような職務が中心となっているのでしょうか。また放課後児童クラブが4つの教室を利用して運営することになって以来、児童館の職員配置については何か変化があったのでしょうか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

健康福祉課長、森本直美君。

○健康福祉課長（森本 直美） お答えいたします。

児童館の職員は、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に規定されており、「児童の遊びを指導する者」いわゆる児童厚生員の資格を有する者を2名以上置くことになっており、児童厚生員は「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の任用資格において、保育士が該当し、2名の正規職がおります。職務としては、相談サポートが中心となっております。

また、4つの放課後児童クラブになったのは、平成30年からですが、「放課後児童クラブ運営指針」において、支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員を置くことになっており、各クラスごとに放課後指導支援員2名～3名を配置しております。変化があったことは、今まで、放課後児童クラブの職員は、非常勤臨時職員でしたが、正規職員を1名館長として配置いたしております。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

志村和浩君。

○6番（志村 和浩） 今の答弁によりますと、児童館の運営に必要な職員が引き続き配置されているというご答弁でございますが、かつては児童館が主催によりまして、サツマイモパーティーですとか広報たきには毎回「たき児童館だより」として、児童館の行事案内や子育て支援センターの情報などが掲載されていましたが、昨年4月以降、このコーナーは姿を消しています。児童館の職務分担には大きな変化がないということですが、こうした状況は児童館の職員の負担がほかの事情により大きくなってしまっていることによって、対処できない状況になってしまっているのではないかなど、懸念をしているんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

健康福祉課長、森本直美君。

○健康福祉課長（森本 直美） 確かに、そのような状況にあるとは思いますが。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

志村和浩君。

○6番（志村 和浩） 今の答弁によりますと、今の児童館の職員がほかの業務に追われて、本来児童館としてなすべきこともなかなかできない、そんな今大変な状況にあるという認識をもしお持ちであるのであれば、是非ともこれは早めにですね、その辺の待遇について、改善策を考えなければならないだろうなと思います。

次の④つ目の質問にかかわる問題でもありますので、移らせていただきますが。

このようにですね、放課後児童クラブの入会児童数の増加により、たき児童館を専有しなければならなくなったことや、子育て支援センター「のびのび」を閉鎖しなければならなくなってしまったこと。その対策として開設していただいた津田認定こども園の子育て支援センターや、ボランティアで運営されている相可公民館での「ひよっこ」は、運営から1年を経過して、施設運用の面で多くの課題が見えてきたこと。そしてその影響は、時間が経過するにつれてますます広がってきていると感じています。

このことは保健・福祉・教育が連携し、多気町で育つ子供の途切れのない支援をめざすという、多気町の方針とは異なる状況であるということにもっと危機感を持っていただきたいと思います。

こうした状況を打開するためには、まずたき児童館における放課後児童クラブが占めるボリュームを軽減させることであり、そのためには教室を新たに増やすか放課後児童クラブの児童を小学校区に応じて分散させるなどの選択肢について早急に結論を出さなければなりません。少子化による児童の減少を根拠に、このような状態が間もなく解消されるとの意見もあるようですが、今年度から向こう5年間を対象に実施されている「新・放課後子ども総合プラン」では、全ての児童が放課後などを安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる、そういった環境整備を進めるべきとし、小学校の余裕教室などの活用や、教育と福祉との連携方策などについて進言されています。

今後に向けた当局の見解について伺います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

健康福祉課長、森本直美君。

○健康福祉課長（森本 直美） お答えさせていただきます。

当町の途切れのない支援としては子育て総合支援室を平成 24 年 4 月 1 日より児童館内に設け、子育て全般の相談サポートを実施しております。

この相談サポートにおきましては、日々様々な子育て相談はもちろんのこと、発達支援、発達相談を実施しております。子育て総合支援室には、保育士、保健師、教員を配置しておりますので、乳幼児期から保育園、小学校、中学校までの途切れのない支援と相談業務を実施しております。

また、本庁において子育て包括支援センターを設置し、妊娠期からの支援を実施しております。

妊娠期からの学びやつながり、親子の居場所づくりを通して、母子保健部門、子ども福祉部門、教育部門と連携を強化し、子育て支援に取り組んでいきたいと考えます。

今年度は、「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定年になっております。令和 2 年から 6 年までの 5 年間の計画を策定します。この計画においてはニーズ調査を実施し、量の見込みを勘案し計画を立てます。

この計画において保育行政のあり方を考えて行きたいと思っております。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

志村和浩君。

○6番（志村 和浩） さまざまな取り組みをお考えいただいていることはわかりました。

ここで1つですね、まあ時間もありませんので、ご提案なんですけど、例えば、放課後児童クラブの今後を考える上でですね、幼老複合施設、これは幼い、それからご老人の老と書いて、幼老複合施設があります。これは、共生型のケアの1つでありますけど、この幼老複合施設とは、保育園や放課後児童クラブなど

の子供用の施設と、グループホームや養護老人ホームなどの高齢者施設を合築、あるいは併設した施設です。今、保育園とグループホームや、児童館と高齢者福祉センターなど、さまざまな組み合わせによる多様な幼老複合施設が存在しています。子供と高齢者が日常的に交流する場所では、高齢者の表情が豊かになったり、子供が積極的になったりする様子が見られると言います。またコスト面においても、複合化することで、土地や既存施設の有効活用ができ、設置運営コストが抑えられるなどの効果があるようです。

是非とも、これからの多気町には、少子化対策と高齢化対策が両輪でうまく回ることが重要です。誰でもいつかは高齢化しますので、そのときにいかに安心して暮らせるかは、働き盛りの私たち世代にとっても非常に気になる場所です。自分の引退後の余生、それから子育て。どちらも十分な魅力がなければ、「ええまち多気町」にはなりませんので、是非ともこうしたモデルを参考にし、今後児童館の状態一刻も早く改善できるように実施計画策定に尽力をお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（吉田 勝） 以上で、志村和浩君の一般質問を終わります。

（9番 田牧 正義 議員）

○議長（吉田 勝） 再開をいたします。

4番目の質問者、田牧正義君の質問に入ります。

9番、田牧正義君。

○9番（田牧 正義） それでは、質問に入りますが、一問一答方式で進めさせていただきます。

まず、私は3つの項目を上げておりますが、1つ目は、分権改革と地域デモクラシーの活性化についてが1つ目。そして2つ目は、クリスタルタウン工業ゾーン整備事業についてが2つ目です。そして、3項目目は、進捗状況を4項目ほど教えていただきたいと、こういうことで進めたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

まず、質問に先立ちまして、町長にお伺ひしたいことがございますので、よろしくお願ひします。といいますのは、今年の年頭に当たりまして、継続中の事業をきっちり仕上げると、こういうようなことを町長のほうからメッセージとしていただいたわけですが、非常にたくさんの項目をやっているわけですが、その中で一体何を仕上げただけなのか、非常に見えにくいところがございます。それで、今回、町長にお伺ひしたいのは、私ども町民が、多気丸の船長をお願いしている期間は、あと2年半でございます。ですから、2年半に限ってできること、それから思いの強いことについて、町長のほうから、どれをきっちり仕上げるということについて、まずお答えいただければと思います。

○議長（吉田 勝） 質問者にちょっと申し上げますが、前に申し上げておりますように、まず質問の要旨に沿った質問で、お願ひしたいと。ただいまの質問は、ちょっと要旨に入ってませんので、あとからまたどんなお願ひになるかわかりませんが、まずはこの質問の要旨に沿った進め方でお願ひをいたします。

○9番（田牧 正義） 質問の要旨のさらに前の冒頭ということで、考えていたんですけれども、それに入っていないということであれば、一応は町長には先日こういうようなことについては冒頭の前にお願ひしたいという旨は伝えさせてもらってあります。ですからそれもだめということでしたら、冒頭のこちらに書いてあるものから入りますから。

○議長（吉田 勝） 一応ルールとして申し上げますが、要旨に沿って皆さんもおいですることで進めていただいて、あとで、町長とそういう話があれば、あとの中へ付け加えていただくということでお願ひします。

○9番（田牧 正義） それでは、1項目目。

1999年7月地方自治法で非常に数多く475もの法律が一斉に改正されているわけなんですけど、これの折に、これが2000年に出てる、こういう分権時代主張と議会と、こういうような冊子が出ておりました。そして、この中で私が

注目したのは、静岡県の大井川町、こちらのほうでやっていることなんですが、まちづくりの取り組みフォロー図というのが出ておりまして、実は、これを町全体で取り組んで、実はこの大井川町は、常に焼津に吸収されておりますけれども、合併するまでの間に、この大井川町は、地方交付税の交付のなかった団体ということは、非常にこの地域の住民との話の中、また後ほど調べていただいたらわかるんですが、この町と、もう1つこの第1問の中の3項の中でSDGs、こちらのほうの質問も入れるわけですが、こちらは実は、島根県の海士町、こちらがいろいろ住民たちとともに、取り組んでたものが、たまたまこういうような先進的な国連のほうの決議であるこちらにそのようなかたちでの、いろいろの住民との先進的なことをしているっていうので、たまたまそれがあつたと。私はこの2つの町にこの多気町が今アクアイグニス、その他いろいろと新しいものに取り組んでいるわけですが、このあたりのところと、うまく調和できるというようなことが、何か活性化のならんなるんではないかと、こういうようなことで、思っているわけで、こちらについては、ちょうど20年ほど経っておりますので、既に執行部のほうはいろいろやってもらってると思うんですが、まず①つ目。

この住民の参加、あるいは促進についての取り組みについて、この20年の間に、どのようなことを進めてみえたのか、お聞かせいただけないでしょうか。

○議長（吉田 勝） ちょっと質問者、その20年というのはどういうことですか。

○9番（田牧 正義） こちらの1999年にこれができるっていうように住民参加とかその他のことを進めるための一括した法律ができて、地方自治がこれらにいろいろと取り組みだした。取り組んでない町もあると思いますけれども。これが表面だってからほぼ20年経ってるんだから、多気町の場合はどういうことを取り組んでいるんか、お聞かせくださいと、こういうことです。

○議長（吉田 勝） 地方分権ですね。答弁を求めます。

町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） 地方分権、おっしゃられまして、地方分権は平成 12 年に地方分権一括法っていうのが、国のほうでやれっていうことで、それぞれ 3 つありまして、税源移譲とかそれから町で取り組めることとかいろいろあります。地方交付税の改革とか、それから算定不交付団体への増加が生じてふえたっていうこともあったんですけど、20 年前っていいますと、私も職員でおったんですけども、20 年前からどんなことやったかっていうよりも、できたら、久保になってどんなになったかを聞いてもらうほうが私はありがたいと思います。それでよろしいですか。

私が町長にさせていただいてから、議員のこの質問要旨を見ておりますと、パブリックコメントで町民からの意見を求めたらどうやとか、2 項目目も確か、1 項目目が住民参加の促進について、2 項目目がパブリックコメント町民から意見を入れたらどうやと。フューチャーデザイン、将来見据えたっていうのはどうやということで、私の手法としましては、町長就任させていただいたときから、毎年、町民の皆さんと膝をつき合わせて、意見交換なりさせていただいております。

これ、なぜこんなことをやったかって言いますと、自分は、1 期目のときには 7 つの項目を上げておりました。例えば、子育て支援でいきますと、中学生の医療費を無料化と。まだこれ隣の町なんかはやってなかったんです。うちそれをやりました。それから一番大きなのは、そのときには、勢和と多気と合併をして、私は合併の良さを引き出したいという思いで、例えば、勢和地域の波多瀬であったり、丹生であったり、また多気町のふるさと村であったり、こんなところを良くしていこうということで、7 つの公約を掲げて、私は町長にさせていただいて、そのときに、その年の初年度に、全地域を回らせていただいて、膝をつき合わせて意見交換をさせていただきました。それを今の町政に反映させております。特に高齢者につきましては、移送サービスなんかは県内の町村で多気だけが今進んでおると私は思ってます。

2 年目のときは、「つながる力 ふれあう心 共につなぐ “ええまち” 多気」

にしようということで、その中の継続した事業の中で、特に台湾との交流、アジアとの交流をやりたいということで、国際交流、教育委員会関係の仕事に力を入れました。それも町民からいただいたご意見や地区懇談会をやった意見の中でやりました。

これ今、私の答えは①番と②番をさせてもらっております。

で、今冒頭に申されました、町長はきちっと仕上げるということは何なんやっって言われたので、3期目のときにそれは私は申し上げました。これはきちっと仕上げるっていう言い方は、たぶんそれは、何かの切り抜きかわかりませんが、それは記者さんの捉え方で、私は「きちっと3期目で仕上げるように、そういう町民の皆さんの叱咤激励で私は頑張ります。」っていうことを答えております。

その中で、私は3期目のときには9つ公約を掲げました。

1つは当初からの働く場の確保、企業誘致を頑張るということがありました。2つ目は、多気中学校の改築をやっていくということで、ちょっとどんな中身かっていうのはありませんけども、多気中の改築をやってくと。それから子育て支援につきましては、未就学児の医療費窓口の無料化というのを、これももう実施をされます。各小中学校にエアコンを設置すると。それからもう1つは、買い物支援バスというのを実行します。

今申し上げた全ては、今実行中でありまして、来年できあがるのもあります。

それから、伊勢道から直結のスマートインター、これはまだ決定はしてなかったんですけども、何度も国土交通省へお願いに行って、全国初のスマートインター直結っていうのができました。それからあと、農業関係では、これがまだ継続中で完成をしておりません。これも1期目のときからやっ取るんですけども、6次産業化で、多気町特産の伊勢いも、次郎柿を、6次産業化でしていきたいと。特に伊勢いもは今まだ、担当課長もおりますけども、なかなか生産者の増加とか、それから6次産業化でもっと付加価値を付けて、全国の人に買っていただきたいっていうのが、できませんけども、徐々に、これも今動い

てきております。あと、インフラ整備をやってくっていう、これもちょっと継続まだしております。特に、松阪度会線、野中っていうところから多気駅まで、道をなんとかしたいんですけども、この間も、担当課長には、県道のほうで難しかったら、農のほうでできやんかっていうことで、これも牽制球を放りましたけども、なかなか今県のほう自体が、お金のなこともあって、すぐに取り組んでくれない部分もあります。最後には、防犯カメラ、今さまざまなところで事件起きてますけども、多気町の主要なところには防犯カメラを設置するというので、一部は設置をしております。

こういうことで9つの項目については全て、着手をしておりますし、二、三継続のやつというのもあります。ということで、どんなことをやっとなるかっていうことで、私のほうから、報告をさせていただきました。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

田牧正義君。

○9番（田牧 正義） ただいま町長のほうから私が本来お尋ねしたいことについて、大半お答えいただきました。

ただ、この中で、先ほど一応項目読み上げますと、1-①住民参加の促進についてのとりくみについて。1-②パブリックコメント町民の意見募集、フューチャーデザイン等を取り入れることは考えられませんか。それから1-③で、またちょっと別のものが出てくるわけですけども、このあたりについてと、現在取り組んでもらってて、仕上げるという9つの項目について、いろいろ具体的にお答えいただきましたので、1-①、1-②についてはこれで質問を終わりたいと思います。

続きまして1-③、こちらについてでございますが、こちらが2030年に向けての国連の新しい目標、SDGsについてのお考えをお聞かせくださいと。これは、世界を変えるための17の目標のうちから特に我が町が直面している高齢化、あるいは人口減少の中で、持続可能なというのが今回のこの17項目

全てに通じる考え方であると私は思っておりますけれども、要は、継続可能なことについてのまちづくりについて、どのようなことが考えられるのか、特にこのあたりについて、町当局のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） この田牧議員のご質問の中のSDGsについての考えを示せと。特に多気町の直面している高齢化、人口減少の中で持続可能なまちづくりについて、考えを言うてくれということであります。

大きなSDGsの中には、17項目確か貧困もあって、飢餓もあって、とか思うんですけども、特に町のほうでやっとするものにつきましては、特にここに質問の中にあります、高齢化や人口減少、これにつきましては、高齢化対策としましては、今申し上げたさまざまな福祉のほうで事業やっておりますし、また子育て支援についても、多気町は今取り組んでやっておりますのは、たとえば行財政改革の中のメンバーからいただいたご意見とか、それからそれぞれの部署で、それぞれの関係機関の方に寄っていただいて、ご意見をいただいて、今取り組みをいろいろさまざまありますので、これ個々に申し上げるものにつきましては、また資料も議員さんも持ってみえると思いますので、それをご覧いただければと思いますけども。全く簡単なお答えで申しわけないんですけども、多岐にわたっておりますので、それぞれの部署部署でいろんな分野の人からご意見いただいて、議員おっしゃっていただいたように、中には、①番のほうにもあります、パブリックコメントっていいですか、町民の皆さんから分野に限った意見を求めることはあるかもわかりませんが、それぞれの施策については、膝をつき合わせてそれぞれのところの皆さんとお話をさせていただきたい、こういう思いで取り組んでいっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

田牧正義君。

○9番（田牧 正義） 一般論的なところでの町長からのご回答もいただきました。ただ、この問題というのは、要は継続可能なことってというのが一番のキーになってるってということと、もう1つは、国連で決めたことなんですけれども、国のほうもろもろがなかなか手を付けることができにくいほど範囲が広い。そのために、どちらかというと、企業であるとか、こういうような私たちの町自治体とか、市民が先行してやっていくというような形の中で、これがひょっとしたら、というので、先ほどの島根の海士町の例を言いましたように、海士町場合には、例えば、教育というようなところでいきますと、人口少ないのになぜか高校が別個にできるぐらいの外からの流入があった。それから、町長さんの方針で、「ないものはない」というような発想で、いろいろやってみえて、それが町の活性化につながって、それをよく考えてみると、これNHKの国谷裕子さんっていう方がここの海士町へ何度も行かれてやってみえるわけですが、海士町自身もここにちょっとグラフございますが、基金残高がずっともう横ばいで減っていくっていうのがやまったり、人口が減っていくっていうのもやまった。これも実は、住民が非常に積極的にこのSDGs、要はこれができるできてないとかいうようなところから、参加して行って、自分たちで何できるんだと。そういうところまで積極的に参加していったために、結果的にそういういいほうへ好転したと、こういう事例になって国のほうも、いろいろ調査したりしていると。これが海士町の私は事例だと思ってます。

ですから、我々の多気町もいろいろともうアクアもありますし、ほかもあります。ほかの人たちがやらないことをやればもっと活性化できる方法もあると思いますから、是非とも、住民からのいろんな声もきいて、そして一緒に考えて、進めるというようなことに積極的に舵を取っていただけないかというようなことで、今回特にこのあたりを一般質問の1番目に挙げたのはそういう狙いを持ってのことでございます。

ですから、行政のベテランである町長はじめ、職員の方、十分やっていただいているのはわかる。しかしそれ以外の切り口を探すのには、やはり一般の町民

も一緒に参加して積極的にそのあたりに意見を求めないと、要は多様化のこの時代に、よそよりも秀でた施策を講じるっていうのは難しいと思いますので、何とかここに書きましたように、住民参加。こちらを積極的に今後とも取り入れていただくようなことを、やっていただけるようお願いして、1項目目についての質問は終わりたいと思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） いろいろ田牧議員からご提案なりをいただいておりますので、本当にありがとうございます。

今、初めにも申し上げましたように、できるだけ、多くの分野のところと共有をしながら、また出向いて行って、お話をさせていただきたいと思います。ただ、これ田牧議員もよく御存じのように、あまり行政から「これはどうや、これはどうや」ではなしに、昔ケネディさんやったかな、言われた、「国は我々国民に何をしてくれる」んやなしに、「我々は国のために何ができるか」っていうのもやっぱり町民の方から言わせたら、僕は大事なことかと思っておりますので、そういうことで、意見をいただきながら、これ今晚もあるんですけども、ほとんどの夜、懇談会のあとに、いろんな諸会議があつて、皆さんからいい意見を聞く場でありますので、また、議会の皆さんもいろんなところへ顔出していたでいて、それぞれの分野で情報も得ていただければありがたいなと思います。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

田牧正義君。

○9番（田牧 正義） 続きまして、2項目目のクリスタルタウン工業ゾーン整備事業について、お伺いたします。

まず、平成30年12月の試算額について、私はちょっといろいろな数字いただいたんですけど、こちらはまだ今日じゃなくても結構ですが、機会を改めて、再評価をしていただきたい。というのは、当然、完成してから5年、あるいは6年経てば、土地の単価っていうのは変わってるんだし、評価について数字が

変わってないです。要は土地が上がってるのか下がってるのか、そのあたりのものが、吸収されてないと思いますので、後日資料として、お出しいただくか、今再評価の資料があるのであれば、ご提出していただいてもいいですけども、見直す必要があるかと思います。

○議長（吉田 勝） 田牧議員、ちょっと言いますが、この場での資料の請求はできませんので、口頭で答える範囲になったら結構かと思うんですが、口頭で答える範囲で求めますか。

よろしいですか。

○9番（田牧 正義） 結構です。

○議長（吉田 勝） なら次へ行ってください。

○9番（田牧 正義） ②点目。多気東部土地開発公社資産を、多気町条例の第57号を適用して、無償で貸与するというようなことになってるんです。これは公社の資産を多気町のほうのそちらに当てはめるっていうのは、妥当なんでしょうか。ちょっとそのあたりをお聞かせください。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

副町長、伊藤智巳君。

○副町長（伊藤 智巳） ただいまの質問の公社の土地の資産を、多気町条例第57号を適用するのかっていう質問についてお答えします。

この件につきまして、皆さんもご承知いただいていると思いますけども、3月31日に、株式会社ユーグレナと、それと中部プラント、そして多気町との三者で、共同事業体「もっとバイオ多気」を設立し、多気町での地域産業開発に関する、コンソーシアム設立に係る協定を締結をいたしております。

期間といたしましては、4月1日から2022年3月31日までの3年間で、「新たな多気ブランドとなる陸上での魚介類養殖」などの実証実験を行うために、工業団地内の土地の無償貸し付けするものでございます。

ユーグレナさんにつきましては、ミドリムシなどの藻類を餌に魚介類を養殖し、高付加価値商品を開発するのが第1の狙いで、中部プラントさんからは、

排熱・排水・CO₂を供給し、必要となれば周辺の工業用地を町が無償提供するというものでございます。

この実証実験が成功しますと、工業団地内で本格的に陸上養殖が実施されることを、町といたしましても期待をいたしておるところでございます。

今回の無償譲渡はおかしくないかということでございますが、三者によります共同事業であり、多気町としましては出資することができませんので、土地を無償で3年間貸し付けするものでございます。

なお、多気東部土地開発公社業務方法書の第6条、「土地の管理において、取得した土地をその用途に供するまでの間、その用途に供する場合に、支障のない範囲内において貸し付け、その他の方法により、有効に利用するもの」となっております。

また、第2項では、「法令に特別の定めのある場合を除き、当該土地の所在地の町村の普通財産、または行政財産の場合の、貸付料算定基準により算出した額を使用料として徴収する」となっております。

そして、第15条の業務の運営に関する規定において、「必要な事項は理事長が定める」となっており、今回の場合は、ユージェナ、中部プラント、多気町の三者の共同事業体でありますことから、無償とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

田牧正義君。

○9番（田牧 正義） 今いろいろ聞いて、多気町だけでいって公社ということであるといいんですが、この公社っていうのは多気町だけですか。明和町も入ってるんじゃないですか。

とすれば、少なくとも、明和町あるいは公社のほうとの事前の何らかの協議もしくは結論を出してから多気町のこの57号を適用っていうのであればわかりますが、明和町との話し合い等は終わっていたのですか。お答えください。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

副町長、伊藤智巳君。

○副町長（伊藤 智巳） この公社につきましては、多気町と明和町の2町で出資をして行っております。町の場合でいきますと、1町では開発公社を持つことができないということで、以前から多気郡、飯南多気郡で5町村で昔から持っております、合併等により飯南・飯高につきましては松阪市、それで多気・勢和・明和につきましては、合併しましたので明和と多気になって、一応今2町で200万ずつの出資金において400万で実施をしております。

この公社につきましてはですけども、各市町の事業を報告するという事になっておりまして、明和の事業に対して、そこの理事会の中で報告を聞かさせていただきただけであって、それに対して、多気町からその事業についてはおかしいとかそういう意見は言えませんので、その町独自で、合同でやっという会社でございます。

そやで今回の場合、多気町につきましても、一応今までユーグレナさんに貸しておったのも報告するだけであって、各相手の事業、町村については、そのまま報告事項で、決定するっていうことはございませんので。

よろしく申し上げます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

田牧正義君。

○9番（田牧 正義） ということは、今回、第2回定例会の資料もらってるんですが、こちらのほうにこの公社の監査報告書、これは下村由美子さん宛てに出てるんですが、こちらについても、今と同じ考えで、あくまでも多気町の部分は多気町、明和町の部分は明和町ということで、どうしてそれじゃあこの公社の監査報告書がこの下村由美子さん宛てでおつくりになるんですか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

副町長、伊藤智巳君。

○副町長（伊藤 智巳） 下村さんにつきましては、理事長ということで、以前につきましては、各町の町長が理事長をしておったんですけども、それでは町

長が理事会へ町長名で出すというのはおかしいということから、理事長につきましては、副町長がするようになっております。下村さんにつきましては、明和の副町長ということで、理事長をしていただいておりますので、下村さんに出しております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

田牧正義君。

○9番（田牧 正義） ということは、個々のものについては、多気町あるいは明和町がするけれども、公社としては1つの組織としてあるんだから、やはりこういうことについては、事前にそれぞれ協議なり審議をした上で進めるっていうのが、公社としての運営っていうか、運用の仕方じゃないかと思いますが、そのあたりはいかがですか。

○議長（吉田 勝） 答弁を求めます。

副町長、伊藤智巳君。

○副町長（伊藤 智巳） 言われますけれども、一応、両者が寄ってしとるだけであって、事業自体はその多気町は多気町、明和町は明和町ということで、報告事項だけ済んでおりまして、そこで協議してっていうことはございません。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

田牧正義君。

○9番（田牧 正義） 単独で協議はしないというようなご回答で、ちょっと納得できないですけれども、いずれにしても、副町長がそういうように、公社の理事長を兼務しているんだと。ただやはりこういうような公社、公のものですから、単独でやろうが何しようが、やはり事前にそういうことについて、は今後は打ち合わせなり協議なりされた方がいいように思います。ただ、これ以上突っ込んでいても、時間が経ちますので、この項については一応終わらせてもらいます。

それでは2-③項目ですが、12月の質問のときに、町長の回答、これは広報たきにも載っているわけですが、クリスタルタウン工業団地、こちらは雇用創出のためにということで、Uターンであるとかその他もろもろということを目指しているというふうに、こういうような回答を町長からいただいたと思います。ただ、時代は変わりまして、雇用創出というのから雇用の確保に転じているということで、先日も、雇用についての調査を499万ほど予算を取って、それを現在いろいろ進めてみえて、これは恐らく7月か8月ぐらいに、何らかの報告があるかと思しますので、次回に雇用の確保について、あるいはそれについて関連することについては質問しますが、町長の現時点で、まだクリスタルタウン工業団地については、雇用の創出のための事業の延長線であるというお考えに変わりはないのでしょうか。お答えください。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

副町長、伊藤智巳君。

○副町長（伊藤 智巳） 先ほどの質問ですけれども、昨年の12月議会での答弁で変わりはないかというご質問ですけれども、一般的には製造業は、設備投資額が非常に大きく、そして雇用も非常にたくさんあり、そして税収も見込める製造業を基本に、これまで進めてまいりました。

ただ、数年前から、深刻な人手不足が出てきております。そういう考えから、規模の割には雇用数が比較的少なくすむ流通や、データセンターなどの業種も含めて、全般的に取り組んでいこうという気持ちには、変わりはありません。

そして、人員確保のために雇用促進調査を進めているのでは、との質問ですが、これについては次回ということで控えさせていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

田牧正義君。

○9番（田牧 正義） 非常に雇用の確保がせっぱ詰まっているという状況で、ということで、若干クリスタルタウン工業団地つくった折に比べて、状況変わ

ってるっていうご理解はあるようですから、もうこれについては次回の雇用問題についてのところでしますんで、ここはこれで終わります。

続いて④項目目。担当課長は、先ほど副町長が言われたと同じように、要は製造業から流通その他ということで、柔軟な誘致を進めるということは、採算おっしゃってみえますが、実質的に実績ゼロです。ただ、おぼろげながら、見えてくるのが、ひょっとしたら、町道をとということで、今回あがっておりますが、そちらのほうへ何らかの企業が近々発表できるぐらいの位置まで来てるのかなと、こういうようには推測いたしますけれども、現時点では実績ゼロ。要は、15億あるいはそれ以上の資金を財政資金を投入してるわけですが、これを塩漬けにして、道路であるとか福祉であるとか、これを塩漬けにしていなければ、できることを阻害しているというように思いますが、そのあたりのところについて、担当課長からのコメントをお願いします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

企画調整課長、筒井尚之君。

○企画調整課長（筒井 尚之） 先ほど実績ゼロとおっしゃいました。確かに、この前の議会からこの3カ月間では、確かにまだいいお話できる状況ではございません。それは確かでございます。

ただ、この前の全協でも申しあげましたように、事実、近々いいお話ができるんじゃないかっていうことで、進めておるのも事実でございます。そのための道路予算のほうも付けさせていただきました。

2社と申しあげましたが、1社は昨年末ですか、立地協定を締結しました中部プラントサービスの第2パワーでございます。これが、まだ立地協定っていう段階ですので、あそこは実際に立地できるのかどうかっていうことを今中部プラント側がいろいろ調査やられております。それがそう遠くないうちに、実現可能になってくるんじゃないかっていうことが1つ、はっきり言えます。

あともう1社がこの前ちらっと申しあげました話でございます。

塩漬けと言われましたけど、一生懸命我々やっております。実際に今日もう

ちの係長ら、県外へ訪問行っております。今月だけでもかなりそれなりの情報を得て、誘致訪問へ行っております。そういうわけで、非常にちょっと「塩漬け」っていう言葉は非常にちょっと我々にとってもですね、ちょっと納得できないお言葉なんですけども、一生懸命やっているっていうことだけはご理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

田牧正義君。

○9番（田牧 正義） 残念ながら、これまだ行政っていうか、私は12月の折にも言ったはずですが、これ町がこうやって関与してるから、どうにか塩漬けのままで5年6年放っておけるんですね、民間企業であれば、これどうにも何らかの結論を出して、私が12月にも言ったはずですが、松阪興産がやってる松阪西のあそこについても、太陽パネルに一部して、一部は工業団地というように、もっと結論早く出してるはずです。町がそういうような財政基金なり何らかをしてるから、こうやって結論出さずに済ませてるだけだと思います。

ただ、これについては、近々そういうような、町道のこともあるんで、恐らく何らか私らの目に見える形のものが出てくると思いますので、今回の一般質問はこれで終わりますけれども、他の二、三、今日明日一般質問の中でこの工業団地について取り上げていただいている議員さんもみえますけれども、私は少なくとも工業団地、こちらについては、私どもが目に見える形での結論が何らかで出るまで、毎回続けさせてもらうっていうのは企画課長に何度もお話してありますから、何らかの形できちっとした答えが見える形にさせていただきたいということで、この第2問のクリスタル工業団地についての質問は終わらせていただきます。

○議長（吉田 勝） 町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） 私のほうに答弁求められてないんですけど、私のほうからちょっと。

今民間やったらもう既に結論を出してやっとなと言われてました。行政だから結論出してやってないんです。それはなぜかと言いますと、どんな企業でもええ、何をやってもええっていうことにはならんと思うんです。これは今までのほかの議員さんからの質問のときにも答えさせてもらいました。

産業廃棄物に近い、いわゆるリサイクル工場の話がありました。これ2万6000坪全部買うっていう、これも前言わせてもらったと思うんですけども、今それやって議会の皆さん、また地域の住民の皆さん、OKするかと。これはどう考えられますか。だから町としては、今までの製造業と合わせて、物流センターも含めて、データセンターも含めて、いろんな分野に働きかけをさせていただいて、議会の皆さんも町民の皆さんも、地域住民の皆さんも、「この企業さんやったらええな」というところを今それぞれ模索をしております。

これも財調基金からとか言われたんですけども、これも前お答えさせてもらったと思います。財調を活用させてもらって町の町政運営、また予算運営に支障をきたしとるというんなら、我々は本当に反省しなければならんと思うんですけども、今の財政調整基金、またそれと合わせた部分もありますので、その中で運用をさせてもらっております。これからもできるだけ、今質問いただいた田牧議員にも、納得をしていただく「いい企業さん来てもらったな」「いい会社が来てくれたな」、こういうことに持っていきたいんで、我々は、今申されたように、松阪興産が太陽光発電張ったんで、あれでええんやって、それやったら今日にでもできると思うんですけども、そんなんではないと思うんです。

だから、何度も今まで議会の皆さんからの質問の中にもお答えさせてもらっているように、町としては、今申し上げたような内容の物をずっとこれから手を広げて、私もそうですけども、また近々トップセールスに行きますけれども、実は昨日、一昨日もある企業さんへ行ってきましたけれども、ちょっと今すぐに投資は難しいっていうことでしたので、すぐにはできませんけども、そういう思いで今取り組んでおりますので、今何回でもやるぞとおっしゃられたんで、

もう少し様子を見ていただいて、これで、何度も言いますが、財調で皆さんに支障をきたしとるっていうんやったら、我々はもっと早く「もう何でもええやねか」っていうことになるかわかりませんが、そんなんではないんです。その辺だけ理解をしておいていただきたいと思います。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

田牧正義君。

○9番（田牧 正義） 今町長からお答えいただいたんですが、少し切り口変えます。

私は、先ほどからいろんなところで言ってるように、住民参加型のいろんなことできませんかと。こういうようなことで1つめでも言ってたんですが、要はそういう姿勢をまず町当局がされるのであれば、私にも今企画課長あるいは町長、副町長がお持ちでない切り口の愚案もございます。それらはじゅうみんなが参加するようなもので、住民の声を聞くというような形の組織、あるいは運営を町当局がされる場合には、私もこういう方法もありますよというようなことを一町民として、発案させてもらいます。

現時点でのいろいろの今までのやりとりの中からでは、私の今思っているこういうような方法があるよ、これだったら全部使えるよ、あるいは町民も納得できるよという私なりの案もありますが、現時点ではまだ、言う段階ではない、こういうように思ってます。

以上でここの部分終わります。よろしいでしょうか。

○議長（吉田 勝） 町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） 現段階でいう必要ないって言われたけども、それはいかんと思います。もしいい案があったら教えていただきたい。

それから、町民の皆さんもそうですけども、我々一生懸命、僕もそうですけども、我々も町外・町内出向いてやっています。町外からの皆さんからのご意見もいただいて、「いい企業さん、これ町長どうですか」っていうのは、私はそこへ走っていきます。そんなことも今やっとするんです。そやで、組織をつくる

んじゃなしに、今田牧議員から「こんなんがあるよ」っておっしゃっていたら、そこへ出向きます。また、ほかの議員から、またほかの町民から、ご提案なりご指示をいただいたら、私たちは走っていきます。全然それはやぶさかでも何でもない。そやで、今、「今言いません」って言われたんで、「ちょっと待ってください」って言うたんは、もし頭の中、腹の中に、「こういう企業さんがある」「こういうところが探してみえる」っていうのがあったら、今すぐにでもおっしゃっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

田牧正義君。

○9番（田牧 正義） 今言わないと言ったのは、要は町長にしても、いろいろとその聞く耳っていうか、自分たち一生懸命でやってるんだからというようなのが全面に出て、住民あるいは私どもの意見を取り入れようというところが私にはまだ見えてない。はっきり言って。だから、そういう発言になりました。

それで、こちらもう時間が少ないので終わります。ただ、そちらについて、町長がおっしゃられるように、「今でも聞きますよ」ということであれば、今日の質問終わった後でも結構ですから、お話しします。それでよろしいですか。

じゃあ3項目に入ります。

進捗状況お聞かせください、ということで、空き家対策について質問を前回したわけですが、こちらのほうで、実はある程度、企画調整課のほうで、空き家のついでの実績等を調査して、その結果が出たら建設課が、あるいはその他の課も含めて、どういように今後取り組むのかを進めるというようなことで、前回、企画調整課の全字対象の空き家調査を再度行い、ということで、いただいておりますが、実はこれは、5月30日付の夕刊三重です。松阪市が、判断基準5項目に決めるということで、いろいろしてあるんですが、5月30日の記事に出て、早ければ9月から運用と。ところが、私は前回質問したのに対して、本年度中、要は来年の3月までに企画調整課はどういう空き家の状況になって

るかを調べて、その数字を明らかにして、その後建設課なりその他関連する課と協議した上で、どういうようにするか進めると、こういうことでございますが、これはいかにもスピード感がないんじゃないんですか。お隣の松阪市は5月にこういうような特別委員会するっていうて、9月には早ければやるっていうて。私は質問したのに対しても、まだ今年度中、要は来年3月いっぱいまで空き家バンクに登録されてないその他壊れかかった空き家についても調べて、その実績を建設課に持って行って、どこの課がどう対応するかって、要は空き家に対しての認識、緊迫感、これが欠如してるんじゃないですか。お答えください。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

企画調整課長、筒井尚之君。

○企画調整課長（筒井 尚之） ただいまのご質問ですけれども、事前にそういうお話をいただいております。

建設課ともいろいろ調整はしておるところでございます。そして、事前調査、要するに、実態調査ですけれども、今年の8月ぐらいから自治会長を通じてですね、進めようと考えております。そして9月いっぱいぐらいまでには、全自治会から先ほど言われたような、使える空き家、使えない空き家も含めて、そこら辺の状況を全部出していただこうと。ただ、出してもらっただけではですね、こちらもいけませんので、もちろんこちらの目で見に行き、実態をきちっと把握してですね、いろんなこともやらなくちゃいけません。ただただでそのままだっていうわけにはいきません。そういうわけで、それらを少なくとも年内ぐらいかけてきちっとやらないとですね、次つなげてく資料になりますので。そして、年明け1月にはもう建設課へ送ろうという話で今進めております。建設課の中ではですね、それをもって、今年度中ぐらいに何らかの委員会を立ち上げる方向で進めていこうということでは進めております。

そういうわけで、納得はまだいただけないかわかりませんが、少しはタイミングを早めて今現在進めてようとしております。ご理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

田牧正義君。

○9番（田牧 正義） 実は今そういうようにご回答いただいたんですが、私は課長にこういう案も示しました。それは何かというと、町長が今、各区を10月までかけてこのように回ってみえる。実質企画調整課が調べるんじゃない。各区長とかその他の方の協力を得てそれを調べるわけです。ということは、この日程表の数時間前にでも行けば、10月には調査終わるでしょ。全ての区回るんですから。ですから私はそういうことも考えたらどうですかっていうのを課長に事前にお話はしてあります。しかしそれが、現実町長がこうやって回ってみえるのに、まだそれもやってみえない。要は、この町長と一緒に回られるのであれば、要はどういう用紙にするのか、それだけつくって町長と行かれるおりの少し前に行って、各区長さんに聞いて、その実際のおうちを見て、とすれば10月には終わることじゃないですか。そこが私はスピード感がないと言いたいところです。

ただ、もうこれ以上は言いません。ここについては。

それから、3-②ボランティア活動中の保険について。それから3-③ふるさと納税のさらなる発展と見直しを図り、というところですが、実は私がこの一般質問を出す折には、担当課からいただいた保険についてのものが実は、こちらの新研修介護傷害保険ということで、町が入っているのにしては、実は死亡でも145万の補償しかない保険だったんですね。ただその後、課長が調べていただいて、町の施設、公民館とかその他でのことについては、こちらの公民館要は町の施設で起こった障害としてのその保険の適用もあるっていうので、ダブルにするようになってますということですから、詳しく言っていると時間ないので言いますが、ただ、保険入ってるのにね、死亡で145万、これ掛け金が1人当たり11円なんです。これ3つのタイプあります。AタイプBタイプCタイプと、これ一番下のところ。予算取ってこれだけですよって、これはちょ

っと町民を少し、言葉悪いですごめんなさい、馬鹿にしてるような保険の入り方です。ただ、もう1つの保険でカバーされてるんで、これ以上は言いません。

それからもう1つ。ふるさと納税についてですが、こちらには、やはりふるさと納税される方については、自分たちの生まれた町、あるいは何かの思いのある町だから、こういうスポーツとか子育てに使ってもらったら、あるいは返礼品についても辞退される方もある、というようなことも聞いておりますので、ボランティアポイントであるとか、あるいはこういうようなものの中には、無効になってしまう、要は期限が過ぎて失効してしまうポイントもあると思います。こういうものについては、優先してスポーツあるいは子育て支援とか、そういうような普段予算がなかなか取りにくいようなところに優先して使うっていうようなことについて、再考していただければと思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

農林商工課長、達武彦君。

○農林商工課長（達 武彦） 農林商工課の立場からちょっとお答えをさせていただきますとですね、ふるさと納税につきましては、昨年度は1億2000万円以上の納税をいただきましてですね、こちらの用途につきましては、広く一般財源のほうに使わせていただいております。ただし、その納税者ですね、意図は示すことはできるようにさせていただいております。主に「未来を担う子供たちを応援する事業」であるとか、「健康・福祉・スポーツのまちづくりを応援する事業」というようなところへ、寄附者の意見として使ってくださいというようなことは繁栄をしていただいておりますということでございます。

議員が言われるようなものにつきましてはですね、今年新たに「ガバメントクラウドファンディング」ですか、特定のプロジェクト目的に応じた納税の仕組みですね、それをまた今後検討していきたいというふうには考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

田牧正義君。

○9番（田牧 正義） それじゃあ最後の項目になります。私は2年ほど前に、町長と語ろうっていうか、そういうような席が設けられた1カ月ほど前に、こういうような資料をある担当者にお渡ししました。覚えてみえますでしょうか、担当者どなたか。ただ、残念なことに、その担当者はこの「地域共生社会実現への課題」、これはNHKの「時論公論」で2017年9月29日に放送されたものです。これについて、私は今後こういうような高齢化であるとか、その他のこともあるので、多気町としてどういうような方向で考えるんですかというようなことで、町長との懇談会の折に、ある程度のお話はできるということ、1カ月も前に提出した。しかし残念ながら、その折の結果を、結論言います。要は、その担当者の方は、これをコピーを担当の副町長あるいは町長、総務、そちらにコピーを渡して具体的に消化されてなかった。そしてさらに残念なことは、町長は、私がある席で、町長と話そうの席で、残念ながらこれをもってこれで答えれますかとおっしゃりました。これは町長も覚えてみえると思います。私は、それ以外のところでも、この共生のものについてはこういうような資料もつくって、住民の方といろいろこんな問題今後起こるんだよというような話してます。ですから、そういう意味でもっと正面から受けとめて、こういう共生社会について、やっぱり今後先ほどから言ってるような高齢あるいは人口減少等起こるわけですから、もう少し、真剣に考えていただきたいとおもいます。

時間がきましたので、これで終わります。ありがとうございました。

○議長（吉田 勝） 以上で、田牧正義君の一般質問は終わります。

（8番 山際 照男 議員）

○議長（吉田 勝） 再開をいたします。

5番目の質問者、山際照男君の質問に入ります。

8番、山際照男君。

○8番（山際 照男） 8番山際でございます。

議長の許可を得ましたので、私からは空き家等の対策について、一問一答方

式で質問をいたしますので、町長並びに担当課長の答弁をよろしく願いいたします。

空き家対策につきましては、空き家法が施行された平成 27 年の 12 月定例会で空き家問題に関して質問をいたしました。それに続いての質問でございますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは質問に入ります。

平成 26 年 11 月に空き家対策の推進に関する特別措置法、いわゆる「空き家対策特別措置法」が成立し、翌年平成 27 年 2 月 26 日に施行されましたことは、既にご承知のことと思います。管理が適正に行われていない空き家は、個人が所有する住宅が多く、そして、相続などにより代替わりが行われていない結果、管理者が不明、あるいは遠方により管理が行き届かないといった状態であります。空き家といえども個人の所有物でございます。勝手に入ることや、処分をするということとはできないわけでありまして、しかしながら、最近、倒壊の恐れのある老朽家屋等が散見されております。それらは、景観上問題があるとともに、草が茂り、蝮等の危険な生物のすみかになりかねなく、衛生面、防災面など、生活環境の保全上、危険な空き家と言わざるを得ません。特に、居住地の方や隣の住民の方が迷惑を被っているのではと推測しているところでございます。そこで、危険な空き家を「特定空き家」と定めて、所有者等への助言または指導、勧告、命令代執行、除却と言いますが、可能になりましたが、「特定空き家」の解消に向けての次の各項目についてお伺いいたしたいとおもいます。

まず①項目目でございます。

空き家にかかわる事業の担当課、いわゆる窓口についてでございます。私の認識不足かもしれませんが、前回空き家の答弁は建設課でしていただきました。事務分掌から見ると、移住定住等空き家バンクは企画調整課が担当、空き家の実態は住宅施策担当ということで建設課になっていると、私は理解しているところでございます。そこで主とした相談窓口はどこになるのか、お伺いした

と思います。また、今日まで空き家の相談があったかどうか、あれば内容についてお伺いします。私の前の質問者の田牧議員によりますと、そのときは企画調整課が窓口ということになっておりまして、条件によっては、そこでいろいろと課へ振り分けるという答弁はなされたと思いますが、そこら辺を1つ相談窓口、ワンストップサービスという形ですね、相談がなっているのかどうかというのをちょっと確認したいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

企画調整課長、筒井尚之君。

○企画調整課長（筒井 尚之） それでは山際議員の先ほどの1点目のご質問にお答えしたいと思います。

空き家にかかわる事業の担当課窓口ってということで、所有者さんからの相談ですね、例えば移住定住目的なんかで使っていただきたいと、そういうふうなご相談であれば、あくまで空き家バンクの活用ということで、企画調整課が窓口となっております。一方で、所有者以外、所有者が居られないわけですから、以外からの一般的な空き家、もう古くなってるとかですね、そういったことに対する相談は建設課が窓口となっております、初めからきちっとそこだけはまだ分けて窓口の対応をしているというふうに体制をとっております。

ちなみに、企画調整課への再利用に関する相談件数としましてはですね、最近では平成29年度は17件相談がございまして、そのうち13件が空き家バンクへの登録いただきました。30年度につきましても、13件ほど相談がありまして、5件空き家バンクへ登録していただいて、今現在希望者があればマッチングできるように、町のほうで調整していると。空き家バンクに関しての相談件数は以上となっております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

山際照男君。

○8番（山際 照男） それは、企画調整課に相談をするのは、空き家バンク、いわゆる使える、利活用できるというような住宅っていうんか、家屋っていうような、理解をしているわけですね。その使えないっていうんか、これは無理だということであれば、建設課のほうへ回すということになるわけですか。その部分も含めて、空き家についてはですね、全て企画調整課が窓口になっているということで、理解してもいいわけですね。その中で振り分けると。そうすると、ワンストップじゃないわけですか。もうこれは建設課行ってくださいというような形になるわけですね。そこら辺どうですか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

建設課長、久保義隆君。

○建設課長（久保 義隆） 先ほどのご質問にお答えさせていただきます。

建設課としましては、あくまでも維持管理上の問題っていう形で、今のところは2件ほど、連絡がありまして、それを近隣の住民の方から台風のときに、空き家のとこのシャッターがバタバタすると。なんとかしてほしい。当然そこには住んでみえる方もいませんので、いろいろ区長さんに聞いてみますと近くの方が親戚がみえますので、その方が管理をしとるっていうのが1件あります。当然維持管理上ですので、私らも、その実際の所有者にも連絡もしたりとかもしとるんですけども。もう1件が、役場の近くなんですけども、そこは空き家になってまして、親戚の方がはたにはおるんですけど、木がだいぶ生い茂ると。それでそこに町道がありますので、それで空き家でもあるし、なんとかしてほしいっていうので、連絡は今2件ほどそういうので対応はしています。

実際あのほかで連絡ありましたのが、今後山際議員の質問にもあるようにですね、取り壊しの件で連絡が今のところ3件あります。当然その今はその取り壊しの助成金はございませんので、お断りはしております。それで納得していただいて、それ以後は連絡はないっていう状態でございます。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

山際照男君。

○8番（山際 照男） 次の質問も答弁をいただいたような感じなんですけど、再度また質問させていただきますけども。

このやっぱり町民の方からいくと、その窓口がですね、わからないと。利活できるのかどうかっていうのも、自分とここではわからないってということで、企画調整課が受けられて、実態を見に行かれるんですか。それともその聴取して判断されるんですか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

企画調整課長、筒井尚之君。

○企画調整課長（筒井 尚之） 一般的にはやはり空き家はうちのほうへ問い合わせが多くあります。そんな中でですね、まずはやはり担当がきちっとどういう内容か確認させていただいて、先ほど建設課長言いましたように、維持管理に困ってるとかですね、取り壊したいんやっという話であれば、建設課へつなぐようにしております。使ってほしいんやっという話であれば、うちのほうでそのまま引き続いてやっていると、そのような形で分けております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

山際照男君。

○8番（山際 照男） 町民の方にですね、よくわかるような形の窓口をしていただきたい。私としては、本当にワンストップでできるというような体制を組んでいただければ、それこそ、町民サービスになるんじゃないかなというふうに思われます。

役場へ来て、あそこへ回されたここへ回されたっていうのは、今の行政としては遅いんです。今はもう1カ所ですが済ませると。町長福祉事務所の関係でワンストップって言われますけれども、そこら辺もですね、やはりやっていただくということで、お願いしたいと思います。

次、②点目でございますが、空き家の現状の状況と空き家率についてお伺い

するんですけども、平成 27 年に確認した数は、空き家は 294 戸、多気地域 181 戸、勢和地区 113 戸と報告を受けた経緯があります。特定についてはですね、未確定であったので、そこら辺を聞きたいなと思ったんですけども、これ 2 件っていうことでしたっけ。ちょっとそこら辺をちょっと確認をしたいと思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

建設課長、久保義隆君。

○建設課長（久保 義隆） 先ほどの質問で 2 件ってというのがですね、これがただの空き家です。

実際、「特定空き家」という形ですのであればですね、ちょっと以前田牧議員のときでも話させてもらったんですけど、私どものほうで協議会をつくらせていただいて、プロジェクトチームっていうのをつくってですね、そこには、法律の方とか、あといろんな方が入るんですけども、そこで土地家屋調査士、建築士も入ってます。その中で、建築士さんらが現地を確認に行きまして、本当に壊れるんかどうかっていう診断をします。そこで、倒壊する恐れがある場合、そこで「特定空き家」っていう位置づけになりますので。

まずはプロジェクトチームをつくらなければ、その特定空き家としては認定はできませんので、それだけお願いします。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

山際照男君。

○8 番（山際 照男） そうですね、空き家対策協議会をつくっていただかないと、これの認定ができないということですから、その関係で、その空き家対策協議会の構築っていうのはいかがですか。

なんか、前回はほかの市町がつくってないんで、うちはまだ何にも考えてませんっていうような答弁をいただいたような気がするんですけども、これ田牧議員も言われましたけども、松阪市は 5 項目を決めて特定空き家を指定認定して

ますから、そこら辺は多気町の部分はいかがですか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

建設課長、久保義隆君。

○建設課長（久保 義隆） ちょっとこの後の質問でも、またお話から絡んでくるんですけども、企画課の空き家の調査をいただいて、その調査しとる間にですね、建設課としては、実際何をしてるかって言うことですね、まずその専門機関とか、あと民間の団体さんとも募って、協議会をつくっていかないけませんので、その辺のお声かけとか、あとはその説明なりをしていきます。またそれとですね、今実際その協議会っていうか、近隣の市町で会がありまして、空き家対策の。今玉城町と大台と度会町と明和町で5つの町でですね、協議会をつくっております。これは今年度から始まったんですけども、そこで、実際ほんにこの間、意見のあれがありまして、大台町は、今年度の9月に策定する予定という話を聞いてます。玉城町は来年の3月策定予定と。度会町は31年3月に策定済みということで、明和町は30年の3月に策定済みっていう形で、話しておりまして、その辺で今度また第2回があるんですけども、私どももその資料いただいて、つくっていくような中でですね、手戻りがないような形で、ほかの市町に意見交換とか、情報交換してですね、この重要な計画書ですので、何とか早いうちに取り組んで、つくっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

山際照男君。

○8番（山際 照男） これはですね、これから必ず必須項目だと思うんですけども、空き家っていう対策は。その点、その玉城、大台、度会明和と5町がですね、スクラム組んでやっていただくというような形でですね、お願いしたいと思えます。もう本当に中山間地はもう喫緊の課題というふうな形になっておりますのでですね、そこら辺1つよろしくお願いしたいと思えます。

それこそ、その空き家対策協議会っていうのがですね、これが根っこになる

わけですけども、これをいつやるかっていうその構築の日っていうんか、その期限っていうたらおかしいですけども、いつごろやるっていうのは、決まっていないんですか。どうなんですか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

建設課長、久保義隆君。

○建設課長（久保 義隆） 先ほどの質問にお答えさせていただきます。

協議会をつくるとなるそうですね、実際、条例もつくっていかなあきません。っていうのは、独自の協議会をつくりますので、要綱もつくって、何名にするとか、そういうのもありますし、メンバーもそこできっちり決めやんと、できませんので。ですので、企画さんのほうが今年度中に結果をいただけるっていう形ですので、建設課としては、来年度早々ぐらいにですね、その条例と要綱をつくって、協議会、何件かっていうのをいただいた段階で、協議会でも打診して、話をして行って、あと調査も要りますので。ですので、同時進行で協議会をやっていききたいと私は思っておりますので。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

山際照男君。

○8番（山際 照男） 31年度予算にはですね、こういう空き家対策については、空き家バンクについてはですね、予算化されてますけども、この特定については、予算化されてませんし、来年度に向けて、レビューしといてください。サマーレビューって言いませんけども秋のレビュー、来年度に向けて予算化していただいて協議会をつくっていただいて、認定していただくということで、是非、来年度予算に計上していただくというような形をとっていただきたいと思いますんですが、町長査定の部分でどうですか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） 山際議員のほうから、協議会の設立について来年度予算

にということで。この部分については、ワンストップサービスも言われてましたので、それらも含めてこれは、前向きに考えていきたいと思います。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

山際照男君。

○8番（山際 照男） ありがとうございます。

前向きに考えていただくっていうことは本当にありがたいことですので、どうぞよろしく申し上げます。

それでは、③項目目に入ります。

空き家対策事業の体制づくりや空き家等対策計画の策定についてでございます。先ほどもちょっと答弁をいただきましたけども、改めてっていうんか、再度お願いしたいと思いますので。

今後、少子高齢化に沿って持ち家で暮らす単身高齢者は増加します。施設への入居等によって空き家は増加すると思われれます。そのような状況でこの事業は、町にとって骨太の方針に位置づけが必要ではないかと思っております。空き家対策事業の体制づくりや空き家等対策計画の策定については、法の施策を実施するための基本的な指針が定められておりますが、空き家対策の第一歩は空き家等対策計画を策定することから始まるといわれております。

そのようなことから、どのようなチーム体制を構築して計画の策定にかかわっていくのか、お伺いします。

先ほどちらっと聞きましたんですけども、再度復唱していただければありがたいと。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

建設課長、久保義隆君。

○建設課長（久保 義隆） それではもう少し詳しく説明させていただきます。

まず、これは建設課の考えですので、まだ調整会議もしてませんし、っていうので、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

町内の推進体制といたしましては、企画調整課、これは空き家に調査とあと

バンクですね、あとリノベーションによる流通の促進によるものっていう形で企画調整課が入ってもらいたいと思います。それと、総務課さん。総務課は、防災、あと防犯の問題っていう形で入っていただきたいと思います。それと私ども建設課は、道路通行どめの問題とかそういうので入ります。続いて税務課さん。税務課につきましては、勧告した場合にですね、固定資産税の住宅用地の特例の適用除外とか、そういうのも今後発生してきますので、その辺で税務課さんも入っていただくと。あと町民環境課さん。町民環境課につきましては、ごみ等の処理、あと動物等の問題についても入っていただきたいと。それと農林商工課としましては、野生動物等の問題が多々ありますので、その辺で町内の推進体制っていう形で、入っていただきたいと思います。それ以外のところにつきましては、プロジェクトチームっていう形で、対策協議会っていう形なんですけども、大まかに言いますと、ホーム、不動産、建築、福祉、地域代表、あと行政等なんですけども、その大まかなメンバーといたしましては、外部っていうことで、弁護士会、あとは司法書士会、土地家屋調査士会、あと建築士事務所協会、それと宅地建物取引業会、社会福祉協議会、区長会、町議会、消防署、警察署などを思っております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

山際照男君。

○8番（山際 照男） こうズラッと聞くとものすごく大掛かりな協議会になるというようなことで、これは大変だなというふうに思ってます。私は庁内でプロジェクトチームをつくってやるのかなと思ったんですけど、外部の人もどんどん入ってくるということになると、これは大変な組織になるということになってくるんで。それは近隣もつくってますんで、そこはやっぱり多気町もそれなりのつくっていただくというような方向性を持っていただいて、お願いしたいと思います。

それではそういうチーム体制を構築されるということですので、期

待して待っていたと思います。

それでは④番でございますが、空き家の実態把握のための調査、開始時期・期間ですけれども、調査は区長等に協力していただいて本年度に実施すると3月定例会で他の議員の質問に答えられたと記憶しております。そこで、調査開始時期や調査期間についてお伺いします。

田牧議員に対する答弁もありましたし、田牧議員から町長懇談会の際に、つてというような話もございましたが、そこは別として、本音をちょっと一遍聞きたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

企画調整課長、筒井尚之君。

○企画調整課長（筒井 尚之） それでは④点目のご質問にお答えしたいと思います。先ほどにも田牧議員のときも答弁させていただいてますので、重複するかと思いますけどご容赦ください。

先ほども申し上げましたように、今のところ、8月スタートで2カ月ぐらいですね、区長さんを通じての話になりすけど、区長さんから情報を収集したいと考えております。平成27年のときもですね、アンケートっていう形でやっております。どのような形でお困りですかとかですね、そんなことも書いてやっておりましたので、その辺もちょっといろいろ検討してかなあかんというふうには考えております。

そして資料等が地元からいただきましたら、二、三カ月かけてですね、やはり実際にこちらが足で確認に行かなあかんとその作業もあります。そのまま鵜呑みっていうわけにはいかんと思いますので、その辺もですね、前のときも本当に数百戸ございましたので、やはりけっこう時間かかるであろうなというふうに考えております。何分にも、私どもその窓口2人しかおりません、担当が。係長と係だけです。ほかの業務をやりながらやっています。ですので、こればかりやれませんので、その辺もあってですね、これくらいのお時間をいただかないとっていうふうに考えております。

そして、1月には建設課のほうへそういった情報を全て提供してですね、あとはこちらのほうで全て動いていただくと。そういうような形で、前半はうちのほうでそんな感じで考えております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

山際照男君。

○8番（山際 照男） いや、企画調整課はですね、2人でやってらっしゃるっていうのは、もう非常にこれは忙しいっていうんか、働き方改革でいったらそれこそ働き過ぎですよ。それこそアクアイグニスの関係とか、その工業団地とかですね、いろいろとやってらっしゃるけども。

それはそれとして、この空き家対策をひとつよろしくお願ひしたいと思ひますし、その調査の結果ですね、データベースを作成される、しなけりゃいけないと思ひうんですけども、それこそ、個々のカルテみたいな形になるんで、そういうようなまだ計画まではいってないんですか。どうなんですか。データベースを作成するって、予算化はされてませんけども。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

企画調整課長、筒井尚之君。

○企画調整課長（筒井 尚之） 今まだ現在検討しております。

データベース化するかですね、前のときはアンケートで、実際にエクセル形式ではきちっとある程度仕分けはいたしました。ですので、先ほど言いましたように、限られた職員でやる必要がありますので、どこまでできるかっていうのはまだ控えさせていただきますけども、少なくとも引き継ぐときにですね、きちっとわかる物があればええかなと、そういうふうを考えておりますので、そのようにさせていただきます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

山際照男君。

○8番（山際 照男） 予算計上はですね、空き家解消と移住促進っていう形で、

まちづくり事業っていう形ですね、空き家対策事業自治会奨励補助金 21 万、それから空き家バンク事業として、240 万っていうのは計上されてるのは、私も確認をしておるんですけども、そのデータベースの作成、これは全課共有できますからね。企画調整課だけ持ってるんじゃないくて、データベース化したらもう建設課も福祉のほうも、全部共有できますから。そこら辺は便利じゃないかなというふうに思いますので、そこら辺の努力をひとつよろしく願いしたいと思います。

次に入ります。

⑤番目でございますが、固定資産税から見た特定空き家の実態についてでございます。

特定空き家は、固定資産税優遇の措置から外れます。6 倍の税が課されるようになっておりますけども、そのような事象は存在するのかどうか、お伺いします。っていうのは、ちょっとまだ対策協議会が立ち上がっていませんので、それは認定はされていないということで、もう理解ができました。

それ以外に、この相続者の不明でですね、税の滞納が生じていると思われるんですけども、その実態をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

税務課長、北出博人君。

○税務課長（北出 博人） ただいまの山際議員の質問にお答えします。

相続者の不明による税の滞納でございますが、納税義務者がお亡くなりになったときは、窓口等で手続きを行っていただく際に、相続人代表とか、納税管理人等で対応をさせていただいております。また、戸籍調査等を定期的を実施しております。ただし、相続放棄、破産宣告、または法人等の倒産で生じた相続人不存在の物件につきましては滞納がございます。平成 31 年度課税分においては 7 件発生しております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

山際照男君。

○8番（山際 照男） 確かに相続放棄っていう部分がたぶんこれからも出てくると思うんですよ。空き家バンク制度とはちょっとニュアンスが違うんで、わからないんですけども、これは横断的に全課一緒に作業していただくことになるんでしょうけども、所有者がはっきりしている物件とかですね、所有者不明の物件とか、さまざまなんでしょうけども、空き家が。相続登記っていうのは、法的義務はありません。ないですよ。このまま放置しておけば、土地の利活用っていうんか、道路に面して道路もつくれないとかですね、その土地の利活用っていうのが非常に困るわけで。

また平成 31 年 7 件の滞納っていうんか、税の滞納ですか。固定資産税の滞納がということで、その身元がわからない、たぶんこれは不納欠損なりして、時効まで待ってるかどうかわかりませんが、不納欠損になるんだと思いますけども、これ税の徴収にも支障をきたすことが推測されるんですけども、そこら辺は回収機構に任すのかっていうことでもできやんと思いますし、そこら辺の方向性っていうんか、滞納整理はどうされるんですか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

税務課長、北出博人君。

○税務課長（北出 博人） この問題につきましては、非常に税務課のほうでも難しい問題でございまして、この放棄については、明らかに明確に亡くなられてから何カ月っていうことで意思がはっきりしておりますので、これはもう不可能です。それで現在所有者不明で滞納になつとるっていうのは、ございませんけども、ただ、法定免税点以下で落ちとる、家屋にしたら評価額 20 万以下なんですけども、それについては、ちょっと調査のほうはまだ難しいところがありまして、そこら辺はこの間ちょっと係と相談したとこなんですけども、まだ具体的に答えは出ておりません。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

山際照男君。

○8番（山際 照男） 非常に相続放棄っていうのが、相続っていうのは遅くなれば遅くなるほど枝がどんどん出てきますから、非常に難しいと。相続放棄、特に町であれば、その物件的に高価な物件があればっていうことで相続されるんでしょうけども、我々のような中山間地のところでしたら、もうそれこそ役場へ寄付するわっていう人がどんとおりますんで、行政もそれをもらったら反対に困るんで、それは売るにも売れないっていう状況になっております。

そこら辺をですね、今後私はそのこの案件をやっぱり骨太っていう方針に位置づけてもらわないかんっていうようなことと言いましたけども、そういう税の徴収にも支障をきたすと。非常に税務課としては、苦勞されるんじゃないかなっていうふうに思慮されますんで、そこら辺を確認をさせていただきました。

次の質問に行きます。

それでは特定空き家の除却支援補助金についてでございます。

特定空き家と言いましても、私人が所有者の許可なしに立ち入ることはできません。例えば、隣が危険家屋であり、かつ接していて、危険な箇所を承諾の上取り壊した場合、その取り壊しに係る費用の補助をするという方向性についての考え方を伺いしたいと思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

建設課長、久保義隆君。

○建設課長（久保 義隆） ⑥番目の質問にお答えさせていただきます。

空き家について、今例で挙げていただきました、所有者本人が取り壊すだけではなく、危険な空き家を所有者の承諾を得て、近隣の方で取り壊しを行うっていう形なんですけども、①番目の答えでもありましたように、助成金は出ません。また、本人がですね、取り壊しをする場合であっても、今の状態では出ない状態です。今後、空き家の調査の結果をもとにですね、プロジェクトチーム、いわゆる対策協議会を立ち上げてまして、空き家対策計画書を策定して、特定空き家かどうか、そこで有効利用できるかどうかの判断ができますと、それに伴

い国の助成金が受けられます。実際、取り壊しの場合なんですけども、昭和 56 年 5 月以前に建築されたものにつきましては、今は無料の耐震診断を受けることができます。ですので、建築士が現場へ行って、無料の耐震診断を受けて、実際特定空き家と判断して、危険やという形になったら、こういう国の助成金が得られますけども、実際その 56 年の 5 月のその後にできた建築物に関しましては、全て個人さんが有料の耐震診断を行っていただかないといけないと、っていう国の方針になっております。ですので、このプロジェクトチームができて、策定すれば、助成金が出ますので、それを利活用ができる形になります。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

山際照男君。

○8 番（山際 照男） これ昭和 56 年以前に建てたものは耐震審査は補助金が出ますということで、56 年以降はだめだということなんですね。

これですね、除却について、これは協議会で認定をしていただかなければいけないんですけども、国の財政上の支援措置として、国が空き家の活用とかですね、除却を促進することによって、自治体への支援ってというのが、空き家再生等推進事業ってというのが交付金であるんですけども、ここら辺の活用はできないんですか。

協議会ができてないから、それはあれなんですけども、これちょっと勉強していただくってということで、どうなですか。この国の支援ってというのが、結構法律がとおってから支援ってというのが、あると思うんですけども。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

建設課長、久保義隆君。

○建設課長（久保 義隆） 先ほどの質問にお答えさせていただきます。

国の支援ってということで、いろいろ県にもこの間も相談をしております、実際その県のほうで取り組んで、国から県のほうへおりてくるんですけども、この解体工事につきましては、実際やはり協議会をつくってその計画書つくら

んとだめなんですけども、それがつくりしたら、国のほうが補助基本額といたしまして、90万円って今金額が基本額であるんですけど、その23%までの補助ができますよと。という国の決まりがあります。その内訳といたしましては、これを計算しますと、国が10万3500円、それで県が5万1750円、町も同額の5万1750円で合計20万7000円という、20万7000円までの補助が受けられます。というのは聞いております。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

山際照男君。

○8番（山際 照男） 壊すとなれば、100万単位でいると思うんですけども、やはり防災上のこともありますんでね、知事もこの特定空き家については、防災の点からも現状を重く受けとめているというような、先般コメントが新聞に載ってましたんで、そこら辺も加味していただいて、やはり多気町もそこらへんはきっちり早く進めていただきたいというふうに思うわけでございます。

それでは次の質問へ入らせていただきます。

⑦番目でございますが、空き家、空き地対策事業の問題点や見通しについてでございます。

今後、人口減少や高齢化、核家族化が進展する中で、空き家数が急激に増加することが予測されます。空き家も含め、空き地に対する対策も必要になってくるのではないかと思うわけです。将来に向けての空き家、空き地対策事業の問題点や見通しについてお伺いしたいと思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

建設課長、久保義隆君。

○建設課長（久保 義隆） それでは⑦番目の質問にお答えさせていただきます。

確かに議員言いますように、問題点といたしまして、空き家に対して増加すると思われれます。それらの空き家を有効利用することや危険な空き家に対して、所有者に勧告や命令、行政代執行などができるようにするには、空き家対策計画書を策定し、プロジェクトチーム、対策協議会で有効利用も含め解決方法を

協議していかなければなりません。そのため、なるべく早く策定できるように努力をいたしていきます。

それと空き地についてなんですけども、空き地につきましては、国が空き地バンクの構築を支援する方向になっていおりますが、国として準備が整った県から順次進めていく方針ということで、国から聞いております。その後は三重県はどうなんだと聞きましたところ、三重県はまだ今準備が整っていないということで、整った段階でまた市町への報告はさせてもらうってということで、聞いております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

山際照男君。

○8番（山際 照男） 非常に今後の課題だと思うわけですが、いわゆる町全体の中でですね、役場自体もそうですけども、どのように位置付けていくかっていうのがひとつの構築の課題だと思うんですけども、要するに、魅力あるまち、住みやすいまちっていうのをつくらなければいけないということで、町長も「一丁目一番地」って言われてるんですけども、そこら辺を町民は望まれるわけございまして、そこら辺をですね、視点をどこに持つかってというのが1つの課題かなと思います。

やはり根っこはですね、発生原因をとめるっていうんか、そこら辺のぶぶんかなというふうに思っておりますので、行政もですね、しっかりこの空き家対策には取り組んでいただきたいというふうに思っております。

そして私が思うのには、一番大事なことは、近隣へのサポートだと思うんですよ。本当に私どもは点在しておりますけども、多気町相可なり、旧多気町なんかは込み合っ、家が密集しておりますから、非常に1つの空き家が出れば、隣近所は大変だと思います。そこら辺はやっぱり加味していただいて、そういうような対策をきちっとして住みやすいまち、本当に綺麗なまちをつくらなければならないというふうに思います。

その考え方、方向性を是非、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） 今議員おっしゃられましたように、確かに、空き家ができて、片っぼの家はもうこけてきそうやと、また片一方はどうにか除去できたけども草だらけなんやと、いうことから、町そのものが、これはもう多気町に限らず、隣の市町でもいろいろそんなところがありますので、それを解決しようとするとならばやっぱりこれ私一人ではあきませんし、いろんな方々の意見を聞きながらどうやってやってくか。また地域の方々の意見を聞きながらどうやってやってくかっていうのを、先ほどちょっと約束させていただいたように、協議会の中で、設置して、前向いて進んでいければ。なかなかこれ前向いて進めるってというのは難しいと思うんですけども、何かの対策を講じていきたいと思っております。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

山際照男君。

○8番（山際 照男） 町長から対策を講じるというような話も聞きましたので、今後、よろしくこの空き家についての施策を進めていただきたいと思いますので。

これで終わります。ありがとうございました。

○議長（吉田 勝） 以上で、山際照男君の一般質問は終わります。

（4番 坂井 信久 議員）

○議長（吉田 勝） 再開します。

6番目の質問者、坂井信久君の質問に入ります。

4番、坂井信久君。

○4番（坂井 信久） ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、私の一般質問を始めさせていただきます。

少し風邪をひいておりまして、お聞き苦しい点があろうかと思いますが、是非ご容赦を願いたいと思います。また、今日6番目でございます。大変皆さんお疲れでございますけれども、もうしばらくやご容赦をお願いをいたしたいと思います。

今回、私は一問一答方式で2点の課題について通告をいたしております。その1つは、佐奈川河床における堆積土砂等の排除についてでございます。もう1点は、先ほど田牧議員と重複するかわかりませんが、クリスタル工業団地への誘致の状況と新たな対策はということで、この2点を通告をいたしておるわけでございます。

まず1点目のほうから始めさせていただきます。

今年も、各地で集中豪雨が発生いたしており、本町においてもこれからの時期に豪雨災害がないことを祈るばかりであります。

今回私は、1級河川佐奈川における河床に堆積する土砂等の状況を考えると、ゲリラ豪雨や台風による豪雨などによる災害を懸念しております。もちろん本河川は国土交通省の所轄であり維持管理についても同様であります。

現状については、皆さんご承知のとおり、河床がまるで小島のようにっており、また竹やぶ林になっておるところでございます。

大峰橋より下流部に堆積が見られるわけですが、とりわけ池上橋より下流は特にこの堆積状況の悪化が顕著に見られるわけでございます。

このことが起因をいたしまして、一昨年には第1井堰に大量の土砂が堆積をいたしまして井堰機能が機能できなくなったときは、国土交通省、あるいは役場の関係者、そして砂利組合様のお力添えによりまして排除して、あと支障なく使えたこと、こういうようなことはご承知のことだと思います。また、そのときには、直接現場に赴いて、この作業に当たっていただいた職員の方も多数お見えになります。私、その方も存じております。本当にありがとうございます。そういうこともございまして、懸念をいたしておるわけでございます。

また、豪雨時つきましては、いつも私、インターネットの関係でこの西山橋

の水位観測を三重工事事務所のテレビカメラで観察をいつもいたしておるわけですが、以前に比べまして、水位上昇が短時間で上昇するような感じも受けておるわけですが。

相可地域や相可東部地域は、伊勢湾台風によりまして床上・床下浸水の被害経験もあり、佐奈川、櫛田川水位にはいつも重大な関心を持っております。

私たち地域に暮らす方たちは、いつ佐奈川河床の堆積土砂が排除されるのか、災害や関連施設の被害が発生する前に排除をしていただきたいと願っておるわけですが。

ところが土砂を取り除かれない問題に実は直面をいたしておるわけですが。それは本河川大峰橋から櫛田川に至る場所にですね、三重県が希少野生動植物に指定しております「アゼオトギリ」が発見をされまして、そのことが原因で排除できないと、こういうことであります。

地域の人災や災害よりも植物のほうが大切であるという理由には、私は理解できませんけれども、何か地域と共存することができないか、関係機関が知恵を出し合って地域の暮らしや営みが守れるよう、この問題を考えていただきたいと思っておるわけですが。

以上のことを踏まえて、以下の質問をいたしますのでご答弁を求めます。

まず①つ。私の記憶では七、八年くらい前に、確か池上橋下流部の土砂等の排除をしていただいたのではないかというふうに思っておりまして、その時に「アゼオトギリ」があるとか、そういうふうな原因で当初予定されておりました土砂量が排除されず、聞いた話では、1万5000立米が5,000立米ほどしか取れなんだというようなことを聞いておるわけですが、その後現在に至っておりますけれども、このことについて、確認をいたしたいと思っております。その経緯について、少し詳しくお伺いしたいと、まず思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

建設課長、久保義隆君。

○建設課長（久保 義隆） それでは坂井議員の①番目の質問にお答えさせてい

たきます。

平成 25 年度に国交省による水辺の国勢調査が行われまして、アゼオトギリが発見されました。平成 26 年度にアゼオトギリ自生地付近の堆積土砂掘削や樹木伐採が予定されていましたが、自生地の保全に配慮し樹木伐採のみ施工されました。また同年度に立花尾橋から新橋までの土砂掘削と樹木伐採が行われております。それと平成 28 年度には、西山橋から榎尾橋までの土砂掘削と樹木伐採を行っております。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

坂井信久君。

○4 番（坂井 信久） ありがとうございます。

そういった経緯も少し詳しくわかりませんでしたので、いろんなご無理を当局にもお願いしたもわかりませんが、ご容赦をいただきたいというふうに思います。

②番目でございます。

以後、河床のこの堆積島、島っていうとあれなんですけれども、これに植生しております木々などを伐採することも当初はままならず、地元や地元関係者、役場の取り組みなどでは、一部は関係者の方より伐採できた、これは昨年です、ね、地元に非常に熱心な方がおられまして、櫛田川の出張所のほうへ再々足を運んで、了解を得て切られたと、こういうようなことを聞いておるわけでございますけれども、これについての経過ですな、正式な経過、私は話に聞いておるわけですが、是非お願いしたいと。

そのときにですね、なんか野鳥会が木を切ってはですね、渡り鳥の生息についていいですか、渡る際のことに支障があると、こういうことで反対もあったと。こういう話も聞いておるわけでございます。その点についてもですね、当局のほうで、詳しい経過等もわかれば、その点についてもお伺いしたい、こんなふうに思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

建設課長、久保義隆君。

○建設課長（久保 義隆） それでは②番目の質問にお答えさせていただきます。

先ほど言われましたように、一部の関係者の方が伐採を行ったという経緯なんですけども、私も後で聞いた話で、内容については伺っておりませんし、伐採を行うことすら知りませんでした。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

坂井信久君。

○4番（坂井 信久） このことはですね、実は私どものほうでは、相当の関係者が実は知っておるわけでございまして、ある関係する地域の区長さんがですね、非常に熱心な方で積極的に足を運んでですね、向こうの担当者、あるいは所長さんのほうが根を上げるというような形で足を運んで強引に、許可があったんかないんか、私わかりませんが、木を切ったんやということをご本人も発言しておられますし、確かに木がありません。ただし竹やぶがそのままでございますので、ああいったことではですね、相当現状の断面が恐らく3分の1程度は断面積がもう既に減少しておるのではないかと。っていうことは、当然その水位の上昇時間が速くなる。こういう原因にもなりますので、非常に懸念をいたしておるわけでございます。

また、ご承知のように、佐奈川下流にはですね、たくさんの樋門が、水田から流れ落ちる樋門がございしますが、当然佐奈川水位が上がれば、バックウォーターが働いて、それが機能しないということは、当然滞水をするわけでございまして、これはもう事実上、台風あるいはゲリラ豪雨のときにはですね、あの付近については相当が滞水をする。こういう実情があるわけでございます。

そこでですね、実は今確認をいたしましたけれども、私はこのアゼオトギリが、この支障になっておるということをお聞きをしまして、三重県の農林部のみどり共生推進課にも、直接私お尋ねをいたしました。このときにはですね、

こうこう私は今申し上げたようなことで土砂排除ができないということを申し上げましたら、三重県はですね、このことに関して土砂排除は反対をしていないんやと、こういう担当者のご返事でした。それはおかしいなということで、私とやり取りはあったんですけども、三重県がですね、公式にその土砂排除をストップさせておるといことはないということを明言されたので、先般地元選出の県会議員の先生にもですね、今後ご同行願って、そういう方面の働き方もこれからするつもりでありますけれども、この点についてですね、何かこの本件についてですね、町が知り得る範囲で、三重県こういった担当課のお考えがわかればですね、久保課長なり環境課長なり、よろしくをお願いしたいというふうに思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

町民環境課長、高山幸夫君。

○町民環境課長（高山 幸夫） 希少動植物に関する起因するご質問でございますので、私のほうから回答させていただきたいと思います。

国土交通省では、アゼオトギリが確認された佐奈川の自生地付近におきまして、河川の維持管理として河道掘削や樹木伐採を行う予定でありましたが、生育環境の変化により種の消滅も懸念されることから、樹林伐採のみ実施し、自生地の保全を行うとともに、必要に応じて河川内での移植、または周辺水田などに拡散させることで絶滅の危惧を減らすことが必要であると考えられました。

そこで、これまで地域が主体となった保全活動に向けて必要となる知識やノウハウの蓄積を行い河川内及び河川外の畔に移植する「リスク低減措置」というもので保全活動を実施されております。

現在、国土交通省では、昨年度実施した佐奈川の河道内の測量結果等も踏まえまして、樹木伐採、河道掘削などの維持管理について検討しているというふうに聞いております。三重県につきましては、今現在、希少野生動植物に指定しておるといことで、国土交通省からの届出等の許認可をしておるといこ

とでございます。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

坂井信久君。

○4番（坂井 信久） ありがとうございます。

少しですね、私今までお聞きしておりました、私が知り得る範囲では、三重県はですね、アゼオトギリにつきましては、平成 29 年 3 月に県がですね、希少生物ですか、これにしておると、こういうようなことなんです。そうしますと、今久保課長の話等々を聞きますとですね、いわゆる 26 年にあるいは 25 年には、国交省が排除しようとしたが、26 年にそういうふうなアゼオトギリ問題があったということで、少しその関係性もですね、ここで県やら国のことを皆さん方をお願いするわけではいけませんけれども、少しねんだいのずれって言いますんか、認識のずれって言いますんが、そんなようなことも気がいたします。けれども、結果として、現状ああいうふうになっておるわけでございますから、これを何とか解消していただく、このことが地元にとっては一番強い要望でございます。

そこでですね、このアゼオトギリの保全勉強会っていうものが立ち上がって、私は建設課長にですね、この勉強会でいわゆる共存できるような方策をお願いをしたい。例えばそれを佐奈川から移植をしていただいでですね、そして佐奈川がきれいに河床堆積物を排除していただけると、こういう工事がスムーズに進めるようにですね、そういう運動を展開してほしいと、こういう実はお願いをしておるわけでございますけれども、まずこのアゼオトギリの保全勉強会に関することについてお伺いをしたいと思えます。

まず主たる目的につきまして。それから勉強会参加の学者の先生方もお聞きをいたしますと福井県のほうの大学の先生だとかですね、そういう方もおられると、こういうことでございますが、そういった方がですね、私バスの問題でも言うんです。多気町に在住せん学者の方が、多気町のことをとやかくいろいろ

ろいわゆるいうっていうことは、私個人的な考えからいくと、非常にけしからん話やというふうに思っておるわけですが、こういうふうな学者の方がですね、この地域に暮らす人々のことを理解しておられるのかどうか。あるいはこの学者の方々はですね、この土砂排除についての、この問題意識を持っておられるのかどうか。この3点についてお聞きをしたい。あなたが知り得る範囲でお聞きをしたい、こんなふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

町民環境課長、高山幸夫君。

○町民環境課長（高山 幸夫） 先ほどのご質問でございますが、アゼオトギリと言いますのは、先ほど坂井議員のほうからご紹介ありましたように、三重県の自然環境保全条例、これで平成 29 年 3 月にですね、三重県指定希少野生動植物に指定されております。これは 32 種今現在指定されております。

レッドデータブックとして、ほかにも希少動植物につきましては、1,100 種ほど指定してあるんですけど、その中でも非常に絶滅の危険が高いということで、指定されたものでございます。

ちなみにですけれども、10 年で 50%ほどの種が減っておる、または 50 平方キロメートルの範囲で、5つの郡集になるとというようなもの、それから個体数が 250 以下のものになるとかいったものの基準で指定されるそうです。

佐奈川では、平成 25 年に三重県では 48 年ぶりに確認されたということで、非常に奇跡的な植物であるということです。

御存じにはあるかもしれませんが、雑草の中に生えておる草ですもので、非常にわかりにくいのが 1 つです。高さは 10 センチか 20 センチほどの高さで、花は黄色い 5 つの 1 センチ～2 センチの花弁を付けるものでございます。昔は、たくさん群生しておったんですけども、非常に少なくなっているということでございます。

絶滅危惧 I A 類となっているアゼオトギリにつきましては、地域活動団体、佐奈川付近の地域の団体の方、教育機関、学識者、三重県、国土交通省、多気

町が連携しまして、種の繁殖・保全活動を継続的に実施することを主な目的として、毎年勉強会をしております。

また、次にその学者の方につきまして、地域に暮らす人々のことを理解されておられるのかというご質問でしたが、国土交通省からは、参加いただいている学識者へ、河道内の維持管理についても助言等をいただいていると聞いております。また、学識者の中には、三重大の先生であるとか、それからもうひとつ、アゼオトギリが発見されております福井県の坂井市のほうから、福井大学の先生ともアドバイザーとして入っていただいております。

維持管理の必要性について、助言をいただいて、今後そういったアドバイスもいただいて、勉強会としても、そのことについても検討いただくということになっております。

また、学識者の方々について、土砂排除についてどのような意見を持っておられるかっていうことなんですけれども、維持管理の検討結果により、自生地への影響が生じることとなれば、国土交通省において改めて助言をいただくことになると思われます。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

坂井信久君。

○4番（坂井 信久） ありがとうございます。

私もですね、冒頭申し上げたように、何とか共存をですね、できないかと、こういうことを申し上げておるわけでございまして、一部の人には、「あれをもう皆草殺しをかけて殺したれ」と、こういう地元には意見もあるわけでございますが、やはり日本は法治国家でございますから、そういうことはできませんので、何とか国と県とうまく関係性を持ってですね、土砂排除をやっていただきたい。それには私は申し上げておりますように、このアゼオトギリをですね、移植をすると。別の場所に移植をしていただいて、あの場所からですね、いわゆる池上橋から下のところへ移植をしていただいて、それからあの土砂を排

除できるように、こういうふうに先般も久保課長なり高山課長にお願いをいたしておるわけですが、そこで実は私は、どきっとしたことがこの間ございました。

と言いますのは、広報たき5月号にですね、「アゼオトギリってなあに？」というようなことが掲載をされておりました。私はこれは逆風になるんではないかと、どきっとしたわけですが、これは何やということで、逆にいろんな方が関心を持ってですね、それがあ意味守ろうという、他方は非常に形はええ形なんですけれども、それが逆に移植なりそういうことが可能から不可能になっていってですね、あの土砂が排除されやんということになると、もう今でも既に第1井堰のしもに若干の土砂がたまっております。これはもう間違いなしにもう次大雨がきたらですね、第1井堰はまた動かなくなる。これはもう目に見えておるわけですが、そういったことがですね、国の意向なんか県の意向かわかりませんが、先般の広報たきへ載ったっていうのは少しちょっとそこら辺について理由をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

町民環境課長、高山幸夫君。

○町民環境課長（高山 幸夫） 毎年アゼオトギリの保全勉強会というのを開催しておりまして、先ほど申し上げましたような関係団体等で、アゼオトギリの保全、それから情報のですね、周知等をして、皆さんに知っていただく。まずその植物を絶えないようにですね、理解いただくためには、皆さんに知っていただくことが必要だということで、活動の内容であるとか、アゼオトギリ自体がどのようなものなのかということを知っていただくということで、できるだけ周知もする必要があるということで、その会議の中でも意見が出ております。そういった中で勉強会のほうから広報をとということで、提供記事等をいただいておりますので、5月号の広報の中に掲載させていただきました。

これはあくまでもそういった土砂撤去等ですね、問題等を絡めた意図ではございません。あくまでも種を保存していくということでの意図で掲載してお

りますので、そこら辺のご理解をいただきたいと思います。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

坂井信久君。

○4番（坂井 信久） 先ほどの質問で、少し私も聞き忘れたかわかりませんが、この学者の方がですね、その土砂排除に対して、少し答弁もあったんですけれども、この真剣に川のですね、流れに対する支障があってというような理解はこの学者の方はしておられますんかいな。その勉強会あたりでの発言を聞いてですね、どういうふうに感じておられるんか、そこら辺だけお聞きしたいと思います。

あのままでええんか、あれをやっぱりきちとせんといかんのかですね。アゼオトギリが生息するためには、あの小山のままの土砂堆積が必要なんかと。こういう認識なんかですね、そこら辺私は是非知り得たいと思いますんで。是非そこら辺知り得る範囲で結構ですので、学者の今の福井大学の先生なり三重大大学の先生らはですね、どういうふうなお考えを持ってこの協議会に参加しておられるんか、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

町民環境課長、高山幸夫君。

○町民環境課長（高山 幸夫） 先ほどのご質問ですけれども、アドバイザーとして参加いただいております学識経験者の先生方等につきましては、その土砂のことについての検討まではいたしておりません。

アゼオトギリが自生しておりますのは、新橋の下流の左岸のほうののり面のところでございます。その中州ほどの堆積物のところには自生は見られておりませんので、また今その土砂撤去等につきましては、国土交通省のほうで測量されたりいろいろ計算等もされております。手法としていろいろありますので、その部分だけを残した撤去の仕方とか、または必ず全部ほかへ移す必要があるとか、いったものも検討されております。ですので、そういった工事関係につきましては、河川を管理する国土交通省が中心となって検討していただい

ておるということでございます。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

坂井信久君。

○4番（坂井 信久） ありがとうございます。

実は、そういうことも踏まえて、先般地元代議士ですね、いわゆる三ツ矢代議士の秘書を通じて、三重工事のほうへこの話を持っていったわけですが、三重工事につきましては、担当者の返事ではですね、いわゆる県条例が制定をされておってですね、それで保全がある以上、河床の排除はできやんと。こういう国交省の三重工事の担当者の話では、そういうことでした。

したがって、私が考えるには、あそこからとにかく場所を移植をしてですね、移植をして除外をするしかないのかなと。そんなふうに思うわけでございます。

そこで、実は、この⑤番目ですけれども、過日私は、この勉強会参加の地元の関係者にお会いをいたしました。これは多面的機能支払交付金に係る活動組合の関係者の代表者の方が多いと思いますけれども、仁田、西山、兄国ですか、それから池上、各々代表者の方へ直接お尋ねをしてですね、今のことをもうし上げてご理解をいただくということをいたしましたら、もちろん当然やと。僕らとにかく役場に、言葉は適切かどうかわからんけど、町に頼まれてですね、この役をさせていただいてとるんで、やっぱり一義的には、やはり河床をですね、きちっと土砂排除取ってそれ以後のことやさの、と。守んのはと、というようなお話でございまして、これから当局にもお願いをしてですね、あそこを移植をして、この排除をしていただくという運動を展開しますのでよろしくっていうことでしたらですね、これは佐奈川を美しく守る会の会長も了解を得ておりますけれども、協力はさせていただくと。私らにできる範囲で協力はさせていただけるという言質を私取りましたので、是非ですね、私は町のこの勉強会の、町当局が中心になって、そういう方向で是非動いてほしいなというふうに思いますけれども、この今私が申し上げたようなですね、声っていうのはこの勉強

会に今後反映していただけますか、どうですか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

町民環境課長、高山幸夫君。

○町民環境課長（高山 幸夫） 先ほどのご質問ですけれども、アゼオトギリ勉強会につきましては、種の繁殖と保全活動を継続的に実施することが主な目的であります。勉強会には地元高校生や中学校生なども参加していただいております。河道内での維持管理の実施について意見をいただく場ではないというふうに認識しております。先ほどの質問でもお答えしたように、国土交通省において河道内の維持管理について検討している旨伺っておりますので、河道内の維持管理の必要性については、引き続き町から伝えてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

坂井信久君。

○4番（坂井 信久） 高山課長はもちろん自分のこの仕事の範疇の中でですね、誠実にお答えをいただいとると思うんですけれども、ただ、あなたのご返事を聞いてしまうと、結果八方塞がりになってしまうと。どこも行き場がないと。あくまで勉強会は勉強会でアゼオトギリだけのですね、保全あるいはそういったものの取り組みについてのあれやというようなことで、土砂排除についての議論はないということでもありますけれども、私は地域の代表者ですね、そういう発言をしていただく、あるいは地域を代表する議席をいただいとる私がですね、私はまたこの関係の地元の水利組合の役もしておりますけれども、そういう声があるってということすらですね、その会合の中で言っていただいだけやんのかどうか、そこら辺はどうですか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

町民環境課長、高山幸夫君。

○町民環境課長（高山 幸夫） この保全勉強会につきましては、国交省、それから多気町、そしてほか地元ボランティア団体等で構成されております。勉強

会の中では保全について話し合いをするということなんですが、またそういう地元での下流域のほうからの要望とかいうのがありましたら、そういう意見も出てるということは、国土交通省とも相談させてもらって共通認識がいただけるということであれば、そういう意見もご紹介させていただいてもいいかなと思っております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

坂井信久君。

○4番（坂井 信久） 是非ですね、今高山課長がおっしゃったように、国土交通省だけやなしに、この勉強会のメンバーの皆さん方にですね、学者の先生方も含めた皆さん方に、実はこうこうでこの地域にそういう声があるんだと、是非私はそれを伝えていただく。

もうこれがまず第1。行政の役割だとこんなふうに思っておりますので、あなたなり、久保課長さんなりがですねやっぱりその勉強会の中で、アゼオトギリはアゼオトギリで保全する。それは何も私妨害しておりませんけれども、やはり地域としてこういう声があるんだと。だからうまく共存してくにはどういう方法があるのかという声は当然出していただいて結構だと、私はそう思っておりますし、それがやっていただけやんだらですね、これは地元行政職員としてこれはもう失格やと私は思いますよ。私はやっぱりいっぱい汗をかくと。地元の地域のためにいっぱい汗をかく。多気町のために汗をかく。これが私は職員だと思っておりますし、私もそういうふうな考え方でやってきましたので、是非ですね、その勉強会でそういう発言をしていただいて、皆にこの問題意識を共有していただくと。

また私もさらに働きかけをいたしまして、今申し上げたこのいろんな会ですね、ベコジークラブやとかですね、やまびこ会やとか、水と緑を守る隊やとかですね、あるいは佐奈川を美しくする会の関係の方に私からも働きかけをいたしまして、その場でそういうお話をさせていただく等にですね、申し上げますの

で、是非合わせて行政もですね、そういうふうなお取り組みをいただきたい。

なんとかあの場所から移植をしていただいて、早急にあの土砂を排除せんとですね、またぞろあの第1井堰へ土砂がたまって、あるそこに座っておられる課長さんもですね、自ら現場へ赴いて、スコップ持ってですね、あの土砂を取り除いたと、非常に役場の方にも大変お世話になったわけでございますけれども、それはもうとにかくにも井堰のうしろに小山もような堆積物の島がもう既にごございますので。もう今度雨が降りゃ必ずまた第1井堰がつまると。そうすると河田から西池上がまで全てのエリアのですね、水田、もしくは8月15日までがいわゆる五桂池の水の期間でございますから、これまでにあればですね、水稲もですね、これ水がかかると。まあ盆前はそんなに要らんとしましてもですね、7月中に仮にそんなことがあれば、大変なことになってまいりますので。是非そういう点でも1日も早い取り組みをですね、スピード感を持って是非やっていただきたいというふうに思うわけでございます。

そこでですね、私は第1井堰は実害が実はもう発生をいたしておりまして、今申し上げたようなことで、大変お世話になって、取り除いたわけでございますけれども。このさらに池上橋の上には第2井堰、これ兄国井堰と昔は言っておったんですけれども、主に兄国、上朝長の方が受益する水田が相当数ございます。これへかけとる井堰もあるわけございまして、これにもですね、このまま放置をしますと、同様な災害が発生する。あるいは被害。いわゆる稼働が不可能になってくるような状況が発生することが想定をされるわけでございますので、ぜひですね、私は国土交通省に厳しく投げたって欲しいんですわ、ボールを。そのときに弁償してくれるかなと。土砂がたまったときに。あんたところが土砂を取らへんでこういうことの井堰が動かんのやと。だからそういうふうなときのための弁済はしていただけるんかなと。いうようなこともですね、少々脅しっていうことには取られたくないんですけれども、そういうふうなことも地域は言うとするんやと、いうようなことはどうですか、建設課長。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

建設課長、久保義隆君。

○建設課長（久保 義隆） それでは⑥番目の質問にお答えさせていただきます。

①番の回答でもちょっと言いましたけども、平成 26 年、28 年度の堆積土砂掘削と、あと樹木伐採を行っています。今後についても土砂掘削等について定期的に取りってもらいますよう、国へ要望してまいります。

また第 1、第 2 井堰については、河川管理者、国交省から見ますと、許可工作物となりまして、使用者である水利組合が施設を良好な状態に保つように維持することとされており、施設の機能及び操作に関する維持は、使用者である水利組合が行うものでありますので、町といたしましては、河川管理者から助言もいただき、平成 29 年度のような実害が起きないように、台風が近づく前に、前もってゲートを倒していただくなど、町としても呼びかけをしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

坂井信久君。

○4 番（坂井 信久） よくわかりました。是非ですね、そういったことにつきましては、地元のこの水利組合のほうもですね、徹底をして、そういう問題が起きないようにいたしますけれども、特に第 1 井堰のほうはですね、あなたもご承知のように、もう井堰のすぐ下流に大きな島がありますので、恐らくあそこで、もう今でも若干土砂がたまっておりますから、恐らくそれをしてでもですね、またぞろああいうふうな被害が起こるんだろうというふうに思っております。

そこで、最後にですね、町といたしましても、このことが原因をいたしまして、佐奈川水位が上昇して、下流地域にですね、いろんな被害が想定をされるわけですが、このことについて、やはり全力で私は取り組んでいただきたい。早急に取り組んでいただきたい。各地で最近ではゲリラ豪雨やとかですね、以前に見られないような 50 年に 1 度というような雨が集中して降っ

てまいりますので、私は非常にこれからの期間を心配しておるわけでございます。

くどいようでございますけれども、是非勉強会でこういう地域の声があるということとですね、あと、国なり県なり関係機関にそういった声を上げていただいて、是非何らかの対策を講じていただきたいということを町のほうから伝えていただきたい。その点について、もう一度ご返事をいただきたいと思いますというふうに思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

建設課長、久保義隆君。

○建設課長（久保 義隆） ⑦番の質問にお答えさせていただきます。

平成 29 年度の台風 21 号の取水時に西山観測所において、計画水位を超過しましたが、平成 26 年度と平成 28 年度に国交省で実施しました樹木伐採や堆積土砂掘削の効果により、浸水被害が最小限に食い止められたと思います。建設課としても洪水時に地域の皆様の安心安全を確保することが最も大切なことと認識しており、治水対策と環境保全を踏まえ、佐奈川流域にとって必要な対策として堆積土砂撤去及び樹木伐採などを定期的に行っていたらというように国へ要望や協議を行ってまいります。

また、実際のアゼオトギリの保全勉強会が近々ございます。そのときにも当然私も出席いたしますので、その辺の坂井議員の気持ちを国をぶつけたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

坂井信久君。

○4 番（坂井 信久） 是非ですね、そういう方向で勉強会でも、ご発言をいただいて、この問題についてご理解をいただくようによろしくお願ひしたいと思ひます。

また私は私の立場で、地元選出の県会議員、あるいは国会代議士にですね、

お願いをして、働きかけも私も並行していきたいと、こんなふうに思っておりますので、どうかよろしくお願いをいたしたいと思います。

これで1つ目の課題については終わります。

続いて2番目のクリスタル工業団地への誘致の状況と新たな対策は、ということ、お伺いをいたします。

これにつきましては、先ほど田牧議員のほうからも同様の質問だと思えますけれども、出ておりました。私も実は過去において、いわゆるワイズスペンディング、税の効率的活用という課題の中で、いわゆる一般会計からこの財政調整基金からですね、この東部土地開発公社のほうへ16億7000万でしたか、繰り出したことが問題なんやと、私はそれ以外については、もう町長の英断を評価をして、非常に結構なことだというふうな評価でおりましたんですけれども、その点で以前に1回問題提起をしたことがございます。

が、誘致事業はですね、そのときの経済状況にも大きく左右される問題でもございます。一朝一夕にはなかなか成功しない大変な困難な課題でもあります。

それゆえ、いわゆる企業誘致が非常に得意といいますか、県内でも有数の久保町長に寄せる期待も大きい。これはもう事実だと思います。が、反面、大きな、今申し上げました、財政的な問題も含めて、政治責任も私は及ぶというふうに思っておるわけでございます。

町長、担当課長もですね、それぞれ努力をされていると思えますけれども、現在の現状、あるいは取り組みについて少しお聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

企画調整課長、筒井尚之君。

○企画調整課長（筒井 尚之） それでは先ほどのご質問にお答えいたします。

現状としまして、先ほども田牧議員のときにもお答えさせていただきましたが、2社順調には進んでおります。1社はもう企業名はつきり申し上げましたけど、もう1社につきましてもですね、近々いいお話ができるんではなからう

かっていうことで今進めております。規模的にはそんな大きくないんですけども、順調には進んでいると。ただ、まだ2万坪近くはまだ残るとい形でございますので、今鋭意取り組んでおるところでございます。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

坂井信久君。

○4番（坂井 信久） 少し以前ではですね、県内に企業誘致、これは近隣市町に関する報道が割合比較的あったように思います。松阪市なり、あるいは玉城町さんなり、そういう問題もあったかというふうに思いまして、ひょっとしたら、この地域もですね、新たな見直しがあつて、私は多気町にもですね、早々に来ていただけるんではないかというような期待も持っておったわけですが、その後、少しそういう報道が見られておりません。

また、本町内でのですね、有力企業におかれましても、うちに隣接する町に新たな工場を進出をされたと、こういうこともございましたので。

私は以前にも企画課長がお話をされておられました、いわゆる労働力っていいですか、雇用の問題が非常に新たな課題としてですね、出てきておるとこういうことが1つのネックになっておるといようなお話も聞いておりましたんですけども、それ以外にですね、何か多気町を敬遠ってというわけではないですけど、例えばありていに言うと、土地の価格が高いとかですね、何かそういうことが考えられるのか。何かそういうことがあればですね、あなたらが実務的に誘致活動やっておられる中で、非常にやりにくい、例えば単価が高いとかですね、素渡し単価が高いとか、いろんなこと言われるんだろうというふうに思いますけれども。

以前は申し上げておりましたように、交通アクセス、高圧電流、工業用水、これが3条件であったと。それへ向いてあなたが何回かのときにですね、雇用、いわゆる労働力の問題が最近では発生しておると、こういうことがネックになってきておると、こういう発言もあったと思いますけれども、それ以外にです

ね、その中で、それ以外にも以内でも結構ですけれども、何か、あなたが誘致活動しておられる中でネックになっておるもの、例えば単価が高い、もっと安ければ例えば買っていただけたとかですね。

なぜそういうこというかっていうと、またこのあと申し上げますけど、そこから辺どうですか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

企画調整課長、筒井尚之君。

○企画調整課長（筒井 尚之） 先ほど議員のご質問ございましたけど、確かに町内の有力企業の件、非常に残念な結果に終わってます。ただ、この逆のパターンもございまして、今の日新化成さんにつきましてはですね、隣町の近隣からここへ一本化していただいたと、そういう成功事例もございます。

決してですね、本町が劣るとは考えてはおりません。先ほどおっしゃいましたその条件もいろいろありますけども、単価的にはもう特に何もおっしゃりません。それどころかですね、むしろ多気バイオパワーの排熱、これは非常に関心をどこの企業さんも持たれます。けど、その次へ行かないっていうのが実情でございます。

企業さんもですけども、むしろゼネコンさんから言われたのは、あえて言うならですね、「太平洋ベルト地帯」、昔のですね、あの近郊からですね、やはり非常に多気町は離れている。これは言われました。そういう関係で、例えばそこまでの足取りが長いがために、ちょっと流通等が非常に良くないよね、っていう話は確かに出されました。実際ですね、一昨年になりますけども、ある一部上場の大手製造業さんのお話を町内企業さんからいただきました、非常に実務レベルも含め、最後は町長も出ましてですね、かなりもお話までいただきました。ところがやはり最終段階で、この近郊にはやはり協力会社がないと。そういうお話になりまして、これもう根本的な話でですね、多気町に限らず、やはり田舎の企業誘致はこれ非常にどこも同じような話になるということがありましたので、こういうことは出ました。ただ、土地に関しては、非常に

やはりできてるし、特高もあるし、いろんな形で非常にアクセスはいいんで、なんで残ってるのか、びっくりするくらいだと言われた企業さんも本当にございました。

ニュアンスは違いますけど、例えば、アクアイグニス業種は違いますけど、ここに藁草があったから腰を据えていただいた、というふうなパターンもございます。実際に、こういうような形で成功された企業さんもございますので、こういうことも実際は頭に入れながらですね、ちょっと誘致活動はしておるところでございます。

そういうようなことでございます。以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

坂井信久君。

○4番（坂井 信久） 最近の報道ではですね、国全体のGDP数値については低下をしておると。その中でもですね、特に企業の投資額も低下をしておると。こういう報道がされておるわけですが、これは米中による貿易戦争による経済の冷え込みがですね、長期的には影響を及ぼしておるんではないかというふうなことでありますけれども。

これから先の見えない非常に厳しい環境下でですね、どのような戦略を考えておられるのか、これをお聞きしたい。

これは先ほどまたこのあと聞きますけれども、これと関係をしてまいりますので、当局がですね、戦略的にどういうふうにやっていくかと、考えておられるのかですね、少しそこら辺のところをお聞きをしたいと、こんなふうに思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

企画調整課長、筒井尚之君。

○企画調整課長（筒井 尚之） 議員ご心配いただいておりますとおり、このような本町であってもですね、米中経済摩擦の影響はもう出てきております。事実、去年一昨年ぐらいからですか、中国向けの設備投資をどんどん進めておら

れる企業さんがございました。ところがこの企業さんもいよいよこの米中の関係大きくなってきたら急にもうストップされました。非常にうちにとってもこの投資に期待しておりましたので、非常に残念だと思っております。

また去年もですね、北エリア全体をっていうぐらいの話を一部上場の企業さんからお話いただきました。これも順調に進んでおりましたんですけど、やはり米中、秋過ぎぐらいからですか、出てきてですね、はっきりとは言われませんでしたけど、急に話がやめました。やっぱりいろいろ探ってみますと、自動車関連だったんですけど、やはりどうもそのようだったってことでございます。

こればかりはですね、うちの町クラスではどうしようもないと、そのような話と考えております。

戦略と言われましたけど、なかなか厳しい時代でございますので、そうそうは簡単にいろんな戦略があるわけではございません。ただ、昨年からはですね、特に県の誘致課と特に密接に連携いたしております。事実うちの職員を向こうへ出して、多気町に特別に情報を出してこいとかそんなわけにはいきませんが、一応そのような形で、密接に情報交換して、やはり情報量も来るようになりましたし、去年も実際3社ほど県の職員と一緒に行政訪問行ったと、実務レベルですけど。そのような形で、いろんな形で、工夫はしております。

そういうわけで、今月もですね、また誘致訪問、実務レベルで考えておまして、それも県と一緒に同行するというふうに考えておりますので、引き続き頑張っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

坂井信久君。

○4番（坂井 信久） 大変一生懸命やっていただいとるっていうことは、私も認識をいたしておるわけでございますが、現実っていうものは目の前にございますので、何とかですね、これを早期に売る。これは久保町政に掲げられた私

は一番の課題ではないかというふうに思っておるわけでございます。

実は私の友人に、ゴルフ仲間なんですが、月に 10 日程オムロンの関係で中国行っておるのおるんです。彼に聞きましてもですね、明らかに中国経済も落ちてきておるといふふうに、月に 1 回ぐらい会うんですけども、言っております。

恐らくや、国内だけの意識ではなしにですね、そういったことが現実に起きておるんだらうというふうに思うわけでございますので、さらにこの問題については高いハードルがあるというふうに思っております。

そこで、私は、この 1 つの政策って言いますかね、多気町として、何か売りやすくするような手だてを施策としてですね、打ち出すという方法をですね、検討するというのも 1 つの案ではないかということをお願いしておるわけでございます。これは何かと言いません。具体的に言うとですね、お前はちょっとそんなもんあれ寄りや、というようなこと言われてもあきませんので言いませんけれども、施策としてですね、何かこれはもうある程度想像もつくと思いますけれども、政策として、それが売りやすくするようなことを何か考えていくつもりはないかっていうことを申し上げておるわけでございます。

これはもう以前にも申し上げたように、ワイズスペンディングでの問題のときに申し上げたように 16 億 7000 万ありましたらですね、町単工事が 1 億円ずつしても 16 年使えるわけですね、有効的に。今だいたい 70 件から 80 件町単事業の申請があっても 12、3 件、採択が。これが例えば倍使えればですね、16 億 7000 万の財政調整基金からこれへ投入しなければですね、単純に 1 億円ずつとしても 16 年間、そんだけ事業がやれる。いわゆる今を生きる多気町の住民にとって、いわゆるそういうふうな享受する、こういうことが私も町長に課せられた、私は町長さんの政治責任やとこんなふうに思っておるわけでございますので、そういう議論をしたことはございますけれども、それはもうそれで、意見がかみ合いませんでしたので結構ですけれども。施策としてする。

それからもう 1 つは今まで聞いておりますと、いわゆる大手デベロッパーで

すね。そういうとことゼネコンとかですね、あるいは金融機関等々でございましたけれども、この代議員等から線です、総研です、いわゆるありますわね、いろいろ大きな企業さんにはですね、経済研究所っていうのが。ああいうところら辺にですね、すこし私は友人にちょっと聞いたところですね、ああいうところら辺も非常に会社のですね、いろんなところの情報持ち合わせておるといようなことを聞いたわけでございます。もちろん通信手段やそんなことは私知り合いはおりませんが、以前の田村代議員あたりはですね、そういったところの非常に顔の広いということもございまして、そういったところの線もですね、一遍探っていただいて、ちょっと切り口を変えて、展開をするところということはどうか、その点について、ご返事。早速やっていただければいいですね、代議員についてそういうことも切り口にやっていただいたらどうかとおもいますし、それから、戦略についてのまだお考えがないでしょうけれども、将来としてですね、そういうことが必要なかどうかっていうことも、ご回答いただきたいと思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） ありがとうございます。いろいろご意見をいただきました。

今まで、我々が取り組んでおりますのは、今までの立地企業もそうでありまして。シャープも大手ゼネコンさん、いろいろ前も言ったと思いますけど、銀行やなんやいろいろ言われておりましたけれども、実質は大手ゼネコンさんの紹介です。アクアイグニス私の友人の、松阪の方ですけども、これも紹介です。県の立地課の関係で来たのが今の中プラさんとか。いろいろもうそやでありとあらゆるところへ出しております。1つはそういう個人、田牧議員のときにも言わせてもらいましたけども、全くの民間の個人の方、そやで、民間の不動産業者の方、四日市市とかそういうところの不動産関係の大きくやってみえる企業さん、それから銀行さん、それから証券会社、それから国会議員。ただ、

国会議員の場合は、あまりやってしまうとあかんで、前も地元の国会議員にうちのほうから指名をしました。京都のある大手の製薬会社、ここが用地を探しとるので、っていうことでしたので、ちょうど当時はそういう関係の偉いさんをしてみえたので、ちょっと話をしてほしいっていうことで、直接話はしませんけども、誘致の話まではいきません。今、この辺へ立地をする考えはないと。京都、近畿地方で探しとるっていうことがありましたんで、行きませんでした。

今議員おっしゃられたその政策としてどうなんやということですけども、うちの団地が今まで私が行って売り込みをしていますのは、筒井も言いましたように、ここには中部プラントっていうバイオマスの発電所があって、熱を出せるんやと。これは空調に使えるで、あるんやと。それから、排ガス関係はCO₂、これは使えるのかなと思ったけど、今そんなんが使える時代ですので。そういうのを今売りにしております。

あと、水関係は非常に綺麗な水が、これはシャープの水は全国でもこんなに綺麗な水はないって言われたんで。

それからあと、これからは、議員の皆さん、議会の皆さんも含めてですけども、いかに下げることができるか。分譲価格、価値は高くないって言われたけども、もうこの頃北勢のほうでも六、七万で売っとるところもありますので、高いところはもうちょっと高いけど。そんなんありますので、それらも含めて、企業さんは余りイニシャルコストについてどうこうは言われませんが、やっぱりランニングコストのことを言われますけども、税の免除を考えると、それから、まだあとには近くに保育所がありますので、働く人は近くへ子供を預けていけるということもできます。

こんなことを今売り込んだり、それからPRをしたりしながら、企業誘致に走っております。何とか、自分の任期中にはまとまればええなと思います。くどいようですけども、来ていただく企業さんは、皆さんに受け入れていただけるような企業さんにしていきたいと。ただ、ちょっと反対もあるかもわかりま

せんけど、今国のほうではリサイクル、資源循環型の社会を目指すって言われてますので、それに関わるような企業さんを今ちょっとこれから話もできればなと思ってます。またそのときには、うまくいくようになれば、ご協力もいただきたいと思います。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

坂井信久君。

○4番（坂井 信久） ありがとうございます。

ほぼ終わりましたんですけども、直接これ以上は関係ございませんが、最後に、1点だけ。

実は以前バイオガスですね、話があって中断しておったん、これはもう完全にやめたんか、あるいは今停止中なんかですね、そこら辺だけ最終的に返事だけ、ご返事をいただきたいと、バイオガスの。議会も見学行ったわけでございますけれども、あの話は完全にこれなんか、あるいは今単にこう低空飛行しておるんかですね、適地があればやるんか、そこら辺だけもし見通しがあればお願いをしたいと思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

企画調整課長、筒井尚之君。

○企画調整課長（筒井 尚之） 2年ほど前までにですね、いろいろと3カ所、4カ所ほどで、点々としたあのバイオガス発電につきましては、完全にもう終わりました。もうその企業さんも解体されたとお聞きしております。

ただ、今ですね、アクアイグニスの中で当然あそこでもかなりの生ごみが出てきます。バイオガスをできないかっていうことで、考えておられる。また別の大手の企業さんなんですけど、そういう話がうちにきておまして、この前ちょっと県のほうへは一応こんな話があるんだとつないだっていうことで、どうなるかわかりませんが、あそこであるっていうことだけご認識お願いしたいと思います。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

坂井信久君。

○4番（坂井 信久） ありがとうございます。

終わります。

○議長（吉田 勝） 以上で、坂井信久君の一般質問は終わります。

（10番 森田 勉 議員）

○議長（吉田 勝） 7番目の質問者、森田勉君の質問に入ります。

10番、森田勉君。

○10番（森田 勉） 改めまして、おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、一問一答で2点の質問をします。

1点目としまして、都市計画マスタープランについて。2点目としまして、多気中学校の建設中の生徒の安全について、お聞きします。

それでは質問に入ります。

都市計画マスタープランは、平成4年の都市計画改正法により創設された制度であり、市町村の都市計画に関する基本的な方針であり、行政と住民が目標に向かって問題を共有しながら実現していくことを目的とした基本的な計画となるものと明記されています。

多気町では、平成19年度に策定した「多気町都市計画マスタープラン」に基づき、20年後の町の姿を展望して、目標を設定し進めてきているところは熟知していますが、平成27年度に社会状況の変化により2カ年かけて見直しを行い、新たに目標設定し、内容についても地域のまちづくりを都市計画に盛り込み、優先度・実施主体について意見やアイデアを町民、地区代表、有識者等からいただき、主な課題として、都市施設、住環境、自然環境、産業観光、防災等の内容に絞り意見交換を行い、出された意見に対し実現性の有無、長期施策で可能な内容に仕分けされ、町長の目指す「ええまち」づくりに各課で取り組んでいただいていると思っています。

以上のことを踏まえ、その後の各課での問題意識の持ち方と進捗状況について、伺います。

都市施設について伺います。

幹線道路網の整備。全体構想の位置づけで上位にランクされている項目の進捗状況及び達成率と今後の動向についてお聞きします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

建設課長、久保義隆君。

○建設課長（久保 義隆） それでは、森田議員の1問目の質問に答えさせていただきます。

交通の幹線道路網の整備について、本計画が平成29年3月に策定されており、中長期的の項目はおおむね10年以降となっているため、短期的の項目に計上してある項目で説明をいたします。

まず勢和兄国松阪線の佐伯中から牧間についてですが、進捗状況としましては、現在バイパス工区の井内林地区で、設計について地元と協議中です。拡幅工区の鍬形地区については用地買収を行っております。現在全体での進捗率は約10%で今後については、鍬形から牧までの用地買収を引き続き進め、同時にバイパス工区の井内林の了承を取るよう進めて行き、ある程度用地買収ができた時点で工事に移行を進めて行きます。

続きまして松阪度会線の野中から多気駅間のバイパス路線につきましては、木戸口議員の質問にもこのあとあがっておりますが、進捗状況は平成26年度に町が独自で作成したバイパス図の案を関係する字に対して説明し、県へ早期に着手できるように地元住民の同意書をいただき、毎年県へ要望しております。また、町村会からも同時に県へ要望を行っております。進捗率はゼロ%です。今後については、国や県に予算確保のため強く要望していき早期に進められますように努力していきます。

続きまして松阪度会線の相鹿瀬地区の歩道事業についての進捗状況は、今年度工事完了し、附帯工事のため池改修工事も無事に漏水もとまり、令和元年5

月 22 日に地元区長様へ引き渡しの立会いを行いました。進捗率は 100%でございます。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

森田勉君。

○10 番（森田 勉） 説明いただきましたが、都市計画の中の幹線路線について、今説明いただいたんですけども、回答の中でも特に松阪度会線は、相鹿瀬～野中間は平成 16 年に完了したとありますが、野中以降は計画年度に、意識の持ち方の違いによりつまづき、後退してしまいましたが、その後、野中～土羽間で幾度も何人かの議員さんが早期実現に向け質問を繰り返し、私も問題を受け継ぎ、地区議員として実現に向け進めなければと思っております。

当然ながら、道路ができれば、沿線には住宅が建ち、新しい地域の発展につながることで、間違いのないと思っております。昨今は、地元の協力も積極であり、前向きに取り組めると思っています。2 年前には、先ほども課長が説明ございましたが、一部構想図面をいただき進んだかには見えましたが、その後、立ちどまっているような気がします。県の検討箇所にも載っていない状況と見受けしました。県に毎年要望をあげていただいていると聞きましたが、路線図が明確になっていないと事業の進行状況が見えてこないと思っております。担当課が、地元と路線図の検討・確認を明確にし進めていただき、住民の声をしっかり県に届けていただきたいと思っております。もう 1 歩前進して、取り組んでいただき、将来を見据えた計画図を作成願いたい。

まず今年はその辺に力を入れ、町としてさらなる陳情攻勢を行っていただきたい。久保町政は国・県に政治的強いバイパスをお持ちです。今の政権で可能にしない限り、前に進めることは困難であると思っております。私は信じています。是非とも早期実現を目指して、頑張ってくださいたいと思っております。この後地元先輩議員さんと質問が重複しましたので、回答はこの後お聞きします。

次の質問に入ります。

住環境について伺います。

住みよい住環境が確保されたまちづくりとはどのように進められているのか、お聞きします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

建設課長、久保義隆君。

○建設課長（久保 義隆） それでは、第②問目の質問にお答えさせていただきます。

住環境についてですが、現在、町の総合計画に代わるものとしたしまして、本マスタープランが扱われております。各種計画策定を進める場合は、本計画への記載が必要となり、国や県の補助対象になる・ならないについても、記載がされていると受けやすくなります。住環境については、広く各課にまたがっていますので、進め方につきましては担当課の判断となります。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

森田勉君。

○10番（森田 勉） 建設課長の回答は、総合的に各課で出された資料のまとめを担当する課であります。回答に苦心されていること承知しました。

回答にもありましたように、各課の実績とお聞きしましたので、企画課長にお尋ねしたいと思います。

住環境の中で、人口・世帯数の減少や、少子高齢化に対応したまちづくりとは、具体的にお聞かせください。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

企画調整課長、筒井尚之君。

○企画調整課長（筒井 尚之） それでは、ご質問にお答えしたいと思います。

おっしゃいましたように、少子高齢化叫ばれております。町の人口もですね、今現在1万5000を割っております。そして2025年、あと6年後になりますけ

ども、これが約あと 500 人ぐらいへるといふふうな想定が、「まち・ひと・しごと創生」の人口ビジョンでも皆様方にお示ししておるところでございます。そしてこの数値をもちろん都市計画マスタープランにもですね、利用いたしまして、それで策定をしたという経緯がございます。

このビジョンは、あくまでもですね、今現在進めてます多気町の総合戦略のいろいろ各種施策今現在取り組んでおりますけど、それらをきちっとやり遂げていくっていう前提で1万 4200 人というふうに想定しておりますので、やらなかったらもっと早いペースで減っていくというふうな一応推計になっております。

そういう中で、都市計画マスタープランの中では住環境整備、特に企画課としましては、住環境とは要するに人が住みやすい、もしくは新たに住めるという環境のことを想定しております、マスタープランにも記載しておりますとおり、推進プログラムとしましては、もちろん大型エリア、そして相可駅から相可高校までの県道沿い周辺であるとか、あと多気駅周辺、その他今現在も進めております空き家活用。こういったことをうたって、やはり住環境整備を進めてくべきというふうには記載しております。

町としまして、やはりある程度、都市施設が整っております、将来的に土地の活用の可能圏がある地域に絞って、そして、うちとしましては、移住。要するに社会増を狙っていくということをこのプランに記載しておるところでございます。そんな中で、アクアイグニス多気の動きもどんどん高まってきておりました、もちろん移住者の話もどんどん出てきております。そんな中で、できましたら、この開業に間に合わせるべく、今現在企業側にもですね、じゃあどのようなニーズがあるんかとか、そのニーズに沿った新たな住宅整備をどのように進めていっていいのかとか。その辺のところを今現在いろいろ調整やっておるところでございます。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

森田勉君。

○10番（森田 勉） ありがとうございます。課長の考えはわかりました。

私の考えを聞いてください。あとどういうふうに思われるか、ちょっとお聞きしたいので。

少子高齢化は今さら始まったものではありません。何年も前からわかっていたことだと思えます。結末を見て対策を打つのではなく、どうしたら少子化に歯どめをかけられるのか、考えなかったのか。土地の造成、住宅地の整備、格安で提供できるような場所のつくり、必要ではなかったのかと思っております。我が町に雇用がないなら他の市町に働きに行ってもらっていただき、住まいは町内でのなるような施策は必要ではありませんか。課長も同じ考えではないかと思えます。もう少し、考え方を聞かせください。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

企画調整課長、筒井尚之君。

○企画調整課長（筒井 尚之） 少子化につきましては、確かに企画調整課だけではなくてですね、やはり子育て支援も含めたいろんな横断的なやっぱり施策が必要となってきます。現在今確かにその対策もいろいろ横断的には進めてはおります。

ただ、先ほどおっしゃいましたように、雇用がなければ他市町へ、そしてここは住める環境づくりをとおっしゃいましたけど、シャープの誘致以降多気町は逆のケースとなっております、昼間の人口は非常に多い。そして夜のはぐっと減ってしまうと、そういうことがずっとこれまでずっと続いてきました。今確かにシャープが非常に元気なくなってしまうがためにですね、このような形になっておりますけど、今回は、これからはアクアイグニスのを機会としましてですね、今度は住んでいただけるような環境づくりっていうのをやってきたい。これはもう切に思っておりますので、ご理解願いたいと思えます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

森田勉君。

○10番（森田 勉） ありがとうございます。

先ほど子育て支援の話が出ましたので、続いて健康福祉課課長にお尋ねします。

子育て世代が住みよい町とは、福祉課の目線で、また女性の目線で考えをお聞きしたいと思っております。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

健康福祉課長、森本直美君。

○健康福祉課長（森本 直美） 環境としましては、今働く女性が多くなってきてますので、両立を考えますと、職場や商業施設が近いということが挙げられます。また子供の医療機関が近くにあるということも安心して子育てできる1つの要因だと思います。危険な箇所がないような道路整備や、あと子供が中高生になりますと、町外へ出ていく公共交通機関が整っているということも大事だと思います。子育て中は、不安やわからないことが多く、お母さん同士が集まれる場所や相談施設が明確であることも大事だと思います。そういった中では、公園や保育所等の児童施設、また図書館等の教育施設の充実も大切であると思います。

子育てをこの町でしていこうと考えたときに、親であれば、自然でのびのびとした自然の中で育てていきたいと考えます。この自然が多気町には多くあります。この自然を残し、かつ住みよい便利で安全で、健康的なまちづくりが進められることを望んでおります。

○議長（吉田 勝） 森田勉君。

○10番（森田 勉） ありがとうございます。

多くの子育ての皆さんが期待されております。頑張ってあなたのやり方で全力を尽くしていただければと思っております。

次の質問に入ります。

行政代表として検討委員会に参加いただいていた副町長に、各地区から取り上げられた課題、どのように関連課長に指示・伝達されたか伺います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

副町長、伊藤智巳君。

○副町長（伊藤 智巳） ただいまの質問にお答えをいたします。

都市計画マスタープラン策定につきましては、地区別懇談会、各課長で組織いたします庁内作業部会、そして識見者3名、住民代表4名、各種団体代表2名、三重県都市計画班長さんたちによります検討委員会を組織しまして、各2回ずつ協議を実施させていただいております。

森田議員も、外城田地区の地区代表として、2年間検討委員会の委員をしていただき、誠にありがとうございました。

委員をしていただいておりますので、検討内容は御存じいただいているものと思っております。

各地区でいただきました課題・ご意見を、「短期的取り組み・おおむね5年以内に着手」と「中長期的取り組み・概ね5～10年以降に着手」に、各項目別に課長で組織いたします庁内作業部会で検討いただいております。

そして、課題をどのように関連課長に指示・伝達されたのかということですが、29年3月27日に開催いたしました課長会議におきまして、5年以内に実施する事業がたくさん計画されているので、複数の課をまたいで実施することがふえると思うので、事業ごとにプロジェクトを立ち上げていきたいと指示をいたしております。

特に、アクアイグニス関係につきましては、水道設備や道路整備等について、上下水道課や建設課、農林商工課との連携が必要となっており、事業の都度、関係課と協議を行い、事業を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

森田勉君。

○10番（森田 勉） ありがとうございます。29年3月課長会議にて指示していただいたということ、ご報告いただきました。

もう1点、副町長にちょっと考えをお聞きしたいと思いますけども、今企画課長にも質問させていただきましたが、関連質問でございます。移住性の低い地域について、近隣市町の若者が住みよい地区として、移住していただくことを念頭に、いろいろな考えを酷使して、環境整備に取り組んでいただきたく思います。たとえば、少子化の進む地区に、団地の整備を計画するとか、町営住宅を建設・整備するとか、入居家庭に対し、子供が成人するまで家賃を安くするとか、いろいろな考えがあると思います。

施策として何もしないのなら、人口減少は進むばかりのような気がしてなりません。あくまでもこれは私の考えです。今大事なのは、わかっていると思いますが、減少になったときにことを考えず、いかにしたら多気町に若者が住んでもらえるか。そこに重点をおいて進めていただきたく思います。副町長、何か考えがあればお聞きします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

副町長、伊藤智巳君。

○副町長（伊藤 智巳） 少子のことについて住宅町営でっていう話なんですけども、以前、町の空き地っていうことで、相可高校の学校の横の施設3反ばかりあるんですけども、あそこについては、町長の提案もございまして、民間で住宅をたてて、安く貸してはどうかというふうなことを言われまして、その間で検討をさせていただいておりますが、まだそのあたりについて、実現ができていないと。

要するに町有地で、今去年から売買、売ろうかっていう話がございまして、そのところで、民間で住宅団地ができればっていうふうなことで、町有地の空いているところを競売するという考えで今4件ほどの提案をさせていただいておって、調査をいたしております。それにつきまして、来年、今年になって売るか売らないかっていうのはまだ検討なんですけど、一応調査だけはさせていただいております。

そして、人口の少ないところっていうことで、特に勢和地域とかそういうと

ころになると思うんですけども、やはりそのあたりについても、遊休農地とかその辺が随分荒れてきとる中で、その辺の活用ができるのであれば、していきたいんですけども、ただ、農振の見直しが2年前に終わりました、そこをすぐに転用するっていうこともできないっていうふうな状況もございます。ただ、活力を生むためにはやはりそのあたりのところをして、やはり勢和地域でたくさん、多気地域の中で住んでいただけて、活気を付けていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

森田勉君。

○10番（森田 勉） 考えはよくわかりました。少し光が見えたような気がいたしました。

次の質問に入ります。

多気中学校建設に伴う、生徒の安全、環境対策について。

すいません、ちょっとこれを見ながらちょっと何が危険が潜んでいるかちょっと見ていただきたいんですけども、私もこれ写真を撮ってきて、どこに危険があるかっていうことをちょっと、先日見直したんですけども。よく見ると、よくわかりますけども、本当に危険の頻度がわかりますんで、ちょっと見てください。これ見ながら、質問のほう聞いてください。

それでは始めます。

30年度の多気中学校、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検と評価」の中で建設中の生徒の安全の確保と授業環境の保障が必要であると今後の方針が出されています。4月校舎改築工事の安全祈願祭が挙行され、建設に向かってスタートを切ったわけですが、受注業者による施工管理計画書一式が提出され、学校組合教育委員会は受理され全てに把握されていることを前提に以下の質問をします。

①つ。工事期間中の生徒の通学、授業等にかかわる安全通路の確保は万全か、

伺います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

教育課長、上山善也君。

○教育課長（上山 善也） それでは、森田議員の質問にお答えさせていただきます。

工事期間中の生徒の通学、授業、クラブ活動等にかかわる安全の確保につきましては、工事請負業者と学校と工事施工監理業者と教育委員会とで毎週1回工程会議を実施しております。工事期間中の生徒・先生・学校関係者等の動線等を確認し、工程会議の中で危険箇所などを共有しながら安全確保に努めているところでございます。

生徒の通学時間帯に工事車両の出入りは基本禁止とし、工事車両の現場への入場は、8時30分以降とさせていただいております。現在工事の進捗状況は、既設校舎前植栽及びひさしの撤去が終わり、グラウンド南側の整備中でございます。整備中の工事エリアまわりに関しては、仮囲いをし安全確保に努めています。今後も各関係機関等と十分協議を重ねながら安全確保に努めていきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

森田勉君。

○10番（森田 勉） 週1回、安全工程会議開催、危険予知を行い、安全確保に努めているとお聞きしました。危険箇所の区画管理、グラウンド向かう安全通路、工事が進むにあたり、高所作業になってくると、側道は危険となります。くれぐれも安全確保をお願いします。

工事現場に不安定要素があれば、想定外のことが起き、安全安心は崩壊していきます。工程会議には行政側も毎回出席されていると思いますが、参加し全てにおいて把握することとし、危険の芽を摘むことをお願いします。

通学時の質問ですが、通学時は朝夕通学路のパトロール、自転車専用レーン

の確認指導の徹底は、どのように行うのかお聞きします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

教育課長、上山善也君。

○教育課長（上山 善也） それでは、先ほどの質問にお答えをさせていただきます。

時間帯の確かに工事関係車両が通学時通り、通学時間と重複のほう、になります。なるべく工事関係者には、早く出勤するように言わせていただいております。7時30分にはですね、通学路をですね、通るように言わせていただいております。また、現場への出入りにつきましては、中学校正門から1カ所というふうにさせていただきます。また、工事車両、そういった関係の車につきましては、工事現場へ出入りする経路につきましては、1経路とさせていただきます。他の道は走らないようにというふうに、指導のほうを徹底をさせていただきます。おるところでございます。

工事期間に合わせて、校舎からグラウンド、及び第2体育館の行くことに関しましては、工程会議の中で学校のほうへですね、図面でちゃんと表示のほうさせていただきます。どこを通れば安全かっていうようなところも確認をさせていただきますながら、丁寧に学校のほうには説明にほうさせていただきます。おるところでございます。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

森田勉君。

○10番（森田 勉） 西側の通路となると思いますが、側溝レーンは工事内に生徒が入らないよう、また、関係車両と交差するときはくれぐれも監視できる体制をとれるように、徹底してください。

工事期間中のグラウンドの使用についてお聞きします。

多気中学校は、陸上国体強化指定校となっていることは承知していただいていると思います。事業結果が残せるように、どのように工事期間中の協力、トラ

ックの使用は確保されているのか、お聞きします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

教育課長、上山善也君。

○教育課長（上山 善也） それでは先ほどの質問にお答えさせていただきます。

陸上部の練習の環境につきましては、現在陸上部がメインで練習しているところが今後新しく校舎がたつところになります。予定では7月ごろからその練習ができなくなる予定でございます。南側の整備をですね、今現在工事中でございますので、そこを6月中には終え、グラウンド南側のほうで陸上部の今使用しております100メートルのレーンまたは200メートルのトラックをですね、使用できるようにさせていただく予定でございます。

また、それと南側ですね、今現在練習をしております野球部、テニス部におきましては、多気スポーツ公園を優先的に使用できるようにさせていただいてるところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

森田勉君。

○10番（森田 勉） 陸上部については、7月より南側に練習拠点を移して、いただくことで解決できるとお聞きしました。国体強化指定校として、結果が残せることを期待します。

次の質問に入ります。

既設校舎と新設校舎間の防護柵、工事足場等設置時、既設校舎（授業）に支障をきたさない進捗になっているのか伺います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

教育課長、上山善也君。

○教育課長（上山 善也） それでは質問のほうにお答えさせていただきます。

新校舎は既設校舎の前にたつわけですが、その間に防音壁をたてまして、工事期間中の騒音対策として考えております。全ての工事の音が消えるというこ

とにはいきませんが、工事内容によっては、授業に支障をきたすことが事前に把握できますので、施工業者と学校と調整をしながら、そういった工事につきましても、休日に行ったり時間を指定するなどしながら生徒たちの学校環境について配慮していきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

森田勉君。

○10番（森田 勉） 防塵ネット設置、建設足場設置、防音壁設置と既設校舎に隣接して工事が進むわけですが、窓際の生徒の注意散漫にならないことを前提に工事を進めることを要請してください。例えば、既設校舎側は先ほど述べられたように、学校休日に行うようにするとか、配慮が少し必要ではないかと思っております。

次の関連質問になると思いますが、騒音、足場組立時はインパクトを使います。すごい音がたてて校舎内に響き渡ると思います。またたて方に入ってくると、シャーレンチというハイテンションボルトを切る音、これはもうすごい音ですんで、いくら窓を閉めていても、教室内の会話ができない状況になる可能性が高いと思われれます。工程は早くても秋、春にかけて窓を閉めた状態にて、授業が行われている状況と私は予測しております。閉められた状況下での騒音測定を絶えず行い、できる限りの対処をお願いします。

ちなみに、図書館では45フォン、地域、相可台から見た場合は60フォンが基準とされています。

次の質問に入ります。

旧校舎内の環境対策は、授業に集中できる環境整備は万全か。また工事による、先ほど述べましたが、騒音、防塵、振動による各教室の対策はどのように考えているのかお聞きします。

特に教室の温度は、どのように想定し対策を考えているのか、合わせて伺います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

教育課長、上山善也君。

○教育課長（上山 善也） それでは質問に答えさせていただきます。

工事による騒音対策については、先ほど説明させていただきましたが、防音壁をたてて対応していきます。また、防塵につきましても、校舎との間に工事足場が立ちますので、養生シートを付け目隠しを含めて防塵の軽減に努めていきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくをお願いいたします。

教室の温度につきましては、昨年7月に1週間ほど教室の気温を計測しております。窓を開けた状態で最低33度、最高38度を記録しております。また、窓を閉めきった室内の最高は40度を超過しております。このような状況を考えますと、事務局としてはなんらかの暑さ対策を講じていかなければいけないと考えております。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

森田勉君。

○10番（森田 勉） わかりました。

関連して、月別工事進捗と、既設校舎の様子をお聞きします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

教育課長、上山善也君。

○教育課長（上山 善也） それでは質問にお答えさせていただきます。

月別の工事の進捗につきましては、現在グラウンドの南側の整備中で、6月には、整備を終え、7月から柱状改良に入ります。その後、そこを基礎工事を行いまして、1階の躯体工事につきましては、今年中に工事を終える予定でございます。工事につきましては、ここまででだいたい30%ほどの進捗率になると思われます。

また、2階の躯体工事につきましては、今年度3月中には終える予定でございます。今年度でだいたい5割ほどの進捗率になるのかなと思っております。

来年度4月からはですね、本格的な内装の工事に入りまして、6月にはおおむねの工事が完了し、外部足場も外すということになってくると思います。7月15日の完成を目指して現在工事関係者と調整をしながら進めていくところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

森田勉君。

○10番（森田 勉） 説明にて、月別状況がだいたいわかりました。

基礎工事時は、振動、騒音、風のある日は砂塵が舞い上がり、気になります。このような状況ですね。工事防音壁、工事足場が設置されればまずは風の通りが遮断されます。昨年度、窓を閉めたときの室内温度として調査していただいた結果、40度超えに達していると先ほどお聞きしました。

昨年度のデータ採取が今生かされることは明確になりました。誰一人熱中症にかかるようなことのないように、お願いしたいと思っております。

今日の質問でこの先緊急事態が発生する可能性を含んでいることが皆さんもわかっていただいたと思います。

結論に入ります。

前文より、回答をいただき、先行き不透明であったように、つい最近まで思っていました。教育長を筆頭に職員の努力、生徒に対する熱意のあらわれが感じ取れました。372名の生徒の思いが届いたように思われます。近日中に良い答えが出て、環境整備ができると感心、確信しました。

以上で質問を終わります。

○議長（吉田 勝） 以上で、森田勉君の一般質問は終わります。

（3番 木戸口 勉幸 議員）

○議長（吉田 勝） 続けて8番目の質問者、木戸口勉幸君の質問に入ります。

3番、木戸口勉幸君。

○3番（木戸口 勉幸） それでは、ただいまから質問に入ります。

私は3点通告をいたしております。1点はクリスタル工業団地のですね、企業誘致について。さらに、2点目は県道松阪度会線の整備の進捗状況につきまして。さらに3つ目としまして、ええまちづくり自治会懇談会につきまして。以上3点でございます。いずれも一問一答方式で質問をいたします。

それでは1点目の質問に入ります。

①企業誘致活動の現状と実績についてお伺いをしたいというふうに思います。このしつもんにつきましてはですね、何回も質問を私もさせていただいております、工業団地も6年を経過してきておりまして、若干新聞報道もあったわけですが、まだいわゆる誘致には至っていないということですので、質問をさせていただきたいと思っております。

まず①番目の質問であります、今ターゲットとしている業種ですね、これは何なのか。まず、差し支えない範囲内でお伺いをいたしたいというふうに思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

企画調整課長、筒井尚之君。

○企画調整課長（筒井 尚之） お答えいたします。

ターゲットとしておる業種ということでございますけども、あくまでも、主は製造業にはおいております。ただ、以前から申し上げておりますように、人手不足等々の時代にも入ってきております。そういうわけで、ほかの他業種まで幅を広げまして、この前申し上げましたけど、例えばデータセンターであるとか、物流関係まで広げてですね、引き合いがございましたら情報につきましては、調べた上で優良企業であれば全て対象として、現在取り組んでおりまして、今月もう既に数社訪問しておりますし、これからもまた数社企業訪問行くということで今取り組んでおるところでございます。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

木戸口勉幸君。

○3番（木戸口 勉幸） 前回のですね、質問の答えとほぼ一緒だというふうに解釈するわけですが、なかなか言えない部分があるかと思いますが、あれから日もかなり経過をいたしておりまして、かなり積極的にいわゆる企業誘致活動に入ってみえるというのは、町長トップとしてやられておるわけですが、特に製造業についてですね、私は次の観点からずっと質問させていただきたいと思いますが。

現在の景気状況、それから経済、雇用、金融といったものが、こういろいろ提起をされておりますが、そういったことを絡み合わせてですね、いわゆる製造業にはどういった業種でターゲットを絞っておるのか。いわゆる会社名はなかなか言えんと思いますが、その辺をですね、もう少し切り込んだ具体的な内容についてお伺いをいたしたいと思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

企画調整課長、筒井尚之君。

○企画調整課長（筒井 尚之） 製造業に関しましては、特に業種は絞ってはおりません。ただ、いただいた情報先、例えば三重県であるとかですね、そういったところからの信用できる情報であるとか、そして先ほど申し上げましたように調査会社でいう非常に有力な企業、そういったことでやってかつ公害は出さない。という業種、企業であれば、うちは受け入れるということで、そういうような形で進めております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

木戸口勉幸君。

○3番（木戸口 勉幸） これ以上はなかなか答弁が期待ができないということもごございますので、その辺にしといてですね。

今申し上げたように、景気、経済、雇用、金融の面から順を追って質問したいと思いますので、認識と見解を順次お伺いをいたします。

それでは次に入りまして、通告に書かせていただいております景気が6年2月ぶりに改善からいわゆる下方、さらにいわゆる悪化に引き下げられたことはご承知かというふうに思います。いわゆる景気が後退している可能性が非常に高いというふうに考えます。

3月の景気度数から見て企業は今年に入って設備投資が急速に落ち込んでおるといふふうに、いわゆるメディア等でいわゆる聞かせてもらっておりますが、鉱工業出荷とですね、それから機械の受注は減少しているということでもあります。

このことから企業の設備投資はマイナスに転じている可能性が示されておりますが、景気後退となりますと、ますます企業誘致は難しいというふうに私は思うところでありますが、このことにつきましての認識、見解をお伺いをいたしたいと思っております。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

企画調整課長、筒井尚之君。

○企画調整課長（筒井 尚之） 確かにおっしゃいましたとおり、経済指標の動向は非常に気にはかけております。

昨日もほかの議員さんにもちよっとお答えさせていただきましたけど、この世界的な不況方向はですね、やはり米中経済摩擦が端を発してるかなというふうに考えております。昨日も申し上げましたように、町内企業でも影響が出てきているっていうことはもう十分認識しております。

ただ、こういうさなかにおきまして、今現在結構情報いただいております。そんな中で現在も取り組んでおります。

じゃあ数カ月前は確かにそうではなかったけども、そのときじゃあたくさん情報があったんかっていうとそうでもありません。なぜこの時期にこんないただけるんかなっていうふうなときも結構ございます。

そういうわけで、言えることは、引き続き頑張っていきたいと。そういった情報を頼りに、一生懸命頑張っていきたいというふうな考えでおります。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

木戸口勉幸君。

○3番（木戸口 勉幸） 今申し上げたことはですね、いわゆる景気が非常に下方ということではありますが、かなりやっぱりわかりやすく言いますと、誘致にかなり影響があるのかないのか。その辺はいかがですか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

企画調整課長、筒井尚之君。

○企画調整課長（筒井 尚之） 影響があるかないかと言われましたら、もちろん影響はあります。それは重く受けとめてはおります。ただ、先ほどから申し上げておりますように、そういう時代であってもですね、探しておられる企業さんもございますので、引き続き一生懸命頑張っていきたいと思っております。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

木戸口勉幸君。

○3番（木戸口 勉幸） そうということありますので、次に入りまして、雇用の場の確保、雇用創出であります。これは町長がいわゆる企業誘致のいわゆるこういう形でいわゆる企業の誘致をすることです。雇用の創出ができるということをおねがひおっしゃってみえるわけではありますが、今社会はですね、少子高齢化がどんどん進んでおまして、これもいわゆる国内の日本国のことではあります。22年後いわゆる2040年にはですね、日本の労働人口の予測は1500万人少くなるという予測がされております。企業にとってそう先の話ではないわけでありまして、Uターン、異業種、同業種などからの雇用創出も考えなきゃならんという状況であります。このような状況の中でですね、本当に雇用をつくりだすことができるのかどうか、このことが誘致にですね、大きく影響しているというふうに私は思おうわけではあります。これについての見解をですね、お伺いをいたしたいと思っております。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

企画調整課長、筒井尚之君。

○企画調整課長（筒井 尚之）

当然人手不足のことは、少なからず誘致には大きく影響はしております。昨日も答弁しましたとおり、昨年、かなり大きな面積を買いたいという話ございましたけど、やはり数百人というふうなお話もありましてですね、どうしようかというふうに非常に思案した時期もございました。ただ、先週もちょっとうちの係らが企業行ってまいりましたら、このとある企業ですけども、これまででしたら、例えば 100 人、200 人要った内容がですね、もう半分以下、本当にそんなんでいいかって確認したんですけど、どんどんロボット化している。企業のほうも。人手不足を見込んで。そういうふうな形になってきていると。

やはりこちらもちろん人手不足は大きいですけど、企業側もそれを前もって対処して取り組んでいるということございまして、大事なことではありますけど、そういうふうな両側からの一応体制も徐々にこの日本としては整っているのかなと思います。

ただ、うちとしましても、やっぱりそれはいかんで、今年の 4 月に当初予算認めていただきましたけど、Uターン I ターン者らを含めたですね、今雇用促進調査、いろいろ取り組んでおります。だんだん形にはなっていております。そして、特にこの工業団地につきましては、中長期的な観点で、いろんなちょっと有識者等の意見も聞きながら、取り組んでおりますので、こういったことも含めながら、いろいろ対策を講じていきたい。そしてまた、時期がきましたら、皆様方へその内容はこうです、っていうことをまたお知らせしたいと思います。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

木戸口勉幸君。

○3 番（木戸口 勉幸） よく承知をいたしました。

それではですね、次に入りまして、これも先日の坂井議員のほうからも話が

出たわけでありますが、私もこれは質問に捉えておりまして、米中ですね、貿易摩擦、いわゆる貿易戦争が起きておるわけですが、その中で世界経済の影響が非常に強く懸念される中ですね、シャープは今中国で生産している複合機やパソコンなどの生産を、いわゆる米中の、アメリカ中国ですね、貿易摩擦から中国以外に移す準備を進めているというふうに報道されておりました。日本のいわゆる労働力から見てですね、何とも言えないところではありますが、シャープ製品の生産拠点を中国から移管準備を進めるとなれば、当然多気町もいわゆる本体があるわけでありまして、選択肢の1つというふうにも考えられないかどうか。この辺についてお伺いしたいと思います。

さらに新聞には、シャープの生産拠点中国から移管準備ということで、追加関税に対応するというので、書いてございまして、聞くところによりますと、どうも会長がそういう談話を発表したということ、これはもう間違いないやろというふうに捉えとるわけですが、この辺の認識とですね、できれば工業団地がありますんで、関連企業も含めてですね、そういった形がうまくいけば非常にありがたいし、こういう時期にそういう話がこううまくかみ合えばですな、うまくいくような気がするわけでもありますんで、東南アジアへいくという話もあるようでもありますんで、そういうことのある中でですね、是非こちらへ来てもらう形が非常に望ましいわけでありまして、強力でですな、そこら辺を企業誘致活動に入っただいて、結果が残せるような形がいいんじゃないかなというふうに考えておりますんで、その辺について、当局の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

企画調整課長、筒井尚之君。

○企画調整課長（筒井 尚之） その新聞記事も私の確認させていただきました。

本当に中国が非常に、特に人件費がかなり上がってきまして、これまで言われた「世界の工場」と言われるような位置づけでなくなってきたということでは、我が国も非常にチャンスだと思っております。

ただ、この辺もシャープ側へもいろいろちょっと情報収集しております。そんな中でですね、そうなれば非常に結構な話なんですけど、残念ながら多気の工場というか、日本の工場へはないようだというふうなことは、今ちょっと言われております。

先ほども議員言われましたように、じゃあどこなんっていう話をしますと、やはり東南アジアとか南アジアとかですね、インドも含めたあの辺で、やはり人件費が安い、これから伸びていこうという国になるんじゃないかというような話が、私の知ってる人の話ではそういうことでした。

でももしそうなれば、本当にいい話でございますので、引き続きいろいろと情報交換、情報収集はしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

木戸口勉幸君。

○3番（木戸口 勉幸） これについてはチャンスと捉えてですね、積極的に誘致活動に入るということを、さらに付け加えてですね、お伺いしたいわけですが、その辺を確かに東南アジアは人件費が安いっていうことはよく承知をしておりますが、安いところって生産性を高めるっていうのは当然なんですけど、ここにシャープがある以上ですね、やはりそういったことがカバーできるような形をやっぱり町としては考えて、それでやっぱり来ていただくということが一番結果的にはええわけでありまして、いわゆるどこがネックになっとなのかっていうことを考えてもらってですね、それでさらにまたええ方向に進めていただくということをですね、やはりお伺いをしたい。強い姿勢で臨むということですね、もう一度お伺いをしたいなというふうに思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） シャープの誘致が、誘致っていうか、向こうのがこちらへって、現実的には、今シャープさんホンハイさんになりました。ちょっと

今方針を変えられてると思います。っていうのは今まで、あのシャープの中でやっとなる例えば装置関係のいろんな業者さんは、どちらかというに出ていかれる。俺んところでやると、シャープ独自でやるという方向にだいぶ体制も、戴正呉（たいせいご）さん、もちろんテリー・ゴウさんもそうですけども、会長さんらそういう方向ですので。今その部分をこちらへっていうのは、現実的には厳しいかなと思います。

今日本経済のことも言われましたけども、私らは経済学者ではないので細かいところまではわかりませんが、先般も日本総合経済研究所の主席の方が言われてたのは、日本の今経済は、超儲かつとんのやと。バブル期のまだ 1.3 倍。何が景気が悪いっていうのはイメージであって、現実的には企業さんにご承知のように、内部留保がいっぱいされてますので、なかなかそれは社員とかそんなんに還元されてない厳しい部分があるかと思う。現実的には日本はむちゃくちゃ悪いっていうところまでは言ってないと思いますので、今課長言いましたように、いろんな業種でお話があると思います。

ですから昨日も田牧さんやったかな、の質問にもちよっと答えさせてもらったけども、一般の民間の不動産業者の方、それから企業さん、それから銀行さん、それからゼネコンさん、もちろん県もそうですけども、いろんなところから情報いただいて、今幾つかのところでは協議をさせてもらっております。今そんな状況であります。

今申し上げましたように、シャープをこちらへっていうのはちょっと厳しい部分があるかなと思いますけど、やらなければならないと思いますので、つい先日も J D I が何千人、千何百人切ると言うてましたし、石川のほうでももしかしたら液晶の部分で厳しい部分があるんで、閉鎖っていうことも聞かせてもらったらと、多気町は今良かったかなと。ホンハイになって良かったかなとおもってますので、議員おっしゃられたように、これからも交渉していきたいと。2年前かな。シャープの副社長にも会わせてもらって、何とかうちの団地まだ空いてますのでお願いしますという交渉をさせていただきましたけども、現実

的には、いろんな全国の工場の中で閉鎖をしているところもありますので、なかなか厳しいかなとは思いますが。けど頑張ってまた取り組んでいきたいと思えます。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

木戸口勉幸君。

○3番（木戸口 勉幸） 答弁ありがとうございました。

是非ですね、やはりもう実現していただきたいというふうに思っておりますので、力強くそういうことで進めていただきたいというふうに考えております。

それでは⑤つ目の項目に入ります。

これは金融であります、これもご承知やと思うんですが、いわゆる地銀、地方銀行ですね、地方銀行の経営は悪化いたしております。これは長期間の超低金利、それから景気が減速をしておる、それから不動産の融資にブレーキがかかっておるということで、地方銀行が冷え込んでおります。やっぱり金融もある程度利益が上がってですね、活力が出てこんことにはなかなか経済動かなというふうに思うわけでありまして。そんな中でですね、それに拍車をかけて、少子化によります人口減少で資金の需要が少なくなっております。本業のですね、いわゆる金融業のいわゆる貸出しですね、これ以外の分野でも手数料増で収益をふやしたいというふうに、各地銀は言っております。この収益をふやしたいというのは、いろんな仕事をしてですね、収入を得たいと。いわゆる利益を上げたいということでありまして、これをですね、やはり今まではいわゆる貸し出しで利益が上がった、そんなところにはなかなか話乗らんし、なかなか話は聞いてくれないなと思うんですが、やはり各銀行もですね、いろんなことにやっぱり手を広げて、それから収益性を高めるっていうのはもう当然のことです。

それと、企業誘致のほうと、いわゆる私は1つになってですね、それを話をしながら情報を得るっていうのも1つ大事やなというふうに思いますし、地銀

の上には都銀がくっついておって、大きな都銀もありますんで、その金融面からもですね、やはりそういうことの企業誘致のお話をついていうのは非常に大事なことだなというふうに常々思っておりまして、金融の悪化の時期ですね、企業誘致は金融のいわゆる情報もですね、非常に大事なことというふうに捉えておるところではございます。

こういった現在の状況からですね、次の質問の入るわけではありますが、以前にも質問しました、企業誘致のですね、成功報酬型のサポーター制度つていうのを何年か前に私も質問したわけではありますが、これは根拠なしに言うわけではありまして、この制度を利用してですね、企業誘致に成功しておるといふ、いわゆる市町がかなりございまして、これを活用することで、いわゆる企業誘致に結び付いておるといふのがあられるわけがあります。

これをこういう形でどうかということをお質問したわけではありますが、答えは自力でやるということであったわけがあります。自力でやるということでありまして、その後うまく誘致に結び付くかなというふうに思っただけですが、現在に至っても、同じような状況でありますんで、ここらもですね、やはり全国的にはこの制度で誘致活動している市町も数多くあるというふうに通告もさせてもらっておりますが、成功事例もやはり聞くべきやと。聞いてもらうのも1つやなと思います。これはもういつまで経っても、自分とこでやるんやっというても、うまくいけばいいわけですが、聞くだけは聞いてもええし、そやで参考にするべきことは参考にしてもらいたいというふうに私は思います。

決してそれを大きな金をつぎ込めとは言いませんが、そこら辺をですね、参考にして、結果的には誘致ができたらいいわけがありますんで。これは私も常々考えておる1つのことでもあります。

私はですね、ここ6年間クリスタル工業団地へですね、企業誘致つていうのは強い思いですつときて、今日に至っておりますので、いわゆる結果的に企業誘致が成功するということを強く望んでおるわけでございます。その1人でございます。

それから、そういった思いであります、なぜ企業誘致に結び付かないのかなというのがありますが、それは今縷々申し上げたことも1つの要素となっていておるわけでありまして、誘致に結び付けるにはやはり優遇制度がかなり影響もしておるのかなというふうにも思っております。他市の例も取りますとですね、かなり高優遇にしておるところもございまして、これは、全国的にいろいろ工業団地を抱えながらうまくいかないところは、次から次へそういうことを打ち出してですね、企業誘致に結び付けておるといふところもございまして。

そういったことの中で、私はですね、ちょっとお伺いしたいんですが、現在用地取得費っていうのは30%の助成をするというふうになっておりますが、これは1億の頭打ちがございまして、面積が大きくなりますと、30%は全然助成にならんわけでありまして、大きい額は大きくなるほどですな、やはりその率が下がりますと、1億限度っていうのがございまして、例えば大きな金額で、用地費を払うとなりますとすな、もうこれの30%の3分の1、いわゆる10%前後、10%切れるっていうことも起きると思います。計算上はですね。それをやはりこの優遇ということになりますと、この助成をもう少しっていうんか、ぐっと上げてですね、しないことには、なかなかよそもそれ以上のことはしてませんで、よそ行ってしまおうと思います。他市に負けやんことをやろうかと思ったら、やっぱりお金も必要やと思いますんで、やる前からそんなこと言うとしたらあかんのですけど、今は工業団地をもう抱えてますんで。あれを何とかせなあかん。いわゆる16億の金寝てますんで、それを生かすという意味からすな、一旦売りますとその金は必ずペイになりますんで、そのうちから助成をするんだという大きな観点に立つっていうことが大事であります。

これは町長の英断が必要でありますんで、それを是非ですね、やはりすべきやなという時期に来ておると、私は考えております。ですから、町長がですね、やはりその辺の決断をしてですね、すべきやなと思います。

この世間並みですと、どこでもやっとなるわけですわ。そやで、もっと便利な条件のええところへ皆行ってしまおうわけでありまして、今はこういう経済状況と

金融状況、さらに難しい状況で町長が先ほど言われた内部留保資金もですね、一説には100兆を超えるという状況であります。これは、もう内部留保でいざというときのために全然使わん状況にいつてますんで、何とかですね、やはり、金は資力はありますんで、是非来てもらうっていう手だてをですね、是非講じてもらいたい。というのは、この企業誘致の質問の要旨でありますんで、是非その辺を考えていただきたいと思います。

それからさらに続いてですね、あげておりますが、もう%とかこういうことは言いませんが、これは承知もしてみえると思います。まず先ほど言いました用地取得費以外のですね、こと。製造設備費に対します助成。それから固定資産税の免除をもっと広げると。それから、設備費、いわゆるどこから移転してくる場合、移転費っていうわけですが、この移転費も相当な助成をするという。率は全部提示してございます、あえて%は言いませんが。それから運送費が伴うわけですが、運送費も出しましょう。

至れり尽くせりになるわけですが、それからある市町ではですね、いわゆる上下水道料金をこういうところから補填をする。助けてあげる。ということも考えておるところもあります、どことは言いませんが。これもやっぱり1つの魅力だなというふうに思いますんで。これは上下水道課へ入る金は減免したりしたらあきませんので、入る金は一緒やでっていうことで、一般会計から出すと。企業誘致をするための手だてでありますんで。

まだあると思いますが、これが私は思いつくところ、こんなところを町長はですね、見直してすることも必要な時期に来ておるのではないかなというふうに思います。何が何でもやっぱり来てもらわなあきませんので、背に腹は代えられない状況にだんだんなってきますんで、やはり他市に負けない、いわゆる助成制度をつくるということも私は必要じゃないかなというふうに考えます。

こういうことを総合的に考えた中でですね、これからの企業誘致に考え方を伺いたいと思いますが、今申し上げたことについての町長の見解をお伺いをしたいと思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） たくさん言われたんで、私の頭の中でどれとどれやったかちょっと整理が、私のほうへ質問いただけたらと思ってなかったの。

まず一番初めのほうに言われた、誘致についてその報酬制度をちゃんとして、そういう企業さんをとということでありました。これも昨日も申し上げたと思おうんですけども、私どもとしては今、それももし紹介していただければ、またお声をかけていただいて、取り組んでいきたいと思っておりますけども、今自分の約、ちょっと途中空白期間ありますけども、30年を超えるこういう企業誘致の関係のかかわりをしとった中では、自分の今までかかわってきた昨日も言いましたいろんな不動産業者さんであったり、ゼネコンさんであったり、金融機関だったり、たくさんのところからの情報をいただいて、企画と自分の行けないところを行ってきてきてくれと、とりあえず。牽制球放りに行ってくれということ。で今、こんな取り組みをさせてもらっております。かなりの情報はいただいております。今筒井課長言いましたように、数社から、また違うところから、そんな情報をいただいておりますので。これが立地に結びつくかどうかは、一番大きな要因は、やっぱり昨日もちょっと言いましたけども、太平洋ベルト地帯からちょっと離れてますので、いかにイニシャルコストに応援をしても、あとのランニングコストがびゅっとかかるとなると、企業さんなかなか立地は難しい部分がありますので、ちょっとそれらも考慮しながら今多気町へいろんなオファーって言いますか、引き合いがちょこちょこありますので、なんとかそれにくらいついていけるように、頑張っていきたい。

それから、うれしいことを言っていただきました。もっとう助成金をという話もありましたが、四年ぐらい前から、税金の免除の幅を広げるというか、でない補助金でいきますと、企業さんは半分近く税金で取られますので。今もうお金要らんと、極論言うとお金よりも税のほう考えてくれというのがありますので、今木戸口議員おっしゃられたように、税金のほうでもっと考えよと。

これはその分交付税の関係やそんなんでかなりうち財政収入厳しくなりますので、その辺は、なかでもうちちょっと検討したいと思います。

一番うれしい提案をしていただいたんは、お水の話であります。水道水のことにつきまして、これは町のほうでどんな支援をしていくか、一番の今大きなのは、今違う業種で誘致をさせていただいたアクアイグニスでありまして、ここが水の手当てがなかなか厳しいところがありますので、今いただいたご意見なんか参考にしながら、また担当課も含めて中で協議をしていきたいと、こう思ってます。

一応、大まかなところの私の考え方を話させていただきました。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

木戸口勉幸君。

○3番（木戸口 勉幸） 答弁ありがとうございます。

移転費とかいろいろ縷々申し上げたのは、常に通告に書いてございますが、あえて%まで言いますとちょっと生意気になりますんで、それはちょっと言いませんでした。ですけども、あくまでも私も上下水道関係の仕事は長期に渡ってしとったわけですが、決して減免したり、まけてはあかんと思います。それはあるところから、いわゆる使用料としてですね、会計には満額を払うというのは当然でありますんで、その辺を誤解のないようにしてもらいたいと思います。そうせんとある業種から、一般家庭でもそうですが、まけたるっていうことはあきませんので。そういうことじゃなくですね、誘致につながるいわゆる優遇制度として捉えてですね、してもらいたいというふうに思っておりますんで、それも1つの例として、申し上げたところでございます。

いろいろとご答弁をいただいたわけですが、是非ですね、近いうちに優良企業が誘致されることを念願をいたしましてですね、この質問を終わって、さらに1年経っても2年経ってもっていうたら、また繰り返してまた違う角度で質問させていただきたいと思います。常にそういったことの勉強は忘れずしていきたいというように思っておりますんで、是非町長も腹を据えてもらっており

ますが、力強く是非実現をしていただくようお願いをしております、それについての答弁をいただきたいと思っております。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） 力強い応援のご質問いただきまして、ありがとうございます。

私のほうでも、昨日、ちょっと申し上げたと思うんですけども、今、国のほうから言われてます、資源循環型事業について、国のほうも応援するというところで、一方では、例えば廃棄物かそんなんを活用して違う事業にやってくとか、またリサイクルをやってくとかいう企業さんやと、どうしても、間違った先入観っていうかそんなのがあって、実際こういう企業さんどうですかっていうと、町の人たちもまた議会の中からも反対やということに、意外とこうなるケースが多いので、今公害を出すような企業さんはほとんどこの世の中に存在してないぐらいの時代になってきてますので、その辺をこれからやっぱり一緒に我々とともに、見学にも行って、そういう感覚を持って、取り組みをご協力もいただきたいなと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

木戸口勉幸君。

○3番（木戸口 勉幸） ということで、1点目の質問を終えたいと思っております。

それでは、時間もだんだん、1つの企業誘致で相当費やしをいたしましたので、次へ入ります。

次の質問であります、2点目は、県道松阪度会線、野中・土羽・多気間です、県道バイパスであります。これの整備の進捗状況につきまして、質問をさせていただきます。

これはですね、成川・野中間がですね、この道路は、平成16年、何回も出ておりますが、完了いたしております。それで、伊勢多気線にタッチをしたわけではありますが、そこから、繰り返し繰り返し言うておりますが、1年ごとに、

年数がふえてきますが、15年経ちました。町長もよく承知をされとると思います。元号もですね、平成から令和に変わりました。これは大変なことでもあります。やはり平成のときに何とかならんかなと常々思っと思ったんですが、これはもう元号が2カ年に渡ってきたわけでありまして、そんな中で、このバイパス整備のどうなっとんのやという進捗状況を是非お伺いをしたいと思います。

まずですね、平成から令和になって、って今申し上げたんですが、新たに元号が変わりましたので、やっぱりちょっと間がおきますと、そういう話もないということで、先ほどの森田議員の話もそうなんですが、やはり地元も期待度もかなりありますし、常々申し上げておりますように、非常に学校がありながらも狭い道路であります。非常の交通が危ない。1カ所については、もう対向もできやんっていうところがございまして、そういったことの解消も含めてですね、やはり2車線化にして、道路っていうのは、よくしていただかんと地域は発展をいたしません。そういうことでもありますので、そういったことの観点からですね、申し上げます。

区長と地元の役員に対しまして話し合いの場を、当然引き続いて課長も変わりましたんで、持ってもらっと思っておりますが、この点について、どのようにされたのか、これからどのようにしていかれるのかをお伺いしたいと思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） 冒頭の少しの部分だけ私のほうから答弁をさせていただいて、あとまた担当課長のほうから言います。

私は平成22年に町長にさせていただきました。一番気になっと思ったのが、ビーフロードと、ビーフロードもずっととまっと思った。それからもう1つ松阪度会線で、ビーフロードもう当時の神坂のある地権者の方と現場へ行って、土砂降りの日に現場へ行って、ここはこんな工法でやるんで協力してくれという形で、今形にはなっと思はれてすけども、もう1つの議員おっしゃられた松阪度会線は、なってすぐのときに1番のスタートのところですな。あそこの地権者の

方にお伺いをさせていただいて、何とか協力をしてくれ、そういう話をさせていただいたときには、まだまだ多気町特産の、もう議員もご承知のいい柿をつくるとどこなんで、今は話にも何もならんという話になって、2期目のときに、また早々にいきました。僕このときはかなり突っ込んだ話をさせてもらって、今は元気にやっておみえやけど、もしも、できなくなったら、オーケーっていう予約だけしてくれた。議員もご承知のように、その話でオーケーしてやろうということ聞かせていただいて、当時の自治会長さんらに集まっていたら、ルートをだいたい決めて、この路線でっていうことで県へ要望出しました。その後なかなか進捗ないので、つい最近ですけども、これももう実際は難しかったんですけども、県の工業土木、建設部の事業やとなかなか時間かかるんで、農林水産部、農水省の関係で何とかならんかと。っていうのは、あの辺は畑がいっぱいありますので。ところがこれもこの間担当課長に聞きましたが、どうやったっていうたら、ちょっと厳しいですわっていう話で今とまっています。その後も要望は出しておりますけども、初めからの経過につきまして、今から課長のほうから中身についてまた説明をさせていただきます。

以上です。

○議長（吉田 勝） 建設課長、久保義隆君。

○建設課長（久保 義隆） それでは、先ほど町長が言われてました農林事業のほうで、何か代替えできやんかという話なんですけども、昔はふるさと農道とか、あと広域農道っていう事業がありまして、それで道路をつくってっていうのもあったんですけども、県とか国も相談をしたんですけども、今はやはり相可の天啓の横で工事をやっているですね、命を守る農道っていう形で現道の道を拡幅する、まあ言うたら広げると、という事業しかございません。

ですので、やはり実際はその県道でいかなあかんのかなっていうのをちょっと話しております、ちょっと話が繰り返しにはなるんですけども、野中から土羽間につきましては、隣接工区であります成川から野中間が平成16年度に完成して、あとまた引き続いて、当該工区に着手しようといいたしましたが、最

終部の地権者の方の同意を得ることができませんでした。

その後、最終部の地権者について理解を得ることができましたが、理解を得るまでの間にですね、この間に勢和兄国松阪線の牧から佐伯中間の地元要望が提出され、県としましても事業実施検討箇所となって、その後、事業実施箇所となりました。それで進めてきたんですけども、その松阪度会線の話にちょっと戻るんですけど、先ほど森田議員さんの回答でも言いましたが、平成 26 年度に町が独自でペーパーロケーションにて、野中から土羽信号までのバイパス図案を書いて、関係字の説明を行い、要望の同意書をいただきました。その後については、勢和兄国松阪線が県としても事業実施箇所として進めていますので、松阪度会線の用地など地元の協議は行っておりません。現在私どもで考えているのが、県も松阪度会線につきましては独自で3案のルートの図案をつくっています。それがありますので県と相談してですね、木戸口議員が言われてます、年号も変わりましたので、新たに実際関係する区長様とか、あと代表の方々にルートの確認をしてもらって、そのルートがどのルートがよいのかっていうのと、用地的に大丈夫なのかっていうのも踏まえてですね、説明会とあと同時に、新たに同意書ももらおうと考えております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

木戸口勉幸君。

○3番（木戸口 勉幸） ありがとうございます。

時間もだんだん差し迫ってきております。②③を一括してですね、質問をさせていただきますと思います。

今答弁のありましたようにですね、いわゆる勢和兄国松阪線の話ですが、以前は、勢和兄国松阪線をですね、着手して、終わらなければ次移らないということになりますと、どうしても道路は用地が絡んでまいりますんで、用地で頓挫しますと、そのまま動かさず済む。そうしますと、次移るにはその手かけておる路線が終わらんと、移らんのやっというということになりますと、それこそ何十

年も待たんならんっていうことになりますんで、そういうことのないように、是非お願いしたいと。

ですから、並行してやっとなとも数多くありますし、今は、平成の時代でいきますと、平成 32 年、3 年、いわゆるその 30 年のときからみますと、3 年後には、いわゆる県の借金の状況、いわゆる起債の状況も緩和されるんで、財政状況が好転するんだと、いうことも聞いておりますんで、そういったことも踏まえてですね、是非ですね、県土整備部と話を付けていただいて、次に着手できるようにしてもらいたいと思います。

これはもう県に 100%依存するしかございませんし、それに下地をつくるには用地やと思います。用地は聞くところによりますと、そんなにつけあがって全然難しいってことはいわゆる松阪度会線ございませんので。そういったことからですね、是非久保課長の中で、直ちにそういうことで進めていただきたいというふうに思いますので。その辺をお答えをいただきたいと思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

建設課長、久保義隆君。

○建設課長（久保 義隆） 先ほどの木戸口議員の質問にお答えさせていただきます。

実際私どもも、先ほどちょっと言いましたように、説明会をして同意を得てですね、それをもって県のほうへ要望に持ってきます。

実際今日も実は県が下に来て、別でちょっと課長と話をしたんですけども、秋までには役場で説明会をしてですね、実際それで県も予算がありますので、松阪度会線と勢和兄国松阪線と同時進行で進めていけるような形でですね、何とか。ましてやまた事業の実施箇所として早くできるようにっていうのを今も話を実際しとったんですけども。そういう形で今後も取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

木戸口勉幸君。

○3番（木戸口 勉幸） 実は私もこれを調べましたところですね、この今の答弁本当にありがとうございます。

本当に前向きで進むってということが確信をいたしましたので、本当にそのように期待を申し上げたいというふうに思いますが、ちょっと参考までに申し上げますとですね、29年度の道路事業計画では、いわゆる松阪度会線は、事業実施検討箇所に掲示をされておりました、これは答えは要らんわけですが、30年度になったら途端にこう消えましてですな、なくなったんです。ですからもう心配のあまりこれを言うたわけですが、聞くところによりますと、聞くところって直接話したわけではないんですが、いわゆる前課長も含めてそういうことなんです、これはいわゆる今の勢和兄国松阪線のことがあってですね、一応そういうことから、削除されたっていうことを聞きましたんで、それでそういう質問に至ったわけでありまして、今の答えでもういわゆるそういうことの答弁の中で非常に前向いて進んだわけでありまして、是非期待をしてですね、是非そういうことで、令和になってから、どんどんどんどん進めていただきたいというふうに思います。

県道整備は地元のもう本当に長年のいわゆる願いでありますんで、是非ともよろしく次のステップに行きますように、お願いしたいというふうに思います。

お願いをして、お願いをしたらあかんのですが、そういうことで質問を終わりたいと思います。

それではですね、これで2点目をおわりまして、通告でありますんで、取り急ぎ3点目、あと数分しかございませんが、させていただきます。

ええまちづくり自治会懇談会につきまして、3点目であります。

久保町長は就任以来、政策の柱として全自治会を対象にええまちづくり懇談会を続けられております。今年度も5月28日の波多瀬区からですね、10月の土羽区まで5カ月にわたって49自治区を、全自治区ですねを対象に、町長以下町の理事者が出席のもと実施をされております。昨夜も行かれたということ

でございます。

町政懇談会は申し上げるまでもございませませんが、町長が直接町民に政策を説明して、それぞれの地域の現状や課題、問題を共有して、それから町政につなげていくというものでございます。これは全くそのとおりやと思います。

過去に開催された懇談会はですね、私の見るところではですね、特に若い人が少ないと。どういうことでもそうなんです、懇談会となりますと、当然一番家のいうたら高齢の方が出てくるっていうケースが非常に多いわけでありましたが、そういうのが現実であります。そういう年齢層も含めてですね、若い人が参加できるような形の年齢層も含めて、多くの方がですな、参加する町政懇談会が望ましいというふうに私は考えておりますので、その辺をどのように捉えられているのか、どのようにされていくのかをお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

企画調整課長、筒井尚之君。

○企画調整課長（筒井 尚之） 本年度で通算5回目の自治会懇談会となります。

議員さんからの質問にもございましたけど、確かに出席者は横ばい。そして確かに若年層の参加が少ないのは事実でございます。ご承知のとおり、今回のテーマはごみ処理方法など生活環境面から、一方では人口減対策、そして多気地域の小学校・保育園統合、健康寿命を延ばす健康づくりなど、少子高齢化が抱える社会問題の件を中心に進めておるところでございます。

現在は勢和地域を回っておりますけども、事前に区長さんを通じて組への再呼びかけをお願いその後行いまして、その成果もあるのか、波多瀬区や古江区、そして色太区でもですね、ほぼ半数近く女性の方が参加いただいております。そして片野区につきましては、数名でありましたけど、子育て世代の方が子連れでも参加いただいております。そして色太につきましては、前回3年前だったんですけど、見てみましたら、12名だったところが今回32名来ていただいたところでございます。これは前回ではあまり見られなかったこ

とでございます。

今月末からは、多気地域の懇談会始まります。多気地域も恐らく最大の関心事といたしましては、やはり小学校や保育園の統合関係かなっていうふうには考えておりますので、住民の方々に少しでもご理解いただけるように、な重要な懇談会としていきたいというように考えております。

ただ、いつも比較的、多気地域はやはり参加者が少なくございます。ですので、さらに今まで以上に全区長さんに呼びかけて何とか少しでも、特に子育て世代の方が出ていただけるように、頑張っってやっていきたいと思ひます。参加いただひておりますけど、また議員さん方も参加もよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

木戸口勉幸君。

○3番（木戸口 勉幸） もう秒単位になりましたので、質問を終わります。32秒、30、29秒になってきましたので。

町長から一言だけ、お伺ひして終わりたいと思ひます。

○議長（吉田 勝） 答弁を求めます。

町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） 今ちょっと子育て世代、若い世代が少ないということもありましたけども、その分野については、特に要点を絞ったときに、例えば子育て世代のときにはまたそれはそれで、例えば福祉が行くとかしますし、高齢者の方の場合はそういった事業に捉まえてその部分を説明会に行くということにしてますので、これからもよろしくお願ひします。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

○3番（木戸口 勉幸） 終わります。

○議長（吉田 勝） 以上で木戸口勉幸君の一般質問は終わります。

(6番 松木 豊年 議員)

○議長（吉田 勝） 再開をいたします。

9番目の質問者、松木豊年君の質問に入ります。

5番、松木豊年君。

○5番（松木 豊年） 松木豊年です。

一問一答方式で、子育てにかかわる2つの請願の採択について、たき放課後児童クラブの32年度以降の人数予想について、保育の無償化について、自衛官募集に関する個人情報の提供について、「非核平和の町」宣言について。5点にわたって、町長並びに関係課長に質問いたします。どうぞよろしくお願ひします。

最初の質問です。

先の3月議会で子育てにかかわる2つの請願が、「勢和公民館で放課後児童クラブを実施することを求める請願」、もう1本は「『子育て支援センターのびのび』の多気地域での早期再開を求める請願」、この2本の請願が採択されました。議会事務局に調べていただきましたけれども、町政運営にかかわって、町民の皆さんの具体的な要望が請願という形で議会に提出されて、採択されたのは、議会の史上初めてのことだそうであります。

そこで、町長にこの請願が採択された、このことについての基本的なお考え、所見をお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） 松木議員おっしゃっていただきましたように、議会で採択をされました。これは子育て世代の皆さん方の熱い要望っていうか、何とかならんかという要望かと、私どもは受けとめさせていただいております。

以上であります。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松木豊年君。

○5番（松木 豊年） ありがとうございます。

私は、町長おっしゃったように、子育て世代皆さん方の熱い要望だということとは当然のことでありますけれども、そのほかの皆さん、町民の皆さん全体にとってもですね、具体的な町政にかかわっての要望が議会に、請願という形で提出されて、議会の中でその賛否についていろいろ議論が交わされるというのは、町民の皆さんお一人お一人にとってもですね、要望の実現の道筋を新しく付けたという意味でも大きな意味があるというふうに思っております。

言うまでもなく、自治体の行政のあり方は、国政とは違ってですね、町民の皆さんから直接選挙で選ばれた町長さんと私ども議員さんで構成する議会とで二元代表制という形をとっておりますので、両者が緊密な連携を取りつつも、正しい意味での緊張関係を持って、そして真ん中には町民の皆さんの声をしっかり受けとめるような、そういう土壌を醸し出ししながら、町政運営に当たることが非常に大事だ、ということを改めて私自身も痛感しているところであります。

次の質問ですけれども、この採択という状況を受けてですね、この子育てにかかわって、町長のほうから具体的に担当課に調査や検討などの指示があったかどうか。もしありましたら、その内容についてもご説明ください。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） 今のご質問ですけれども、私のほうから直接「これをせい」という指示はしておりませんが、ただ、こういう要望について、検討はできないか、という話まででとまっております。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松木豊年君。

○5番（松木 豊年） そうすると、検討を要請したということでしょうか。ありがとうございます。

じゃあ担当課のほうにその町長の要望を受けて、どのような検討をされてる

かについて、もし今日説明していただけるような中身ございましたら、関連してお伺いしたいと思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） 私のほうから。

その「検討」と言いますのは、もう既に児童館が、例えば放課後児童クラブでいきますと、その放課後児童クラブがもう満杯状態になってきたんで、例えば相可でできないかとか、当時の担当課長または担当者に言って、検討をしました。そのときの検討した結果って言いますのは、何とか特に一番多かったのは、相可小学校の子供たちが多かったので、相可小学校の関係の部分ができないかを検討して、一番の結果、結局難しくなったっていうのは、指導員含め、三、四名の一緒に働いていただく人が集まらなかった。要するに、人的対応ができなかった。この部分が大きかったので、今も非常に頭の痛いところでもあります。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松木豊年君。

○5番（松木 豊年） 私が質問をしましたのは、請願が採択された後のことについてお伺いしてるんです。前のことじゃないんです。

改めて伺いますけれども、請願が採択された後にですね、担当課にしかるべき内容についての検討や研究、調査などを指示をしたかどうかについて、お伺いしたんです。そのことについては、していないということなんですか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） そのことについては、細かい指示はしておりません。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松木豊年君。

○5番（松木 豊年） 私は細かい指示をするかどうかではなくて、議会で請願

が採択はされたわけですから、採択される前と後は状況が一転しているわけです。議会で多数でこの請願が採択されたわけですから、そのことを正面に受けてですね、必要な調査・検討、これはやるべきじゃないですか。以前の状況で長々と説明していただきましたけども、状況変わってるんだと思うんです。是非そのことを強く要望して、次の2番目の質問に移りたいと思います。

同じく先の3月議会で子育てに関する問題で、議会に提出されました「平成31年度第1回多気町議会定例会提出資料」、この資料のうち、健康福祉課にかかわる資料、平成31年度たき放課後児童クラブ入会申込状況の表のうち、平成32年度から34年度までの児童の予想数について記載がされています。私も予算決算委員会で質疑をさせていただきましたけれども、表ではですね、平成32年度が174名、33年度が178名、34年度で156名と、31年度の187人からそれぞれ減少するという予想になっております。これらの人数予想についての根拠について、質疑で尋ねましたけれども、なかなか納得のいく回答が得られませんでしたので、改めて、この場で一般質問の場をお借りして、質問させていただく次第です。

3月議会で説明をいただいた中身は、以下のとおりでございます。

「子ども・子育てプラン」などに盛り込むための国の試算方法が示され、現在の保育所の2号認定者の数や各年齢が1年生になった場合の80%の親が就業するとみなす方法もあるが、次年度の申込数とかけ離れているので、2019年度の申込者を小学校別の割合を出し、それぞれの数値を2020年度以降の新1年生に案分したもの、という説明でした。

説明がよくわかりませんこれではね。この説明では、国の試算方法もあるけれども、別のやり方で試算をしたという概略、そういう筋道になっていますので、ダブルスタンダードをどういうふうに使分けただのかという根拠もよくわかりません。したがって、予想数そのものの妥当性についてもこれはしっかりした根拠を持ってないのではないかというふうに私自身は思っておりますので、納得のいくこの予想数を積算した根拠を説明をお願いしたいと思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

健康福祉課長、森本直美君。

○健康福祉課長（森本 直美） 先ほどの松木議員のご質問についてお答えいたします。

これらの人数予測については、平成 31 年度は希望者把握をしております。32 年度以降は、現在の利用者が上の学年に推移すると考えた数に新 1 年生は 31 年度希望者の率でかけ、足した人数を各地区別に人数として掲載しております。「新放課後子ども総合プラン」においては、新小学生 1 年生の利用を前年度における保育園 2 号認定の方の 8 割を見込んで設定することも考えられるとありますが、当町の実情では、小学新 1 年生は、平成 29 年度が 27%、30 年度、31 年度は 36%であり、8 割をかけるのは当町実情とかけ離れているため、31 年度の実績により計算した資料となります。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松木豊年君。

○5 番（松木 豊年） 子育て支援センターのびのびが急に閉鎖にならざるを得なかった直接的な原因は、放課後児童クラブの児童数の予測が予想よりも大幅に上回ったということだというふうに承知しております。この先行事例をですね、しっかり教訓に受けとめて、しっかりした予想をたててですね、事に当たることが私は求められていると思いますが、課長さんにお伺いします。

この予想でかなり正確な予想だというふうに、課長さん自身は思われますか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

健康福祉課長、森本直美君。

○健康福祉課長（森本 直美） ここの実際にかげ離れているとは、都市部のように、町内に幼稚園がなく、当町のお子さんは保育園の入所者が 95%以上、場内の保育園の 2 号認定であることや、町内や敷地内に祖父母が住んでいる人もおり、母が就労しても近くの祖父母宅に帰宅するお子さんもみえるあたりを考えた結果だと思います。

ただ、率的には、ふえる見込みがなくたてておりますところは、また今後考えていかなければならないところだと思います。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松木豊年君。

○5番（松木 豊年） ありがとうございます。

ふえる見込みがあるという認識もお持ちであるということですので、私はもう少しですね、正確な予測をしっかりとすること。このことからことに当たらないとですね、また2回目の失敗を繰り返すのではないかと。こういうふうな危惧しているところです。

正確な数をつかむにはどうしたらいいか。これ直接、要望要求を早めにですね、直接聞けばいいわけですよ。何%かって予測をたてるよりも、該当する保護者にアンケートなり、いろんな形で聞けばいいと思うんです。

それと同時にですね、やはり利用を制限するようなことをやめるべきだっていうふうに思います。例えば町内に祖父母が住んでおられる世帯だとか、あるいは同居してる方についてもですね、就労証明を提出を義務付けるのではなくて、いろんな働き方が今求められてると思いますし、それこそ働き手が不足しているっていう状況がいろんな議員さんからの質疑の中にも出されているわけですから、働き方を推し進めるそういう意味もまた複合的な効果として絶対にあると思いますので、これはもっともっとですね、利用しやすい放課後児童クラブのあり方をですね、保護者の皆さんの要望に沿って、もっと具体的に進めていく必要があると思います。

私はこの予想人数がそのまま、このままで固定化されますと、人数は減っていくのでそんなに手を加えなくていいということになるに決まってるじゃないですか。したがって、この予想人数はですね、これ公文書になると思いますけれども、一度凍結してもう一回再調査して正確な見通しをたてるそれぐらいの取り組みを是非していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

健康福祉課長、森本直美君。

○健康福祉課長（森本 直美） 今後正確な予測のためには、人口予測やニーズ把握が必要と考えます。またこれまでの利用の伸び率や多気町における住環境、女性の就労状況等も勘案し、予測していくことが大事だと考えます。

昨年 12 月に対象を就学前児童と小学生にニーズ調査を実施しておりますので、この調査をもとに、今年度は「子ども・子育て計画」を立てます。地域の実情を踏まえて予測をしていきたいと考えます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松木豊年君。

○5 番（松木 豊年） 是非よろしくお願ひしたいと思います。

2つの請願についてはですね、支援センターののびのびについては早期の再開というふうに請願の中身は触れられておりますし、放課後児童クラブについては勢和地域で、具体的には公民館っていうことの場所まで特定してはいますけれども、それらをやるっていうことになると、条例の改正その他も手続き上必要になってくると思いますので、早急な検討を開始してですね、この期にできるのかできないのか、その辺の見通しも是非付けていただきたいと、あわせて指摘をしておきたいと思います。

次の質問に移ります。

保育の無償化についての質問です。子ども・子育て支援法の改定に伴って、多気町の保育行政が大きく変わると思います。その変わる内容について概要と合わせて、行政としての対応など、ご説明をお願いいたします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

健康福祉課長、森本直美君。

○健康福祉課長（森本 直美） 先ほどの質問にお答えいたします。

今回、令和元年 10 月 1 日から、3 歳から 5 歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する子供たちの利用料が無償されます。また、ゼロ歳から 2 歳までの子供たちについては、住民税非課税世帯を対象として、利用料が無

償化されます。

今回の無償化により、保護者の経済的負担は軽減されますが、無償化は幼稚園、認可外保育所等も対象にされ、今後保育士不足問題等が懸念されます。また、令和2年度からは、国の補助はなくなり新たな財政負担も当町には必要になることなどから、課題が山積しておりますが、より安心安全な保育行政の運営に努めていきたいと考えます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松木豊年君。

○5番（松木 豊年） ありがとうございます。

来年度からは国の財政措置がなくなるということで、私自身も何か2階に上げてはしごを取るみたいなやり方については、従前のも町長さんも全国の会議でそういう説明があったということで憤慨されておりましたけれども、全くそのとおりであります。是非そういうことがないようにですね、国に財政措置をとるように強く求めていきたいと思いますが、そこはここで議論にはなかなかなりませんので。

具体的な問題で1つだけ。10月から変わるということになります。年度途中での変更ですので、なかなか行政の対応や町民の皆さんの戸惑うところがいろいろな面で出てくるかと思えますけれども、1点だけお伺いしたいと思います。

これまで保育料が減免されておられる世帯でですね、保育料は無料になるけれども、食材費、いわゆる給食費は実費徴収というふうに、先ほど説明にはございませんでしたけど、そういう中身は残っていますよね。そうしますと、結果として今まで減免されていたご家庭では、逆に給食費を支払うということで、逆転現象が生まれることを私自身は非常に危惧しております。その点については、どういう状況になっておりますのか、あるいは、もしそういう状況があるのであれば、対応策などを検討されているのであれば、教えていただき対等思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

健康福祉課長、森本直美君。

○健康福祉課長（森本 直美） 先ほどの質問にお答えいたします。

今回の改正では2号認定、3歳から5歳の子供の場合、保育料は無償になったにもかかわらず、これまでに公定価格として、国の定めた保育料の基本額に含まれていた副食費、副食費とは、主食以外のおかず・おやつのことです。この公定価格内からこちらの副食費が外され実費徴収となります。

これにより発生した副食費がこれまでの低所得者などの減免された保育料を上回ってしまうような逆転現象は起こらない改正内容・仕組みになっております。加えて、年収360万未満相当世帯の子供たちと第3子以降の子供たちについては、副食の費用が免除されます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松木豊年君。

○5番（松木 豊年） ありがとうございます。

そうしますと、こういう理解でよろしいんですか。今まで減免を受けておられたご家庭では、副食費についても減免がそのまま継続されると、こういう理解で。それは国の施策と町の行政のあり方との関係ではギャップは生じないんですか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

健康福祉課長、森本直美君。

○健康福祉課長（森本 直美） こちらの内容は、国の示されたものであり、説明会が来週県のほうで説明会の私ども担当者が行ってまいるんですが、書面で示された部分については、このような内容になっております。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松木豊年君。

○5番（松木 豊年） ありがとうございます。

なかなかその国から示されたっていう中身が、私もいろいろ探したんですけど見当たらずで、すごく懸念しておったんですけども、今のご説明で少し安

心することができましたので、ありがとうございました。

次の質問に移ります。

自衛官募集に関する個人情報の提供についての質問です。

私は3月議会の一般会計の質疑で、国庫支出金の委託金として、自衛官募集事務地方公共団体委託金として、1万円が計上されていること。そしてその中身は、適格者名簿を紙媒体で自衛隊に提出するっていう内容であることを説明を受けました。個人情報を保護するという観点から、この問題は、重大な問題をはらんでいると思います。

以下、質問をさせていただきます。

自衛隊の三重地方協力会長名から多気町長宛ての「自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる募集対象者情報の提出について(依頼)」という文書が、平成31年3月28日付で出され、当町では4月2日付で受付印が、受理された判こが押されております。写しをいただきました。その中身について、拝見しますと、18歳になる男女の情報の提供を紙媒体で提供するということになっております。

現時点でこの紙媒体での情報提供が完了しているのかどうか、まず最初にお伺いしたいと思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

総務課長、森川直昭君。

○総務課長（森川 直昭） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

文書にて提出済みとなっております。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松木豊年君。

○5番（松木 豊年） その際、個人情報を保護する観点から、幾つかの法律が定められております。それらの法律に沿って、この個人情報を紙媒体で提出するという点について、どのような検討がなされたのか、及びその検討の日時

経過などについて、概略ご説明いただきたいと思います。関連する法律は、個人情報保護法、住民基本台帳法、多気町の個人情報保護条例などが関連すると思いますが、要点についてお答え願いたいと思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

総務課長、森川直昭君。

○総務課長（森川 直昭） 今回、募集対象者情報の提出につきましては、まずですね、自衛隊法及び自衛隊法施行令が関係してまいります。そこに、「資料等求めることができる」というふうな規定がございます。その根拠に基づいて今回この文書が発出をされて、依頼があったというふうに理解しております。

さらに、議員がご質問の中で述べられました住民基本台帳法及び多気町個人情報保護条例におきましては、法令に規定がある場合につきましては、個人情報の提供が可能となっております。

さらにこの個人情報保護法でございますけれども、これにつきましては、国及び地方公共団体につきましては、その個人情報に係る責務等を規定しております。直接その情報が提出できるという根拠はございません。これにかわるものが本町では多気町個人情報保護条例であるというふうにご理解いただければというふうに思います。

以上のような観点から、本町といたしましては、先ほどの質問いただいたとおり、文書にて提出をしたところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松木豊年君。

○5番（松木 豊年） ありがとうございます。

個人情報保護法は、多気町にあっては条例化されてその保護法をもとにしていますか、ですので、法令等に定めがあるときについて、という記述もそのまま条例の中で生きているかというふうに私自身も思っております。

課長がご説明いただいた、根拠にされた法令ですけれども、自衛隊法 97 条と同施行令 120 条を根拠だというふうにされていると思いますが、これは自衛隊は求めることができるということ、できる規定なんです。これは自衛隊の側ができますよということなんです。ですので、それは自衛隊の判断段です。自衛隊はしなきゃならないということではないということなんですけれども。

この法令についての解釈ですけれども、政府見解っていうのはどうなってますか。御存じですか。じゃあ紹介します。

2003 年 4 月 23 日の衆議院の個人情報保護に関する特別委員会で、当時石破防衛庁長官が答弁しています。そのまま読み上げます。

「私どもは、依頼をしてはいるが、答えられないということであれば、それはそれで致し方がない」ということなんです。

ですので、この自衛隊の要請に対して、自治体は国と上下の関係では全くありません。対等な関係ですので、個人情報を守る必要があるというふうな判断に立てば、全く提出する義務は何もないんです。ですので、問題は、多気町の個人情報保護条例に基づいて、しっかりこのことを吟味をして、結論を出したかどうかということは問われると思います。ですので、法令をもとにしたというのは全く根拠にならないんです。ですので、私はこれは大きな問題があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

総務課長、森川直昭君。

○総務課長（森川 直昭） 確かに議員のおっしゃられるように、今回は自衛隊からの求めでございます。命令とかそんなことじゃございません。

ただ、求められた部分について、本町がどう判断するかというところだと思いますけれども、今回この名簿等につきましては、当然自衛隊におきましてそういういろんな募集事務について、本町としては、それに協力していこうというふうな立場でございます。それに基づく一環の資料提出ということでございます。その募集事務を本町としては拒否するということではなくて、国行ってい

ることに対して、本町のほうも積極的にそれにご協力をしていくというふうな観点できております。

あと、この情報がですね、その例えば出すことによってご本人さんに非常に重大な、例えば支障をきたすとかいうふうには特にそこまでの判断はしておりませんので、今回出すことについても問題なしということで、判断をして出しております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松木豊年君。

○5番（松木 豊年） 条例では、情報を提供する場合の幾つかの例外的な中身で、法令の問題も先ほどありましたけれども。法令は先ほど私申し上げたように、根拠にならないっていうのは明確だと思います。それは自衛隊が勝手に要請することができるっていう規定ですので、それができるからといって、こちらが受けなければいけないっていう関係ではないという、ここは先ほど課長もそういう関係のもとで、やったのではないというご説明だったと思います。

あとは、本人の同意があるときっていうことですが、本人の同意は取られていますか。取られてないと思うんですよ。あるいは18歳になる方の名簿ですので、提供した段階ではまだ18歳にならない手前の人、今年中になる方ですよ、恐らく名簿は。そうすると保護者も含めた同意を取るだとか、そういう丁寧な対応がまず必要になってくるんじゃないかというふうに思います。

同時に、紙媒体で提出するということは、全くあり得ない話ではないでしょうか。住民基本台帳法では、閲覧のみができるというふうになっていますので、紙媒体で提出するというやり方は、どこにも記載されてません。ですのでこれも、ちょっと大きな問題をはらんでいると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

総務課長、森川直昭君。

○総務課長（森川 直昭） 住民基本台帳で、紙媒体を出してはだめだということ

ころはちょっと私としては読み取れませんでしたので、交付をすることができるというふうな文言はあるかと思えます。その交付方法がいわゆる紙なのか例えば閲覧なのか、という部分はあるのかもわかりませんが、交付っていうのは基本的には、皆さんが請求をされた場合は紙で出されていますので、その部分は含まれるのではないかというふうに解釈しております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松木豊年君。

○5番（松木 豊年） どう読んでも、紙媒体で提出するっていうのは、あり得ない話だと思います。

条例では、いろんな問題が生じた場合には、審査会の意見を聞いて判断するだとかいうようなことも述べられていますので、私はこの問題については、さらなる検討が必要だと思います。是非自治体にあっては、個人情報を保護するということが第一の責務でありますので、この問題については、曖昧にしないで、問題を検討していただきたいということを強く要望して最後の質問に移ります。

「非核平和の町」宣言についてであります。

宣言の内容とその基本的な意義について、ご説明をお願いいたします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

総務課長、森川直昭君。

○総務課長（森川 直昭） 宣言の基本的な意義というご質問でございます。

この宣言につきましては本町におきましては平成 18 年 6 月 7 日に告示をされたものでございます。当時は、議会におきまして、この説明、議案という形で提出されて承認されているところでございます。基本的な意義っていうのは、この宣言の本文の中にございます、特に本町にかかわっては、「かけがえのない生命と美しい山河を守るため、多気町は、『持たず、つくらず、持ち込ませず』の非核三原則が平和を愛するすべての国の原則となることを希求し、ここ

に非核平和宣言のまちを宣言します。」ということで、異議の説明になっているかどうかわかりませんが、私はこの文章に示されてるというふうに解釈しております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松木豊年君。

○5番（松木 豊年） ありがとうございます。

確かにおっしゃるとおりで、異議を説明するよりも、本文そのものが中身を端的にあらわしているっていうふうに私も思っております。ありがとうございます。

続けてお伺いします。この「宣言」が告示されて以降、この宣言に基づくさまざまな事業が取り組まれてきたと思いますが、その主な内容をご紹介しますか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

総務課長、森川直昭君。

○総務課長（森川 直昭） この宣言のもとで、本町がどのような取り組んだっていう主な事業をとおっしゃられましたが、現在のところは、主というよりも1つだけでございます。

実際には毎年8月にですね、「原爆展」というものを実施をさせていただいております。これは写真のパネル展示でございます。文化会館の展示室等をお借りして、そこである一定の期間展示をさせていただいているというところでございます。申しわけございませんが、これ以外につきましては、特に取り組み等は現在行っておりません。今後も、現在の「原爆展」が中心になろうかというふうに思います。それ以外の事業というところは特に考えてはおりません。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松木豊年君。

○5番（松木 豊年） ありがとうございます。

私も9条の会の会員でもありまして、同じように原爆展をやろうかと思いましたが、既にもう予定されてるっていうことが去年わかりましたので、ブッキングしますので、ちょっと予定を変更したことも経験としてございます。

是非このパネル展は、息長く被爆の実情を後世に伝えるっていう点では非常に意味のあることだと思います。加えて申し上げますと、このパネル一式はですね、恐らく田村元さんから強い要請があつて、当時の三重県下の全自治体で、制作者は被爆者の団体の皆さんつくっておられますけれども、購入して普及するという運動が取り組まれたっていうふう聞いておりますけれども、もうだいぶ長く経ってしまっていて、被爆者団体では次のバージョンをもう何年前につくってですね、世界にそれを広めるという運動をやっておられますので、是非その購入などについても、引き続きご検討をお願いしたいと思います。

課長さんおっしゃりませんでしたけども、「非核平和の町」宣言っていう看板を何カ所か役場の下にもありますし、振興事務所にもあります。何カ所かたてていると思います。これも重要な事業の1つだと思うんですけども、私は、この看板がですね、看板倒れにならないように、もっともっと町民の皆さんがだれもが取り組めるようなこの「非核平和の町」宣言のふさわしいいろんな取り組みをですね、今後検討・具体化をしていく必要があるのではないかと考えております。

核兵器禁止条約の締結が危急的な課題になって急速に進んでおりますので、これらの情勢も鑑みて、被爆者の皆さんが文字どおり命を懸けて核廃絶を訴えておられるわけですので、今日的に、多気町にあつてもですね、さらに

さまざまな工夫を凝らして事業に取り組んでいく必要があると思います。例えば、誰もが気軽に話したり考えたり行動できるそういう事業の1つとして、全国的に取り組まれていますのは、被爆者の方をお招きして、被爆の体験を聞く会だとか、しかも、もうご高齢に皆さんなっておりますので、直接聞く機会っていうのは、だんだん薄れていると思うんです。DVDに焼いて、普及する

だとかいろいろな工夫もされていますけれども、県内にも、被爆者の団体がごさいますので、そういう被爆者の直接の体験を聞く会を催すとかですね。あるいは、中学生さんなどに、広島や長崎の平和記念式典に代表に行っていただいて、その感想をまた持ち寄って町民の皆さんにもお披露目するとか、いろいろな全国的にもそれぞれいろいろな自治体で工夫が凝らされていると思います。そういう意味で、世代を超えてこの核兵器をなくしていくというね、核兵器を廃絶するという課題、誰もが取り組めるような中身に、是非工夫を凝らして具体化する必要があると思います。

このことを、最後強調して質問を終わりたいと思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

総務課長、森川直昭君。

○総務課長（森川 直昭） ありがとうございます。

いろいろな視点からご提案いただいたことを今後のまた参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

○5番（松木 豊年） 以上で質問を終わります。

○議長（吉田 勝） 以上で、松木豊年君の一般質問は終わります。

○議長（吉田 勝） 以上で、通告者全員の一般質問が終わりました。

本日の会議は、散会といたします。